

令和5年度

# 東京都予算編成に関する要望書

[重点項目]

令和4年12月22日

都議会公明党



## < 目 次 >

最 重 点 要 望 .....	1
《 局 別 重 点 要 望 》	
政 策 企 画 局 .....	1 1
子 供 政 策 連 携 室 .....	1 4
総 務 局 .....	1 6
財 務 局 .....	2 0
デ ジ タ ル サ ー ビ ス 局 .....	2 2
主 税 局 .....	2 4
生 活 文 化 ス ポ ー ツ 局 .....	2 5
都 市 整 備 局 .....	3 0
住 宅 政 策 本 部 .....	3 4
環 境 局 .....	3 8
福 祉 保 健 局 .....	4 1
産 業 労 働 局 .....	6 3
中 央 卸 売 市 場 .....	6 8
建 設 局 .....	6 9
港 湾 局 .....	7 2
交 通 局 .....	7 4
水 道 局 .....	7 6
下 水 道 局 .....	7 7
教 育 庁 .....	7 9
人 事 委 員 会 事 務 局 .....	8 3
会 計 管 理 局 .....	8 3
警 視 庁 .....	8 3
東 京 消 防 庁 .....	8 4
議 会 局 .....	8 4

# 最重点要望（抜粋）

## I チャレンジ8

### 1. 第2子の保育料無償化

- ① わが党の要請に応え都は、国が実施する幼児教育の無償化に上乗せして0～2歳児の第2子の保育料の半額、第3子を無償化している。今後、「子どもをもう一人産みたいとの願いに応えるためにも、0～2歳児の第2子の保育料の無償化を図られたい。
- ② 都は、国が支援の対象外としている私立の認可外の保育園について実態調査を行い、今後の対応を検討されたい。特に、認証保育所などの質の高いサービスを提供している施設については、都独自の利用者負担の軽減を維持されたい。

【生活文化スポーツ局・福祉保健局共管】

### 2. 高校3年生までの医療費無償化

都議会公明党が推進した高校3年生世代への医療費の無償化が決定し、その後、令和5年度から3年間、都が10分の10で区市町村を支援することが表明された。今後、4年目以降の財源や所得制限及び自己負担などの財政面の取り扱いについて、区市町村と協議を進められたい。

### 3. 高齢者肺炎球菌ワクチンの接種

コロナ禍において、WHOは「肺炎球菌ワクチンは新型コロナウイルスに効果はないが、肺炎など呼吸器疾患の予防のために接種を強く推奨する」として、一人でも多くの人が接種することが望ましいとしている。このため、現在3割しか接種していない、高齢者の肺炎球菌ワクチン接種率の向上のため、接種の無償化を実現されたい。

### 4. 重粒子線治療の推進と治療機器の早期導入

重粒子線治療は、一般的な放射線治療よりも①治療効果が大きく②がん病巣にピンポイントで照射出来るので周囲の正常組織への影響が少なく③その結果として治療期間が短縮でき、治療と仕事の両立も期待出来る。そして、今年4月の診療報酬改定で、4年ぶりに粒子線治療の保険適用の対象となる疾患の範囲が拡大された。

東京都立病院機構においては、粒子線治療を含むがん治療関連業務のノウハウを有する事業者と調査業務委託を9月27日に締結し、事業採算性の検証などの調査を進められているが、調査内容を年度内に取りまとめ、以下の取り組みにより、重粒子線治療を積極的に推進されたい。

- ① 効果の検証を進めるとともに、治療技術の習得者の育成を急がれたい。
- ② 保険適用の範囲が拡大されたことの周知を図られたい。
- ③ 地方独立行政法人東京都立病院機構での重粒子線治療機器の早期導入を実現されたい。

## **5. 動物の保護機能付きの愛護センターの早期整備**

都の動物愛護相談センターの新たな整備が急務となっているが、やむを得ない動物の殺処分をなくすためにも、保護機能がついたセンターを新たに整備されたい。動物の保護については、獣医系大学などとの連携も図られたい。また、獣医師会や関係する公益法人や民間企業等との連携のもと、都民の憩いの場としてアミューズメント性を持たせるなど、子どもからお年寄りまでが集い、動物との暮らしの中で常に関わりを持つ施設となるよう、恒久的施設として整備されたい。

都は新たな動物愛護相談センターの整備を進めるため、令和4年度に専門家による検討会を設け必要な検討を進めてきたが、それを踏まえ、令和5年度は整備に向けた基本計画を策定されたい。新施設は動物の保護機能付きの共生拠点となるよう取り組みを進められたい。

## **6. 鉄道駅のホームドア設置促進**

鉄道駅のホームドア設置は、都が整備費補助を実施している乗降客10万人以上のJRの大規模駅においてさえ整備率は5割にも満たない実態にある。鉄道を通学手段とする特別支援学校の児童生徒は毎日、命に及ぶ危険にさらされている。利用者10万人未満の駅にも補助の拡大を図り、整備を促進されたい。また、都営地下鉄の駅ホームの安全対策について、ホームドアや内方線付き点字ブロック、多国語による案内誘導放送、文字情報の掲示などの対策を講じられたい。地下鉄浅草線全駅のホームドア設置について、計画通りに施工されたい。

## **7. 調節池の増設・河川改修・貯留幹線の整備推進**

地域の特性に合わせて、調節池などの増設をはじめ河川の改修（護岸整備や河床掘削）や下水道施設（貯留幹線の整備）等の水害対策を全力で進められたい。

また、荒川第二・第三調節池が完成するまでの間、上流域のダムだけでなく、既存の荒川第一調節池についても、利水容量の一部の事前放流を行うことで、治水機能を増強していくことができることから、国と連携しこの地域の安全性の向上に取り組まれたい。

併せて、多摩地域の河川強化についても、河道の蛇行区間や狭隘箇所等の局所改良によるボトルネック解消や湾曲部の護岸の強化を進めるほか、洪水時の川の流れに支障がないよう樹木の伐採や堆積土砂のしゅんせつも適切に実施されたい。また、小河内ダムの治水機能を発揮させるため、多摩川水系治水協定が締結されており、これを十全に機能させるため、国と都の連携、そして流域区市町村への情報提供に万全を期されたい。【水道局、下水道局共管】

## **8. 高速道路上の本線料金所の撤廃**

都は、公明党の要望を受け、高速道路の本線上の料金所の撤廃、特に永福料金所の撤去を国に提案要求を行っている。結果、令和4年度には、首都高速道路で34箇所の本線料金所のETC専用化が実施された。この流れを加速化させ、できる限り早期に本線料金所の撤廃に向けて取り組まれたい。

## Ⅱ 新型コロナウイルス感染症対策

### 1. 新型コロナウイルス感染症第8波へ備えて

#### (1) 医療逼迫時の病床確保

- ① 第7波の感染拡大時には医療体制が逼迫、治療が必要な人が医療を受けられない状況下にあった。第8波以降は、経験を生かし、診療・検査医療機関をさらに拡大されたい。
- ② 災害やパンデミックなどの非常時において、一気に患者を収容できる規模の危機対応専用病院または臨時医療施設を開設して、入院調整機能を強化されたい。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の感染症法上での取り扱いの変更に備え、当分の間、ワクチン費用等の無料化については、特別な取り扱いとして維持するよう国に求められたい。

#### (2) 自宅・宿泊療養患者へのきめ細かな支援

- ① 先端技術を活用して患者の健康状態をリアルタイムで把握し異常に即応できる体制を早期に確立されたい。
- ② 第7波においては宿泊療養への希望が多く、宿泊療養施設に入所ができない相談も多くあった。宿泊療養を希望する都民が円滑に施設に入れるように感染状況に応じた適切な受け入れ体制の整備に取り組まれたい。
- ③ ピーク時の入所調整の強化を図られたい。（申し込み回線の増強）

#### (3) 重症化防止・中和抗体薬治療・クラスター対策

- ① 高齢者など重症化リスクの高い方の自宅療養における重症化防止対策において、速やかな入院調整を前提として、新型コロナウイルス治療薬等コールセンターの円滑な機能の発揮を促進し、往診での積極的活用を図るなど、想定されるあらゆる場面で「中和抗体薬」を速やかに投与できる体制を整備されたい。
- ② 高齢者施設、福祉施設、入院医療機関でクラスターが発生した際に、すみやかに医療支援チームを派遣できるよう、医師会と連携し、平時から体制を構築されたい。加えて、医療支援チームに所属する医師・看護師に対する代替要員等の支援も強化されたい。
- ③ 介護等を要する高齢者・知的障害者など用の臨時的医療施設は別枠で、随時開設されたい。また、平時からその備えを万全に講じられたい。

#### (4) ワクチン接種の加速化

- ① 高齢者施設等入所者の5回目の接種を促進されたい。また、インフルエンザワクチン予防接種の補助を継続されたい。（ワクチンバスの重点的派遣）
- ② 65歳以上の高齢者へのインフルエンザ予防接種の自己負担額の補助を継続されたい。また、大規模会場での高齢者への新型コロナと、インフルエンザのワクチン同時接種実施を促進されたい。
- ③ 期限切れワクチンが大量廃棄されないことがないよう、期限切れ前での有効活用の促進を図られたい。

#### (5) 検査体制の強化

- ① 行政検査・集中的検査・無料検査で、感染拡大に向けた検査体制を確保されたい。また、

抗原定性検査キットの確保を行い、発熱外来で検査キットが不足する場合には、引き続き都のキットを配布されたい。

- ② 季節性インフルエンザの流行にも備えた両用の検査キットなどの充足と適宜な配布体制の整備を図られたい。

## **(6) コロナ病床の確保とこれを支える専門スタッフの確保・育成**

- ① 医療崩壊を防ぐためには、民間を含む都内病院全体での重症病床の増床が、急務の課題である。これを支える専門医療スタッフの確保を確実に進めるためにも、潜在看護師等の掘り起しを図られたい。
- ② 過酷な現場で引き続き活動を続ける医療従事者に対し、特殊勤務手当の支給を継続されたい。

## **(7) 新型コロナ感染症の後遺症対策**

- ① 新型コロナ感染症の後遺症の医師・薬剤師等への研修会の開催
- ② 後遺症を診察・診断できる医療機関の充実と周知、医療機関を支援する体制の強化を図られたい。

## **(8) 医療機関等への支援**

都の医療機関等への物価高騰対策支援金については、令和 5 年度についても継続して実施するとともに、接骨院などの柔道整復師についても支援の対象とされたい。

# **2. 経済対策**

## **◎ 都内旅行事業者のコロナ禍からの回復支援**

国のコロナ対策での観光支援策では、対象を個人がネットで直接申し込む旅行が中心で利用者が法人である旅行を補助から外している。そのため、地域の中小企業や地縁団体等が企画する旅行を主な営業内容とする都内の中小旅行事業者は国事業の恩恵に浴していない。都は国内旅行に対してバス代金などの一部を支援する事業を行っているが、引き続き国に対し補助制度の改善を求めるとともに、その実現までの間、国制度の不足点を補填する都独自の補助を実施されたい。

## **◎ コロナ禍を克服し、経済を再生**

### **(1) 制度融資の新たな展開**

- 中小・零細企業のウィズコロナ、ポストコロナの新たな事業展開や経営の安定化を資金面から支えるために、コロナ対応に係る資金繰りの円滑化、CO2 削減などの取り組みなど、様々な課題に解決に向けて融資を充実されたい。
- 無利子・無保証料の制度融資は、わが党の要望により令和 3 年 3 月まで継続実施された。現在は、コロナ第 6 波への備えを進めるとともに、ウィズコロナ、ポストコロナの出口を探りながら経済を前に進めるべき時である。中小企業と従業員の雇用が守られるよう、国や経済の動向・中小企業への感染症の影響を見極めながら、改めて同様な措置を講じることも含め、必要な措置を図られたい。

## (2) ポストコロナに向けた企業支援

ポストコロナに向けて、企業が自社を改革できるよう、収益の向上・収益基盤の確保に向けて必要な支援を行い経営力強化を図られたい。

## ◎ 新たな文化芸術戦略

### (1) with・コロナ戦略での芸術文化誘導

感染拡大防止対策を継続しながら、with・コロナ時代の新たな芸術文化活動の在り方を確立し、活況を取り戻すことが、都内の芸術文化活動を支える人材の裾野を維持し、次代の担い手の育成を図る上で大事な課題である。そこで、取り組みの内容を観客に歩み寄って分かりやすく展開しようとする企画や、担い手の拡大やリピーターの育成に向け工夫を凝らす企画など、with・コロナ時代に前向きに挑戦する取り組みについては、都としても、手厚い支援策を講じ、芸術文化活動への参画体験や鑑賞の機会の促進などの取り組みを進められたい。

### (2) 「文化芸術立都・東京」を実現する戦略

#### ① 新進芸術家・芸術団体への支援の拡充

令和3年度から開始されたスタートアップ助成を、さらに多くの新進芸術家を応援するために新年度も支援を拡充するとともに、稽古や制作・発表等の場を確保し、提供していく支援を引き続き推進されたい。

#### ② 支援情報発信の充実

コロナ禍では、文化芸術に携わる方々にどのような支援策があるのか、必要な情報にたどりつけなかったとの声も聞いている。助成制度等の支援情報やアーティストが必要とする情報をわかりやすく手軽に入手できるようにするために、ワンストップで対応可能となるサポート体制を構築されたい。

#### ③ 地域の芸術文化活動に対する支援

これまで、地域で芸術文化の裾野を広げるために活動されている方々や団体への支援を求めてきたが、今後は、地域の文化活動の発展につながるよう、芸術文化に対する助成事業の対象を広げるなど支援の枠組みの拡充を検討し、多くの方々にとって使い勝手の良い支援を充実されたい。

#### ④ 子どもの芸術文化体験

小さな頃から劇場に足を運ぶなど、その生の魅力に触れることは、子どもたちの芸術文化を愛する心を育み、将来にわたるファンを生み出すことにつながる。そのため、芸術文化団体と協力し、舞台などを支える人々の仕事や作品の背景などに触れ、子どもたちが芸術文化を深く理解できるよう、今後、芸術文化団体等と積極的に共同し、教育庁とも連携しながら、子どもの芸術文化体験を更に充実させていく仕組みを検討されたい。



### Ⅲ コロナ対策以外の最重点要望

#### 1. 市町村総合交付金のさらなる拡充

長期化するコロナ対策以外でも、介護現場の維持、子育て支援、一人1台端末整備等、児童・生徒の学びの保障、高齢者・障がい者のデジタルデバイド対策や移動支援、セーフティネットのほか、近年激しさを増す風水害等の防災・減災対策や防犯等の安全・安心対策等への対応等の重要課題も数多い。一方で、税収等の落ち込みによる財政事情の悪化も予測されることから、今後とも市町村が都と連携して、それぞれの地域の実情に合わせた施策を構築し、継続的に運営していくためには、さらなる財源確保が不可欠である。そこで、区部に対して財政力の弱い市町村に対して、財政基盤強化のため、交付金総額を増額されたい。

#### 2. 東京の構造改革に向けた組織体制の見直し

環境確保条例の改正により、住宅への再生可能エネルギーの利活用促進の環境が整った。企業等の産業分野の再生可能エネルギーの利活用については、従来、環境局の所管であったが、令和4年度に産業労働局に移管され、きめ細かい支援策が行われるようになった。今回の改正により現在、環境局の所管である住宅部門の再生可能エネルギーの推進についても、日頃より業界団体と連携を実施している住宅政策本部に移管をし、より効果的に実施できるようにすべきである。あわせて、体制が強化される住宅政策本部を住宅局に拡充整備されたい。

#### 3. 带状疱疹ワクチン接種助成を行う区市町村支援

带状疱疹は80歳までに3人に一人がかかると推定されている。带状疱疹の原因は、子どもの頃に感染した水ぼうそうの水痘・带状疱疹ウイルスであり、带状疱疹には、予防ワクチンが有効であることから、ワクチン接種の費用助成を実施する区市町村への支援について、都の補助制度を新たに創設すること。また、带状疱疹の予防や治療に関する情報を必要な方に周知する体制を整えられたい。

#### 4. 都市強靱化に向けて

今後の気候変動により、これまでの想定を超えて激甚化・頻発化していく恐れのある風水害への対応とともに、被害想定が見直された首都直下地震などの自然災害への対応が急務であり、さらに、これらが複合的に発生するリスクも想定しながら、中長期的視点に立ち、備えを講じるため、調節池整備や住宅の耐震化などのハードの取り組みや、自助・共助を促す取り組み等のソフト対策など、強靱で持続可能な東京の実現に向けた取り組みを加速されたい。

#### 5. 徹底した防災・減災対策の推進

##### ◎ 新耐震基準の住宅の耐震化について

都は、耐震改修促進計画を定め、建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）

以前に建築された旧耐震基準の住宅について、区市町村を通じて耐震化の補助を実施しているが、令和4年5月、10年ぶりに改定された新たな被害想定では、これまでの取り組みに加え、平成12年以前に建築された新耐震基準の建築物についても耐震化が進むと、人的被害や建物被害が更に軽減されることが示された。こうしたことを踏まえ、新たに新耐震基準の住宅についても、耐震診断や改修工事への補助を早期に実施し、地震被害の更なる低減を図りたい。

## ◎ 住宅の液状化対策に対する支援

東日本大震災では、震源から遠く離れた東京都内でも、臨海部だけでなく内陸部においても液状化が発生し、木造住宅などに建物被害が発生した。都も、建物における液状化関連の情報を一括して見られるよう、『建物における液状化対策ポータルサイト』を開設された。これまで液状化対策アドバイザー制度も創設されているが、さらに液状化対策を推進するため、住宅の液状化対策に対する支援を創設されたい。

## ◎ 高台まちづくりについて

近年、気候変動による大規模洪水などが相次いで発生しており、東部低地帯の災害リスクの軽減を図り、都民の命を守るために、水害に対して安全性の高いまちづくりを進めることが重要である。区画整理事業と高規格の堤防整備の一体的実施による高台づくりや、建物上部への避難スペースの確保など、公表された方策をもとに、国や地元区と連携して、高台まちづくりの実践のためのモデル地区の検討をさらに進められたい。

併せて、水害時の避難スペースを確保するため、民間の高層建築物への容積率の緩和策に加え、既存の建築物でも地元区が活用できるよう、補助制度なども含め、幅広く検討されたい。

## ◎ 大規模地下街等への浸水対策

地下鉄をはじめ東京のターミナル駅周辺では、地下街や鉄道駅のコンコース、駐車場などが複雑に繋がり、地上のビルも地下で繋がる構造になっている。大規模地下街等への浸水対策は急務であり、その充実を図られたい。

## ◎ 広域避難等の取り組み強化

### (1) 大規模水害時における広域避難の取り組み強化【建設局共管】

- ① できるだけ早期に、想定し得る最大規模の降雨を用いた浸水予想区域図を、都内全14区域を改定・公表し、区市町村がこれを基にハザードマップを作成できるよう、住民に周知されたい。
- ② 災害時の都民への情報提供のため、河川監視ライブカメラの拡充を進めるとともに、災害時にインターネットのアクセスが集中して情報が得られないケースが増えているため、災害情報を確実に都民に提供されるよう改善されたい。
- ③ インターネット環境をもたない高齢者等のために、防災ラジオ等の受信設備の普及を区市町村と連携して進められたい。
- ④ 一定数の広域避難場所が確保されるまでの間は、緊急避難的に垂直避難が必要となる。

各自治体が進める高層建物への避難協定が進むよう支援策を検討されたい。

## **(2) 帰宅困難者対策と避難所の感染防止対策の強化**

首都直下地震等による東京の被害想定の見直しに伴い、警視庁、東京消防庁、国の機関とのさらなる強力な連携を図り、帰宅困難者対策など、自助、共助、公助全般にわたる対策を講じられたい。特に、東京マイ・タイムラインや「東京くらし防災」を使った普及啓発、東京都防災アプリのリニューアル等、多面的な防災対策に取り組むとともに、コロナ禍における各避難所での感染防止対策を支援するため、区市町村を財政支援されたい。

## **6. 働き方改革の推進**

### **(1) 適切な工期設定と工事関係書類の簡素化【各局共管】**

働き方改革の推進を図るため、工事発注にあたっては、適切な工期の設定を徹底されたい。

### **(2) 週休二日制を実施しやすい環境づくりと女性の活躍推進**

建築業界では週休二日制の実施が若手人材確保に向けた課題となっている。契約締結後でも、受注者側の意欲で週休二日制を希望できる方式を実施されたい。また、週休二日のモデル工事では労務費が上乗せされているという事実を、下請けで働く人々が認識できる環境づくりを引き続き図ると共に、週休二日制を広げるための労務費額の上乗せは、今後、20%増を目指されたい。

さらに、事業者の女性活躍推進を促す総合評価方式の改訂では、行動計画策定の届出日によって不利益を被る場合もあるため、影響等の調査と改善を検討されたい。

### **(3) 工事関係書類の電子化とハンコレスの推進**

都は現在、工事関係書類の削減・簡素化を進めているが、金銭の支払いに関係する代表者印以外のハンコレスの実現など、書類の電子化も急ぎ対応されたい。

## **7. スタートアップとの協働について**

スタートアップの生み出すイノベーションを様々な社会課題の解決につなげていくため、新たなスタートアップ戦略の策定を契機に、スタートアップとの協働が都政全体に広がるよう取り組みを推進されたい。

その際、都政は幅広い分野に渡っている一方で、これまでスタートアップとの馴染みがない局も数多い。戦略を契機に、庁内横断のチームが全庁に横串を刺し、ワンストップの窓口から、スタートアップとの協働が都政全体に広がるよう取り組みを進められたい。

## **8. デジタルトランスフォーメーションの推進とデジタルバイド対策**

### **(1) 行政手続きのオンライン申請システムの構築**

わが党はこれまで、都庁の申請手続きの98%に及ぶ169項目について、早急にデジタル化を進めていくことを強く求めてきた。例えば、建設・不動産・宅建・産廃処理業等の関連手続き、保育士登録や栄養士・調理師免許の交付、各種障害者手帳の交付や、年間76万件にのぼるパス

ポート申請、工事関係書類の電子化とハンコレスの推進などに加えて、東京デジタルファースト推進計画に基づき、取り組み対象を許認可・届出以外にも拡大し、内部事務を除く全行政手続きについても、都民・事業者の利便性を高めるためにも、デジタルトランスフォーメーションの取り組みを最速で進められたい。併せてその重要な社会基盤として、サイバーセキュリティ対策を堅固に構築されたい。

## **(2) ICT環境整備などデジタルデバイド対策の具体化**

その推進に当たっては、ICT環境が整っていない地域や組織・人が取り残され、情報の格差、行政サービスの格差、教育の格差、医療の格差等が生ずることのないよう、以下の例示などにより、デジタルデバイド対策について、経済的支援も含め、を総合的に推進されたい。

### **例示1：ICT環境整備**

区市町村が講習会を開催する際に必要となる講師や情報端末の確保などの支援や都営住宅等の集会室のWi-Fi環境の整備推進

### **例示2：町会・自治会支援及び通信事業者とのタイアップ**

スマホ教室やスマホ相談会の拡充、都の地域の底力事業発展事業や老人クラブ助成事業の拡充支援、さらには通信事業者とのタイアップ等による推進

### **例示3：見守り事業への支援**

IT機器を積極的に活用する際、機器の購入や通信環境整備の推進

### **例示4：区市町村との連携**

区市町村が行うデジタルデバイド是正への取り組みを支援し、地域包括支援センターを通じての高齢者への支援や視覚障害や聴覚障害がある方へのデジタルサービスのあり方など環境整備の推進

### **例示5：人材の活用・育成**

スマホサポーター認証制度の構築にあたって、若者の力を糾合するためのインセンティブの付与やスマホを使いこなす高齢者世代の活用の推進

## **9. とうきょうママパパ応援事業と東京都出産応援事業の充実**

国においては、公明党の主張を反映し、支援が手薄な0～2歳児に焦点をあてて、経済的負担軽減と、伴走型相談支援を継続的に実施することが決定。妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない支援である「とうきょうママパパ応援事業」と「東京都出産応援事業」との関係を整理して、引き続き都において、事業継続できるよう取り組むこと。都は伴走型支援の先進自治体として国の政策を踏まえ、より一層の充実を図られたい。

## **10. がん患者へのアピアランスケア支援を行う区市町村支援**

抗がん剤等の使用による頭髮の脱毛や、手術による乳房の切除等により、外見に変化が生じ、がんに罹患する前のように、地域で自分らしく生活することが困難な場合がある。こうした外見を補うアピアランスケアとして、ウィッグなどの購入費用の助成を行う区市町村への支援を図られたい。

# 局別重要要望

## [ 政策企画局 ]

### ◎ 都市強靱化に向けて

今後の気候変動により、これまでの想定を超えて激甚化・頻発化していく恐れのある風水害への対応とともに、被害想定が見直された首都直下地震などの自然災害への対応が急務であり、さらに、これらが複合的に発生するリスクも想定しながら、中長期的視点に立ち、備えを講じるため、調節池整備や住宅の耐震化などのハードの取り組みや、自助・共助を促す取り組み等のソフト対策など、強靱で持続可能な東京の実現に向けた取り組みを加速されたい。

### ◎ スタートアップとの協働について

スタートアップの生み出すイノベーションを様々な社会課題の解決につなげていくため、新たなスタートアップ戦略の策定を契機に、スタートアップとの協働が都政全体に広がるよう取り組みを推進されたい。

その際、都政は幅広い分野に渡っている一方で、これまでスタートアップとの馴染みがない局も数多い。戦略を契機に、庁内横断のチームが全庁に横串を刺し、ワンストップの窓口から、スタートアップとの協働が都政全体に広がるよう取り組みを進められたい。

### ◎ 「未来の東京」戦略の取り組みとバージョンアップについて

「未来の東京」戦略の取り組みにあたっては、誰一人取り残さないというSDGsの視点に立って、以下の視点から具体化を図るとともに、PDCAサイクルを活用し、事業の成果や課題を公表する等、「見える化」の視点を位置付けられたい。

～基本姿勢～

- ① 受益の格差を生まない（高齢者・経済弱者・デジタルデバイド等）
- ② 新しい日常、新しい生活様式への対応（デジタル化・セーフティネット）
- ③ 未来を育むチルドレンファースト社会の構築（子育て・教育等）
- ④ ダイバーシティの推進からインクルージョンへ（同性パートナーシップ等）

### ◎ デジタルトランスフォーメーションの推進とデジタルデバイド対策

コロナを封じ込め、新しい日常に対応していくため、医療、介護、教育、そして行政におけるデジタルトランスフォーメーションの取り組みを、最速で進められたい。併せて、その重要な社会基盤として、サイバーセキュリティ対策を堅固に構築されたい。

同時に、その推進にあたっては、ICT環境が整っていない地域や組織・人が、取り残され、情報の格差、行政サービスの格差、教育の格差、医療の格差等が生ずることのないよう、デジタルデバイド対策をもう一つの柱として、きめの細かい取り組みを進められたい。

【デジタルサービス局共管】

## ○ 新しい日常、新しい生活様式への対応

コロナ禍での三密の回避や非接触など、新しい日常を実践する中でテレワークや、時差出勤、巣ごもり消費といった新たな生活スタイルが定着してきた。

通勤・通学での自転車利用も増加し、交通安全対策が求められている。特に食べ物を配達するフードデリバリーサービスの交通ルール遵守の徹底は急務である。配達サービスを行っている業界が加盟する日本フードデリバリーサービス協会は都議会公明党の提案を盛り込んだ「交通安全ガイドライン」を新たに策定した。都民生活の安全を守るとともに、飲食店の業態拡大や感染拡大防止対策をさらに講じられたい。

## ○ セーフティネットの強化とコロナ差別解消への取り組み【福祉保健局共管】

有識者会議の提言で「貧しい人、弱い人たちに感染被害が大きいことは明白で、様々な面で格差の拡大が懸念される。今回大きな打撃を受けた人など、社会のセーフティネットを改めて強化していく必要がある」とあり、「エッセンシャルワーカーは十分な報酬に恵まれないケースも散見されるため、支援を検討すべき」としている。対策を講じられたい。

また、コロナ禍の中、一部で偏見や差別など卑劣な行為が見受けられる。わが党は、東京都人権尊重条例制定の際に、時代、社会の変化に応じて生ずる新たな人権課題についても、条例により位置付けて施策を推進していくことを求めており、知事も、国内外の情勢変化に応じて対応する考えを示している。今後も起こりうる、新型コロナウイルス感染症を理由とした不当な差別や偏見、誹謗中傷から感染者本人やその家族、医療従事者などを守るために、都の責務としてコロナ差別の解消や「都民及び事業者の責務」の啓発など、必要な取り組みを推進されたい。

## ◎ 引き続き取り組むべき政策課題

### (1) 骨太な住宅政策

人口減少や高齢化、外国人居住者の増加等が進む中で、時代の変化に合った快適な住宅の確保は、暮らしの安心の根幹となることから、「未来の東京」戦略に位置付けた住宅政策を進めるため、住宅政策本部を「住宅局」へと強化すべきである。都営住宅をはじめ、各種公的住宅の適切な戸数と質の確保や、民間住宅、マンション等の取得や入居がしやすい仕組みの構築など、誰もが安心して住むことのできる骨太な住宅政策を進められたい。

### (2) 優先6路線の整備推進

快適な通勤通学や移動手段として、鉄道網の整備を急ピッチで進めることも、東京の将来発展にとっては大事な視点である。国土交通省が鉄道の混雑緩和や空港アクセス向上のために、優先整備路線として掲げた6路線の整備を、計画的に推進されたい。

### (3) 癒しや潤いの視点―清流の復活と外堀の浄化、ペットとの共生

都民が心豊かに生活を送ることができるよう、玉川上水等の清流の復活と外堀の浄化をはじめ、高齢化の進展や単身世帯の増加などにより、社会のあり方が大きく変化していく中で、ペットと暮らし、災害時の避難行動においても共生できるようにするなど、都民生活における癒しや潤いも重要な視点と捉え、施策に反映されたい。また、犬猫の保護から譲渡までを担う都民に開かれた動物愛護センターを新設されたい。

#### **(4) 東京2020大会のレガシー**

東京2020大会を通じて生み出されるバリアフリーのまちづくり、メダルプロジェクト等の環境先進都市の取り組み、スムーズビズ等の新しい都市モデル等、都市としての成熟を示すハード・ソフト両面のレガシーを後世に残すとともに、メダルや聖火リレーのトーチなど、貴重な財産を保存・展示するレガシー施設の整備も進められたい。

#### **(5) 世界の大都市共通の重要課題への意欲的取り組み姿勢の発信**

姉妹友好都市等との具体的な交流事業を拡げ、大都市共通の重要課題を解決していくことで、国政をも牽引していくことが可能となる。喫緊の課題であるCO<sub>2</sub>削減への気候変動対策をはじめとするSDGsの世界共通の目標に対して、他都市と連携して、今まで以上に意欲的に取り組む姿勢を発信されたい。

#### **(6) 官民連携ファンドの積極的活用**

官民連携ファンドについて、エネルギー分野におけるファンドを通じた再生可能エネルギーの普及拡大に加え、東日本大震災の被災地支援も含めた地域振興にも寄与されたい。

#### **(7) 都庁からの情報発信のバリアフリー化**

高齢者や視覚障害者を含め、誰もが利用しやすいよう配慮して情報発信に努めるとともに、SNSや動画ポータルサイト「東京動画」を活用して、写真や動画等の多様なコンテンツにより、迅速かつ効果的な情報発信を推進されたい。(生活文化スポーツ局から移動)



## [ 子供政策連携室 ]

### ◎ チルドレンファースト社会の構築

「未来の東京」戦略では、その戦略の核の一番最初に「子供の笑顔のための戦略」を掲げ、子どもを大切にすることを最優先とする「チルドレンファーストの社会」の構築を掲げている。わが党の要請を受け、令和2年9月に「子ども未来会議」が設置され活発な議論がなされている。また、「こどもスマイルムーブメント」も幅広い主体の連携により子どもを大切にす社会の機運が広がってきている。今後更なる推進を図りたい。（福祉保健局から移動）

また、条例の意義や理解促進に向けた普及啓発事業を推進されたい。

### ◎ 東京都こども基本条例の具体化

令和3年3月に成立した「東京都こども基本条例」では、子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもの最善を最優先する理念を明記した。条例の内容を分かりやすく伝えるリーフを作成し子どもに知らせていくことや、子どもの意見表明や子どもの権利擁護の取り組みを区市町村とも連携し強化されたい。権利擁護に取り組む区市町村への補助を、「包括」ではなく単独補助として拡充されたい。（福祉保健局から移動）

### ◎ CDR（「予防の為に子どもの死亡登録検証制度」）の推進

2018年に成育基本法、2019年には死因究明等推進基本法が可決され、CDRの実施が明記された。これは、18歳以下の子どもの全死亡例を対象に詳細な死因究明をし、その結果を登録したデータベースをもとに、個別の死因究明から環境要因や社会背景、精神心理的要因などを検証し、共通の危険因子や予防可能要因の抽出を進め、予防できる死から子どもを守る社会を構築していくものである。実施にあたっては、多職種の専門家や市区町村との連携が重要であり、都として実施体制の整備に向け、連携や役割分担など関係機関と検討を進められたい。（福祉保健局から移動）

### ◎ 子どもに関する定点調査の推進

子ども施策を実施する上で、子どもの生の声を定期的に聞き取り、分析することで、子どもが直面している課題を明らかにする取り組みが必要である。検討会議の立ち上げ、調査項目を決定し、速やかに実施されたい。また継続的に取り組まれたい。

### ◎ 組織横断的な取り組みの推進

チルドレンファースト社会の実現に向け、子供政策連携室が中心となり、各局と連携のうえ、子どもの意見や声に耳を傾け、子どもの目線で先進的な取り組みを推進するとともに、官民が一体となった子どもの笑顔につながる様々なアクションを展開し、社会全体で子どもを大切にす気運の醸成に積極的に取り組まれたい。

- ① **既存の枠組みでは対応が難しい課題**に対して、子供政策連携室が核となって関係局との組織横断的な取り組みを推進されたい。
- ② **ヤングケラー**について、早期把握から相談に結び付け、実情を踏まえた多面的な支援を推進されたい。
- ③ **ユースヘルスケア**について、若者の声も取り入れながら普及啓発を図り、特にLGBTQの若者への配慮も視野に入れつつ、健康増進の取り組みを推進されたい。
- ④ **日本語を母語としない子どもへの支援**について、課題に寄り添いながら地域や学校へ適応できるよう多面的な支援を推進されたい。
- ⑤ **ネウボウ的仕組みの構築**にあたっては、東京における子育ての実情を踏まえ、実効性のある仕組みの構築を推進されたい。
- ⑥ **子ども目線によるセーフティー・レビューの取り組み**については、子どもの命を守り抜くとの視点で事故原因の究明・防止策の検討を行い、関係局と連携しつつ、具体的な対策を推進し、子どもが安心して成長できる社会の構築に向け取り組まれたい。
- ⑦ **子どもの笑顔につながる「遊び」の推進**にあっては、遊びの「場」の創出等、安全・安心に子どもが生き生きと遊びを享受できる環境整備に取り組まれたい。
- ⑧ **多くの乳幼児が質の高い幼児教育・保育を受けられるよう**に、乳幼児期の子どもの育ちを支える取り組みについて、有識者などから意見を聞きながら、検討を進められたい。

## [ 総務局 ]

### ◎ 市町村総合交付金のさらなる拡充

長期化するコロナ対策以外でも、介護現場の維持、子育て支援、一人1台端末整備等、児童・生徒の学びの保障、高齢者・障がい者のデジタルデバイド対策や移動支援、セーフティネットのほか、近年激しさを増す風水害等の防災・減災対策や防犯等の安全・安心対策等への対応等の重要課題も数多い。一方で、税収等の落ち込みによる財政事情の悪化も予測されることから、今後とも市町村が都と連携して、それぞれの地域の実情に合わせた施策を構築し、継続的に運営していくためには、さらなる財源確保が不可欠である。そこで、区部に対して財政力の弱い市町村に対して、財政基盤強化のため、交付金総額を増額されたい。

### ◎ 町会・自治会における支援（オンライン会議の環境整備に向けた支援）

新型コロナウイルスの感染拡大が続き、町会・自治会は、各種会合の開催すらできていない状況が続いており、こうした状況が続くことで、地域のつながりが薄れていき、地域コミュニティが衰退していくことも懸念される。そこで、町会等が、できる限り必要な時に、会場場所などに出向かずとも会合等を開催できるように、町会等がタブレット端末、Wi-Fiなど、ICT環境を整備する際に必要となる準備経費について、地域の底力発展事業助成を拡充とされたい。さらに、オンライン会議等の環境設定や、その活用方法の説明、アドバイス等の支援制度も、併せて実施されたい。また、自主防災組織などの地域コミュニティが行う、非常用発電機等の購入費用助成を行う「地域コミュニティ防災活動拠点電源確保事業補助金」は令和4年度で終了するため、来年度も実施されたい。

【デジタルサービス局・生活文化局共管】

### ◎ 東京の構造改革に向けた組織体制の見直し

環境確保条例の改正により、住宅への再生可能エネルギーの利活用促進の環境が整った。企業等の産業分野の再生可能エネルギーの利活用については、従来、環境局の所管であったが、令和4年度に産業労働局に移管され、きめ細かい支援策が行われるようになった。今回の改正により現在、環境局の所管である住宅部門の再生可能エネルギーの推進についても、日頃より業界団体と連携を実施している住宅政策本部に移管をし、より効果的に実施できるようにすべきである。あわせて、体制が強化される住宅政策本部を住宅局に拡充整備されたい。

### ◎ 徹底した防災・減災対策の推進

#### (1) 大規模水害時における広域避難の取り組み強化【建設局共管】

- ① できるだけ早期に、想定し得る最大規模の降雨を用いた浸水予想区域図を、都内全14区域を改定・公表し、区市町村がこれを基にハザードマップを作成できるよう、住民に周知されたい。
- ② 災害時の都民への情報提供のため、河川監視ライブカメラの拡充を進めるとともに、災害時にインターネットのアクセスが集中して情報が得られないケースが増えているため、

災害情報を確実に都民に提供されるよう改善されたい。

- ③ インターネット環境をもたない高齢者等のために、防災ラジオ等の受信設備の普及を区市町村と連携して進められたい。

## (2) 帰宅困難者対策と避難所の感染防止対策の強化

首都直下地震等による東京の被害想定の見直しに伴い、警視庁、東京消防庁、国の機関とのさらなる強力な連携を図り、帰宅困難者対策など、自助、共助、公助全般にわたる対策を講じられたい。特に、東京マイ・タイムラインや「東京くらし防災」を使った普及啓発、東京都防災アプリのリニューアル等、多面的な防災対策に取り組むとともに、コロナ禍における各避難所での感染防止対策を支援するため、区市町村を財政支援されたい。

## (3) 地域防災計画の修正にあたって多様な視点の反映

被害想定の見直しに伴い、地域防災計画を修正する際には、女性や高齢者、障がい者など、様々な視点から検討が行えるよう東京都防災会議の体制の充実・強化を図られたい。

### ○ 防災力を高めるためのインフラ更新

高度防災都市を実現するため、耐震化や木密地域の早期解消、帰宅困難者対策を進め、老朽化したインフラの更新を進められたい。 【建設局・都市整備局共管】

### ○ 支援物資の備蓄と搬入の拠点整備

- ① 多摩広域防災倉庫から避難所に至るまでの道路の物資輸送力を、災害時にも確保する対策が重要である。課題を早急に把握し、道路や橋梁の幅員確保、無電柱化などの必要な対策を着実に推進されたい。
- ② 近隣県からの支援物資を搬入するためには、平時は荷物を置かず、災害時に近隣県等から輸送される救援物資を一括して集荷できる大規模な倉庫空間が必要である。高速道路からのアクセスしやすい適地に施設を整え、周辺道路も整備されたい。
- ③ 緊急輸送車の燃料確保を予め図られたい。 【建設局共管】

### ○ 一時避難場所としての町会・自治会会館への支援

町会・自治会の会館を新耐震基準により、建て替えた場合に、防災倉庫を設置し、地域の一時避難場所として活用される事を条件に、建て替え費用の一部を助成する制度を創設されたい。

### ○ 土砂災害の未然防止

土砂災害の未然防止に向けて、対策の前提となる指定の推進、避難施設や福祉・医療施設が存在する地域での対策の優先的取り組みを、さらに促進されたい。

### ○ 無電柱化の推進

- ① 区市町村道での無電柱化のさらなる進展に向け、補助を増額されたい。
- ② 区市町村道への無電柱化については、区市町村に対する技術的助言を強化されたい。

【都市整備局、建設局共管】

### ○ 継続的な被災地支援

東日本大震災の被災地支援については、引き続き、現地の状況を的確に把握し、着実に実施さ

りたい。また、震災の風化を防ぐため、被災地の現状等を広く都民に伝え、支援の必要性を呼びかけられたい。とりわけ福島県については、民間団体や区市町村とも連携し、風評被害対策など、多様な取り組みを継続的かつ積極的に実施されたい。

## **○ 高齢者の移動支援について**

都内自治体がコミュニティバスやオン・デマンドバスの運行を拡充できるように、制度を抜本的に見直し、安定的な財政支援策を講じられたい。また、買い物弱者に対する支援の拡充や先端技術を活用した支援を検討されたい。

## **○ 都における障がい者雇用について 【各局共管】**

誰もがいきいきと活躍できる社会に向けて都は、これまでもわが党の要望に応え、知的障がい者を対象とした非常勤職員の採用を開始するなど、雇用の拡大を図ってきたが、知的障がい者が非常勤職員から常勤職員にステップアップすることを可能とする、新たな雇用の枠組みの創設についても、鋭意進められたい。

また、政策連携団体については、都の政策実現に向け、改革を進め、戦略的な活用を図るとともに、障がい者雇用率の達成等の取り組みにおいて、都のノウハウの共有や、団体間の一層の連携を促進されたい。

## **○ 社会要請に応じた教育研究の充実**

現役世代の方が働きながら大学などで専門的な知識等を身に付けるリカレント教育の重要性が高まっている。こうした取り組みを東京都立大学等において、積極的に展開されたい。

## **○ 都における就職氷河期世代の雇用について**

就職氷河期世代を対象とした都職員採用試験について、人事委員会事務局によれば、昨年度も1,700名を超える申込みがあり、対受験者合格倍率は50倍に迫った。都職員の年齢構成は40歳前後が少ないという特徴がある。国による3年間の集中取り組み方針の後も期間を限定することなく、都が率先して、就職氷河期世代の安定的な就労支援する採用の取り組みを継続されたい。

## **○ 非常時における行政委員会事務局職員の全庁的な応援への従事について**

コロナ禍では、依命通達に基づく都政の特別体制により、局の垣根を超えた応援が行われ、行政委員会事務局に所属する多くの職員が、部課長級職員を含めて感染症対策業務を行っている。今後、新たな感染症や大規模災害が発生した際には、都政のBCPに基づき、行政委員会事務局も事務事業を適正に実施しつつ、全庁的な応援要請にも応えられたい。局長級職員が長である事務局長を務める収用委員会、労働委員会、人事委員会、選挙管理委員会、監査委員の5つの行政委員会事務局にあっては、局長級職員も含めた機動的な人材活用を検討されたい。

## **○ 小笠原航空路の開設**

小笠原諸島振興開発計画に基づき、実現可能な航空路案を着実にまとめ、航空路開設へ向けたプロセスを具体的に示されたい。離島航空路線は住民の生活路線でもあり、地元の意見を十分に踏まえ、自然環境や景観との調和にも配慮しつつ、総合的な合意形成を図られたい。

## **○ 小笠原諸島生産物貨物運賃補助金交付事業の拡充**

コロナ禍の影響に加え、物価・燃油高騰が島民生活に打撃を与えており、これまで以上に島内産業の振興が求められている。都は、海上貨物運賃補助金交付事業を行い島民生活の安定に資する取り組みを行ってきたが、補助対象貨物は「生鮮物」に限られている。

一方、都は、島の魅力を最大限に発揮できるよう、島酒などのPRやブランド化を積極的に支援しているところであり、こうした地域資源、特産品などの「加工品」についても海上貨物運賃補助金交付事業の対象とされたい。

## **○ LGBTQの普及啓発の推進**

第2期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画の策定が進められているが、計画の実施にあたっては、LGBTQの一層の普及啓発を推進するとともに、当事者が安全・安心に集える居場所の創出に取り組まれない。

## [ 財 務 局 ]

### ◎ 中長期的な視点に立った戦略的な財政運営

国から必要な財源を引き出すとともに、これまで着実に培ってきた都債の発行余力の有効活用や、決算剰余金、不用額の精査、事業評価の取り組みのさらなる強化も含め、中長期的な視点に立った戦略的な財政運営を図られたい。

### ◎ 働き方改革の推進

#### (1) 適切な工期設定と工事関係書類の簡素化【各局共管】

働き方改革の推進を図るため、工事発注にあたっては、適切な工期の設定を徹底されたい。

#### (2) 週休二日制を実施しやすい環境づくりと女性の活躍推進

建築業界では週休二日制の実施が若手人材確保に向けた課題となっている。契約締結後でも、受注者側の意欲で週休二日制を希望できる方式を実施されたい。また、週休二日のモデル工事では労務費が上乗せされているという事実を、下請けで働く人々が認識できる環境づくりを引き続き図ると共に、週休二日制を広げるための労務費額の上乗せは、今後、20%増を目指されたい。

さらに、事業者の女性活躍推進を促す総合評価方式の改訂では、行動計画策定の届出日によって不利益を被る場合もあるため、影響等の調査と改善を検討されたい。

#### (3) 工事関係書類の電子化とハンコレスの推進

都は現在、工事関係書類の削減・簡素化を進めているが、金銭の支払いに関する代表者印以外のハンコレスの実現など、書類の電子化も急ぎ対応されたい。

### ○ 設計等委託における最低制限価格制度導入のあり方

構造や設備の設計の分野でも、委託の品質確保や担い手確保に向け、最低制限価格制度の適用を拡大されたい。

### ○ 官公需適格組合制度の活用

技術者不足など、都内の中小企業が抱える課題に適切に対応するため、引き続き受注機会の拡大など、中小企業の入札参加への促進を図られたい。中小企業の受注機会の拡大に向けては、官公需適格組合制度の活用を図られたい。

### ○ 災害対応能力の向上につながる契約の工夫

有事の際に地域を守るのは、作業員を雇い、建築土木用の車両や機械を自社保有する中小の建設業者である。有事に備え、地元業者が人材・資機材を常に確保できるよう、評価点の加点方法のさらなる工夫など、支援策を増強されたい。 【財務局、建設局、産業労働局共管】

## ＜ 都有施設をさらに進化させる取り組みを推進する ＞

### ○ 多摩産材の活用と省エネの推進

- ① 多摩産材の利用の促進を通じて、人と自然に優しい環境づくりに貢献するため、都有施設でのさらなる活用を促進されたい。【各局共管、特に産業労働局】
- ② 都有施設の省エネ対策を促進させるべく、LED照明への切り替え、再生可能エネルギーの導入を強化されたい。【各局共管、特に都市整備局】

### ○ 未利用都有地の活用

災害時などに、即時に活用可能な未利用都有地を効率的、効果的に利活用するよう施策を講じられたい。

### ○ 「産業振興としての都有地活用について」

ものづくり産業の衰退が続いている。デジタル関連のスタートアップは増加傾向にあるが、リアルなモノづくりが減少し、このまま外国依存に頼ってでは経済安保の面からも打撃を受ける。SDGsの推進や最先端技術を擁する事業者を育成するための新たな都有地活用策を検討されたい。

### ○ 都有施設の維持更新

都民サービスを適切に提供するため、都有施設の維持更新を着実に進められたい。また、整備にあたっては、技術革新の動向を十分注視し、省エネ・再エネ東京仕様を適宜見直し、環境負荷の少ない都市の実現に向けた取り組みを一層進められたい。併せて、高齢化を考慮し、床の滑り防止の対策を進められたい。

### ○ 東京グリーンボンドの発行拡充

「ゼロエミ東京戦略」推進のため、更には都市強靱化プロジェクトなどグリーンインフラ整備のため、東京グリーンボンドを拡充し、積極的に活用されたい。



## [ デジタルサービス局 ]

### ◎ デジタルトランスフォーメーションの取り組み

#### (1) 行政手続きのオンライン申請システムの構築

わが党はこれまで、都庁の申請手続きの 98%に及ぶ 169 項目について、早急にデジタル化を進めていくことを強く求めてきた。例えば、建設・不動産・宅建・産廃処理業等の関連手続き、保育士登録や栄養士・調理師免許の交付、各種障害者手帳の交付や、年間 76 万件にのぼるパスポート申請、工事関係書類の電子化とハンコレスの推進などに加えて、東京デジタルファースト推進計画に基づき、取り組み対象を許認可・届出以外にも拡大し、内部事務を除く全行政手続きについても、都民・事業者の利便性を高めるためにも、デジタルトランスフォーメーションの取り組みを最速で進められたい。併せて、その重要な社会基盤として、サイバーセキュリティ対策を堅固に構築されたい。

#### (2) ICT環境整備などデジタルデバイド対策の具体化

その推進に当たっては、ICT環境が整っていない地域や組織・人が取り残され、情報の格差、行政サービスの格差、教育の格差、医療の格差等が生ずることのないよう、以下の例示などにより、デジタルデバイド対策について、経済的支援も含め、を総合的に推進されたい。

##### 例示1：ICT環境整備

区市町村が講習会を開催する際に必要となる講師や情報端末の確保などの支援や都営住宅等の集会室の Wi-Fi 環境の整備推進

##### 例示2：町会・自治会支援及び通信事業者とのタイアップ

スマホ教室やスマホ相談会の拡充、都の地域の底力事業発展事業や老人クラブ助成事業の拡充支援、さらには通信事業者とのタイアップ等による推進

##### 例示3：見守り事業への支援

IT機器を積極的に活用する際、機器の購入や通信環境整備の推進

##### 例示4：区市町村との連携

区市町村が行うデジタルデバイド是正への取り組みを支援し、地域包括支援センターを通じての高齢者への支援や視覚障害や聴覚障害がある方へのデジタルサービスのあり方など環境整備の推進

##### 例示5：人材の活用・育成

スマホサポーター認証制度の構築にあたって、若者の力を糾合するためのインセンティブの付与やスマホを使いこなす高齢者世代の活用の推進

### ◎ 町会・自治会における支援

#### (1) オンライン会議の環境整備に向けた支援

新型コロナウイルスの感染拡大が続き、町会・自治会は、各種会合の開催すらできていない状況が続いており、こうした状況が続くことで、地域のつながりが薄れていき、地域コミュニティが衰退していくことも懸念される。そこで、町会等が、できる限り必要な時に、会場場所などに出向かずとも会合等を開催できるように、町会等がタブレット端末、Wi-Fi など、ICT環境を

整備する際に必要となる準備経費について、地域の底力発展事業助成を拡充とされたい。さらに、オンライン会議等の環境設定や、その活用方法の説明、アドバイス等の支援制度も併せて実施されたい。

【総務局・生活文化局共管】

## ○ 多摩地域の5Gアセット開放

テレワークや遠隔教育、オンライン診療などを強力に推進するためには、それらを支える第5世代移動通信システム「5G」を地域間で偏りなく整備することが重要である。特に、多摩地域で都が保有する行政財産の開放を積極的に推進するとともに、市町村が保有する行政財産についても開放を後押しされたい。

## ○ バリアフリー情報のオープンデータ化

Society 5.0の推進により、バリアフリー情報のオープンデータ化は、バリアフリーの急速な進展を可能とする大事な取り組みである。ホテルの客室情報やだれでもトイレなどのバリアフリー情報を発信することに加え、鉄道駅・劇場・ホールなどの公共空間での詳細なバリアフリー情報や、まち歩きを行う際に必要な身近なバリアフリールート情報も含めてわかりやすく発信し、高齢者や障がい者、外国人などのあらゆる人が生き生きと東京で暮らし、過ごせる環境を創出されたい。

## ○ 先端技術を活用した交通不便地域における移動サービス

都内では人口減少や、路線バス・タクシーの運転者不足による移動サービスの低下が懸念され、特に、交通不便地域においては、移動手段の確保が求められる。実証実験を踏まえ、都内の交通不便地域においてMa a Sのような新しい移動サービスの社会実装に取り組み、現在国が検討しているタクシーの相乗り制度や、将来実用化が見込まれる自動運転システム等の活用も含め、交通不便地域における新しい移動サービスを取り入れたMa a Sの社会実装モデルを早期に構築し、普及を図られたい。

## ◎ 西新宿モデルを確立し、スマート東京を進展させる

東京版Society 5.0であるスマート東京を進展させるために、日常生活の不安や不便、働く人々の課題などを解決するサービスが体感できる事業を積極的に実施されたい。先行実施エリアである西新宿では、地域住民や働く人、幅広い世代の声を聞き、ニーズに合った新しい技術を持つスタートアップの力を活用して、世界をリードする新しいサービスを生み出していく「西新宿モデル」を早期に確立されたい。

## [ 主 税 局 ]

### ◎ 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続

都議会において共同で決議された次の事項を実施されたい。

- ① 商業地等に対する固定資産税等の負担水準の上限引き下げを令和5年度も継続すること。
- ② 小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置を令和5年度も継続すること。
- ③ 小規模非住宅用地に対する固定資産税等の減免措置を令和5年度も継続すること。

### ○ 地方税財源の拡充

地方の役割と権限に見合う財源が不足する現状においては、総体としての地方税財源が充実されるよう、国に強く求められたい。

### ○ 納税者サービスの向上等

納税通知書への音声コード対応など納税者サービスのより一層の向上を図られたい。

## [生活文化スポーツ局]

### ◎ 新たな文化芸術戦略

#### (1) with・コロナ戦略での芸術文化誘導

感染拡大防止対策を継続しながら、with・コロナ時代の新たな芸術文化活動の在り方を確立し、活況を取り戻すことが、都内の芸術文化活動を支える人材の裾野を維持し、次代の担い手の育成を図る上で大事な課題である。そこで、取り組みの内容を観客に歩み寄って分かりやすく展開しようとする企画や、担い手の拡大やリピーターの育成に向け工夫を凝らす企画など、with・コロナ時代に前向きに挑戦する取り組みについては、都としても、手厚い支援策を講じ、芸術文化活動への参画体験や鑑賞の機会の促進などの取り組みを進められたい。

#### (2) 「文化芸術立都・東京」を実現する戦略

##### ① 新進芸術家・芸術団体への支援の拡充

令和3年度から開始されたスタートアップ助成を、さらに多くの新進芸術家を応援するために新年度も支援を拡充するとともに、稽古や制作・発表等の場を確保し、提供していく支援を引き続き推進されたい。

##### ② 支援情報発信の充実

コロナ禍では、文化芸術に携わる方々にどのような支援策があるのか、必要な情報にたどりつけなかったとの声も聞いている。助成制度等の支援情報やアーティストが必要とする情報をわかりやすく手軽に入手できるようにするために、ワンストップで対応可能となるサポート体制を構築されたい。

##### ③ 地域の芸術文化活動に対する支援

これまででも、地域で芸術文化の裾野を広げるために活動されている方々や団体への支援を求めてきたが、今後は、地域の文化活動の発展につながるよう、芸術文化に対する助成事業の対象を広げるなど支援の枠組みの拡充を検討し、多くの方々にとって使い勝手の良い支援を充実されたい。

##### ④ 子どもの芸術文化体験

小さな頃から劇場に足を運ぶなど、その生の魅力に触れることは、子どもたちの芸術文化を愛する心を育み、将来にわたるファンを生み出すことにつながる。そのため、芸術文化団体と協力し、舞台などを支える人々の仕事や作品の背景などに触れ、子どもたちが芸術文化を深く理解できるよう、今後、芸術文化団体等と積極的に共同し、教育庁とも連携しながら、子どもの芸術文化体験を更に充実させていく仕組みを検討されたい。

### ○ 「東京文化戦略2030」の着実な実行

- ① 芸術文化で躍動する都市東京を目指し、東京2020大会の成果とコロナ禍での経験を活かし、新人・若手アーティストの育成支援や障害者アートなど多彩な文化プロジェクトにも取り組まれたい。
- ② 多くの都民がアール・ブリュット作品に触れ理解を深めるため、作品展示の場を広げるなど、振興を図られたい。
- ③ フランス・パリのポンピドゥーセンター、フィンランド・ヘルシンキのケーブルファクト

リーのような芸術文化の創造拠点を例として、東京における芸術文化の拠点整備を検討されたい。

## ◎ 町会・自治会における支援

「地域の底力発展事業助成」におけるデジタル活用支援について、より多くの町会・自治会が申請しやすくなるよう、町会・自治会がデジタルを活用する事業に取り組みやすくなる工夫を検討されたい。また、町会・自治会の担い手不足の解消のため、若い方の参加を促す取り組みを検討されたい。さらに、助成金の申請書類については出来る限り手続きが簡易となるよう工夫されたい。

## < 私学助成の充実・強化 >

### ◎ 私立高校生の保護者負担軽減

私立高校授業料の保護者負担軽減については、新年度より支給期間の短縮を図ることとしているが、早期に新たな仕組みを構築されたい。

### ○ 私立小・中学校における授業料負担軽減の拡充強化

私立小・中学校に通う児童生徒の家計を助けるため、支援策の検討を国へ働きかけるとともに、都独自の支援策を検討されたい。

### ○ 外国人学校の保護者負担軽減

子ども達に差別のない教育機会を提供するため、外国人学校への都の支援について格差をなくし、保護者の負担軽減を図られたい。

## ◎ 都内の私立小中学校における一人1台の端末整備支援

国は、全ての小中学校において、一人1台の端末と校内の通信環境を整備する「G I G Aスクール構想」をすすめているが、私立学校の整備状況は、設置者の費用負担が生じるため、設置者の状況によっては、対応が難しい学校もある。こうした学校現場の状況を踏まえながら、私立学校のICT教育環境整備が進むよう、積極的に取り組まされたい。

### ○ 私学施設の耐震化の促進

私立学校の校舎等の耐震化の一層の進展に向け、補助を拡充されたい。

### ○ 児童・生徒の安全確認に要する体制整備

災害時や平時を通じて、通学上の安全確保と保護者との緊急連絡方法等の構築などの取り組みが急務であり、助成を拡充されたい。

### ○ 私学における暑さ対策の推進

私立学校での暑さ対策の推進や災害時の避難場所としての位置づけも踏まえ、省エネ設備への切替え促進を図るための空調設備および、附帯設備の整備に対する補助制度の拡充を図られたい。

## ○ 都内私学施設での給水管の耐震化の促進

避難所に指定されている私学施設への給水管の耐震化と、私学の意向に沿った応急水栓の設置の促進に向け、予算を増強されたい。【各局共管、特に水道局】

## ○ 幼児教育の無償化への対応

国が、今後の幼児教育の無償化に向けた推進を図る中で、特に、自治体はその存在の必要性を認めてきた、いわゆる「類似園」等の質の高いサービスを提供する施設については、都独自の利用者負担の軽減措置を継続されたい。また、東京都認定の類似園以外の類似園についても掌握し、区市町村の支援が進むよう取り組まされたい。

## < 消費生活対策の推進 >

### ○ 消費生活の安全・安心の施策の総合的推進

- ① センターオブセンターとしての東京都消費生活総合センターについて、人員増や研修機会の充実を含め、その機能強化を推進されたい。
- ② 不適正取引事業者に対し、消費生活条例により厳正な行政処分を講ずるなど、消費者被害の未然防止策や拡大防止策を進められたい。
- ③ 高齢者の消費者被害防止に向けて、地域における見守りネットワークを推進されたい。
- ④ 令和4年度より18才に引き下げられた成人年齢に合わせ、若年層の消費者被害防止に向けても取り組みを進められたい。

## < 都民との協働施策及び男女平等参画施策の推進 >

### ○ 都民との協働施策の推進

- ① コミュニティ形成に貢献する地縁団体、NPO、公衆浴場等への支援を図られたい。
- ② ボランティア活動に関する情報提供・相談体制の充実を図るとともに、区市町村や企業、学校等との協働を一層推進するなど、ボランティア文化の定着に向けた気運の醸成を進められたい。
- ③ グローバル都市としての多文化共生を推進するため、つながり創生財団も活用し在住外国人への情報提供やNPO等の民間団体に対する支援の充実を図られたい。

### ○ 男女平等参画施策の推進

- ① 女性の活躍推進に向けた、都民・事業者の先進的な取り組みを幅広く周知するなど、広報展開の充実を図るほか、仕事と家庭の両立に向けた支援を一層推進されたい。
- ② 東京ウィメンズプラザにおける、特に土日・休日の相談事業や、配偶者暴力対策を推進し、関係機関との協力・連携体制を充実させ、被害者支援に努められたい。
- ③ 都の施策に女性の意見を十分反映させるため、審議会等の女性委員の割合について、目標である40%以上を実現されたい。

## ＜ スポーツ振興のための施策 ＞

### ◎ 東京2020大会のレガシーの具現化

大会の成果や感動をレガシーとして将来に残せるよう、多岐にわたるレガシーの具現化に取り組まれない。

#### (1) 都内と被災地との絆をレガシーとする取り組み

大会を契機に、これまで築いてきた被災地との絆をレガシーとし、被災県をはじめとした関係者と連携して、復興の後押しとなる取り組みを推進されたい。また、交流人口の拡大にも努められたい。

#### (2) アスリートの育成・還元体制の確立

大会に向けて高めた選手強化策の充実やジュニア選手の発掘、育成など競技力向上に向けた取り組みを維持するとともに、国際大会等で活躍したアスリートの経験等を地域に還元する仕組みを構築されたい。

#### (3) スポーツや運動ができる場所の確保

##### ① 大会レガシーとしての健康増進

コロナ禍でのテレワークなど働き方の変化やフィットネス施設の休業などにより、都民の運動の機会が減っている。東京2020大会の成功による都民のスポーツに対する気運の高まりを、スポーツを通じた健康増進につなげられるよう、職場の近くや通勤途中のターミナル駅など、働き盛り世代がアプローチしやすい場所を活用するなどして、広くスポーツの支援を行われたい。

##### ② 区市町村のスポーツ振興支援

区市町村における主体的なスポーツ振興を推進するため、さまざまなスポーツ環境の整備や誰もがスポーツを楽しめる共生社会創出に向けた取り組みなど、区市町村のスポーツ振興に係る取り組みに対し、ソフト・ハード両面から支援されたい。特に、障害者スポーツの場の確保に努められるよう支援を強化されたい。

#### (4) パラリンピック教育の実施とボランティアの育成

- ① 東京2020大会後も、パラアスリートの競技力のレベルアップに向けて練習環境の充実や使用する道具の技術革新を徹底して支援されたい。
- ② 東京2020大会後も引き続き、多様な障がい者に適切に対応できるボランティアを育成するとともに、障がい者もボランティアとして活躍できる仕組みを構築し、大会後もレガシーとして根づくよう取り組まれない。
- ③ パラリンピック教育を継続し、人間の多様性を認め、社会課題を解決する人材を育まれない。また、教員が大学の教員養成課程で障害者スポーツの基礎的理論を学ぶよう、国に対して障害者スポーツ科目の必須化を要望されたい。
- ④ 障害者スポーツの国際大会の開催を促進し、パラリンピック大会後も、都民がハイレベルな大会を見られる場を創出されたい。

## **(5) デフリンピックについて**

2025年に東京招致が決まったデフリンピック大会については、日本初開催であり、デフスポーツの国際大会の開催経験が少ないことから、全日本ろうあ連盟、東京都、国やスポーツ団体が連携して、体制を構築することが何より重要である。今後、大会の成功に向けたタイムテーブルを作成するとともに、ろう者と健聴者が一体となって、国や関係団体と連携しながら運営準備にあたり、最新のICT技術を活用して効果的な情報保障に努めるなど、東京らしい魅力的な大会となるよう、取り組まれない。また本大会が共生社会実現のはずみとなるよう、今後も様々な施策に取り組まれない。

## **(6) 国際スポーツ大会における運営の透明性確保**

2020大会をめぐり贈収賄や談合の問題が都民の不信を生んでいる。大会を総括・検証し、今後の国際スポーツ大会は透明性が確保されるよう、有識者会議でコンプライアンス等の議論を深め、ガイドラインをまとめるよう取り組まれない。

## **(7) アーカイブ資産の活用**

東京2020大会が無観客であったため、都民の多くがリアルな大会の感動と興奮を経験できていない。今後、アーカイブ資産等活用方針に則り、各種イベントでの展示に加え、資産を保管・公開する拠点の整備に取り組まれない。また、テレビ等ではわからない、大会を成功に導いたボランティアなど裏方の取り組みもパネル展示等で都民に広報し、ボランティア文化の育成に寄与されたい。



## [ 都市整備局 ]

### <徹底した防災・減災対策の推進>

#### ◎ 新耐震基準の住宅の耐震化について

都は、耐震改修促進計画を定め、建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）以前に建築された旧耐震基準の住宅について、区市町村を通じて耐震化の補助を実施しているが、令和4年5月、10年ぶりに改定された新たな被害想定では、これまでの取り組みに加え、平成12年以前に建築された新耐震基準の建築物についても耐震化が進むと、人的被害や建物被害が更に軽減されることが示された。こうしたことを踏まえ、新たに新耐震基準の住宅についても、耐震診断や改修工事への補助を早期に実施し、地震被害の更なる低減を図りたい。

#### ◎ 住宅の液状化対策に対する支援

東日本大震災では、震源から遠く離れた東京都内でも、臨海部だけでなく内陸部においても液状化が発生し、木造住宅などに建物被害が発生した。都も、建物における液状化関連の情報を一括して見られるよう、『建物における液状化対策ポータルサイト』を開設された。これまで液状化対策アドバイザー制度も創設されているが、さらに液状化対策を推進するため、住宅の液状化対策に対する支援を創設されたい。また、液状化の恐れのある地域において、都が行うインフラ整備工事によって家屋の復旧工事が発生する場合には、液状化対策費も含めて補償を検討されたい。

#### ◎ 高台まちづくりについて

近年、気候変動による大規模洪水などが相次いで発生しており、東部低地帯の災害リスクの軽減を図り、都民の命を守るために、水害に対して安全性の高いまちづくりを進めることが重要である。区画整理事業と高規格の堤防整備の一体的実施による高台づくりや、建物上部への避難スペースの確保など、公表された方策をもとに、国や地元区と連携して、高台まちづくりの実践のためのモデル地区の検討をさらに進められたい。

併せて、水害時の避難スペースを確保するため、民間の高層建築物への容積率の緩和策に加え、既存の建築物でも地元区が活用できるよう、補助制度なども含め、幅広く検討されたい。

#### ◎ 大規模地下街等への浸水対策

地下鉄をはじめ東京のターミナル駅周辺では、地下街や鉄道駅のコンコース、駐車場などが複雑に繋がり、地上のビルも地下で繋がる構造になっている。大規模地下街等への浸水対策は急務であり、その充実を図られたい。

## ◎ 外濠浄化プロジェクトの着実な実施

世界に開かれた環境先進都市であるスマートシティの実現のため、東京の中心地に、水と緑の回廊・快適な水環境の創出が不可欠である。そこで、玉川上水や河川水を活用した外濠・神田川・日本橋川の恒久的な水質改善に向けて、早期に以下の取り組みを進められたい。

### (1) 外濠導水に向け必要となる施設の基本設計等の実施

外濠浄化に向けた基本計画に基づき、外濠の水質改善に向けて、玉川上水暗渠部等の活用可能な既設水路の改良や新たな導水路早期完成に向けた基本設計などを実施されたい。また、資金調達にあたっては、事業目的と親和性の高い東京グリーンボンドの充当を検討されたい。

### (2) 玉川上水開渠部の導水断面の調査・検討の実施

玉川上水を軸とした豊かな水環境の構築という長期的な展望のもと、防災機能の観点から緊急時の飲料水や消火用水の確保など緊急水利としての利活用も含めて、試験的な通水の実施を見据えた外濠導水と合わせて行うことが合理的な玉川上水開渠部等の水路断面に関する、流下能力等の調査を検討されたい。

## ○ 首都高速道路（高架部）を緊急安全確保避難場所として活用

東日本大震災では、津波から高台にある高速道路に多くの人が避難し、命が助かった。東部低地帯の都民が、大規模水害時に危険が切迫している状況下においては、命を守るうえで、首都高速道路（首都高速中央環状線）を緊急安全確保場所として活用できるよう検討されたい。

## ○ 一般の緊急輸送道路の耐震化の促進

これまで、大地震発生時の救助・復興活動の円滑化を図るべく、特に重要な路線を特定緊急輸送道路として指定し、耐震診断の義務付けなどを実施して、倒壊による道路封鎖を未然に防ぐ沿道建築物の耐震化に取り組んできたが、特定以外の一般の緊急輸送道路も、警察署、消防署、備蓄倉庫など、地域の防災拠点と特定緊急輸送道路との間を結ぶ路線であり、それぞれの地域で重要な役割が期待されている。このため、特定緊急輸送道路での取り組みで効果をあげている区市町村への支援を強化するとともに、一般緊急輸送道路の取り組みでも推進し、沿道建築物の耐震化を加速させられたい。

## ○ 木密対策の着実かつ新しいステージに立った一層の推進

木密対策については、改定された防災都市づくり推進計画の基本方針及び整備プログラムに基づき、区に対しては、新たに各整備地域内の不燃化の現状や将来の見通しなどを詳細に示した地域別カルテを提供し、目標達成に向けて強化すべき事業の実施などを促しながら、地区ごとの特性に応じた実効性のある取り組みの展開につなげていくとしており、この予定されたスケジュールに沿って、鋭意、具体化を進められたい。

同時に、その推進にあたっては、防災対策の枠組みを超えて、良質な景観の形成や商店街振興などの他分野とも連携し、地域の持続的な発展のため、建替えや事業継続の際に、経営面での課題等に対応できる専門家を派遣するなど、ソフト面の支援においても関係部局とより密に連携した新しいステージに立った木密対策を進められたい。

## ○ 運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策の拡充

都民生活に欠かせない物流ネットワークを担う貨物運送事業者や、地域交通を担うバスやタクシー事業者について、燃料価格の推移と国の動向をふまえつつ、燃料費高騰緊急対策を継続ないし拡充されたい。

## ○ 西新宿地区の再整備

新宿は、駅を中心に、業務、商業、観光など多様な機能が集積する中核的な拠点であり、新宿グランドターミナルから周辺地域全体へ、交流、連携、挑戦を展開させ、まち全体の機能更新を促進することが喫緊の課題である。西新宿地区の再整備にあたっては、人中心の空間へと再編するため、地域内の段差を解消するバリアフリー動線の確保や新たな交流やにぎわいを生み出す機能の導入、次世代モビリティなど先端技術の実装に取り組みされたい。

## ◎ 宅配ボックスの設置促進

かねてから都議会公明党として、都民の誰もが利用できるオープンな公共空間での活用の促進と、都が管理する施設などを活用して、都自らが社会貢献的に利便の享受を広く都民に提供する姿勢を強めることとし、併せて、民・民間における設置の進展を応援する工夫の検討を図るべきとしてきたことは、このコロナ禍での新しい日常においても有用である。各種の調査結果を踏まえ、早期に設置促進に取り組みされたい。

- ① 都営交通を含む鉄道駅構内等での宅配ボックス設置促進
- ② コンビニ、大型商店、商店街の空き店舗等での宅配ボックスの設置促進
- ③ 宅配ボックスの設置促進に向けた都としての支援策の総合的な検討

【住宅政策本部・交通局共管】

## < 首都としての総合交通対策を確立し、都民の足を確保する >

### ○ 公共交通網の整備等の推進

公共交通網の整備にあたっては、交通政策審議会答申において「事業化に向けて検討などを進めるべき」とされた路線等の整備をはじめとする鉄道交通網の整備促進、乗入れ等の既存路線での利便性の向上、通勤混雑の緩和、ホームドアやエレベーター等のバリアフリーの促進に努めるほか、新たに整備するBRTや官民バス路線の活用を図るべく、都が役割を積極的に果たされたい。また、舟運を活性化し、運河や河川・港内などで、災害時にも対応し、観光面からも魅力のある交通網の重層化を図られたい。さらには、高齢者や障害者に優しく、外国人旅行者も安心できるタクシー利用に向けた環境整備を図られたい。【環境局共管】

### ◎ 高速道路上の本線料金所の撤廃

都は、公明党の要望を受け、高速道路の本線上の料金所の撤廃、特に永福料金所の撤去を国に提案要求を行っている。結果、令和4年度には、首都高速道路で34箇所の本線料金所のETC専用化が実施された。この流れを加速化させ、できる限り早期に本線料金所の撤廃に向けて取り組まれたい。

## ◎ エアポートライナーの設置推進

優先6路線の内、羽田空港アクセス線については、2029年に羽田空港と東京駅が結ばれる路線が完成する予定になっている。従来から、中央線や青梅線を利用する多摩地域の都民は、羽田空港に行く際、最低でも2回、トランク等の荷物をもって乗り換えなければならない、不便を感じている。そこで、2029年に東京駅と羽田空港間のアクセス線が開通した際には、現在東京駅が終点となっている「中央特快」と「青梅特快」を羽田空港まで直通運転し、エアポートライナーとして活用できるようにJR東日本に働きかけられたい。

## ○ 都心部・臨海地域地下鉄の整備推進

臨海地域地下鉄について、鉄道網の既存路線や主要な東京駅、羽田空港等との接続も含めて、早期実現に向けて着実に整備を促進されたい。また、都民や地域の意見を生かしつつ、沿線のまちづくりに努められたい。

## ○ 多摩都市モノレールの延伸実現

自立した多摩地域を構築していく上で、多摩都市モノレールは欠くことのできない交通インフラである。令和4年第四回定例会での我が党の質問に答えて知事も「箱根ヶ崎方面への延伸を実現することで、都内で唯一鉄道のない市で、利便性が飛躍的に向上するとともに、開業区間と一体となって南北方向の拠点を結び、多摩地域の活力や魅力を更に高めることができる。

今後、国や沿線市町、運営会社など関係者と一層連携を図り、2030年代半ばの開業を目指していく。」としているので、沿線市町とともに地域の個性と魅力を活かしたまちづくりと併せ、早期の延伸実現に取り組まされたい。また町田方面延伸については、都は学識経験者などで構成する「多摩都市モノレール町田方面延伸ルート検討委員会」を設置し検討を進め、令和4年1月に選定ルートを公表しました。今後は地元沿線市と街づくり検討の深度化を図り、早期の事業化決定に取り組まされたい。

## ○ 無電柱化と道路拡幅の推進

道路の無電柱化や歩道の整備を積極的に推進し、美しい都市景観と安全で快適な歩行空間の創出を図られたい。また、無電柱化を面的に拡げるため、区市町村道に対する支援を行われたい。

【建設局共管】

## ○ 築地まちづくり

築地のまちづくりについては、地元区との連携を重視しつつ、隣接する築地場外市場の賑わいにマイナスの影響を与えない工事の工夫をしつつ、都民の信頼を高め、多くの都民から、末永く次世代に引き継ぎたいと共感できるような、世界の主要都市に類のないロケーションを生かしたまちづくりとされたい。

## ○ 文化財・歴史的建造物の防災対策の強化

都内にある文化財や、歴史的建造物に対する防災対策を一層充実されたい。 【教育庁共管】

## ○ 土砂災害対策補助の実施

土砂災害防止法の土砂災害特別警戒区域等内にある既存不適格建築物の改修、移転等を支援する区市町村への補助を実施されたい。

## [ 住宅政策本部 ]

### ◎ 都営住宅の型別供給基準の見直しと手続きのオンライン化

都営住宅に入居を幾度となく申し込んでも、なかなか入れないといった都民の声が多い中で、現在、多摩地域も一部では2割が空き室となっており、都民の財産が活用されていない状況にある。これは、定期的に募集をかけても、入居希望のない住宅が多摩地域には数多く存在するため、2DKを中心に空室が続く原因として、二種類の2DKのうち、大きい方の住戸に入居できる対象世帯は3人世帯に限定されているという面も否めない。10年前に設けられた型別供給基準が、都民の住宅ニーズから大きくかけ離れていることが、その要因である。このため、都営住宅に入居を希望される方々に、適宜適切に対応するためには、現在の入居基準の一つである型別供給基準を多摩地域に限って抜本的に見直すかなど、早急に対応されたい。

また、令和8年度に予定している都営住宅管理総合システムの再構築と併せて、入居者サービスの向上と負担軽減を図るため、申請や届出の手續全体のオンライン化に向けて着実に検討されたい。

### ◎ 都営住宅の空き住戸を公募用に積極活用

都議会公明党は、都営住宅の空き住戸が活用されていないことを踏まえ、新たに電子管理システムを活用し、事業用空き住戸を速やかに活用すべきと主張してきた。都は、都営住宅の管理システムから抽出した空き住戸データを活用し保有状況と必要性を精査のうえ、公募用等に積極的に活用されたい。

### ◎ 都営住宅、公社住宅へのWi-Fi設置

都営住宅、公社住宅の集会所にWi-Fiを設置し、主に高齢者等を対象とした、スマホ・PCによる役所のデジタル申請の利用講座を開催されたい。さらに、都営・公社住宅の住戸にWi-Fiの整備をされたい。

### ◎ ゼロエミッション達成に向けた取り組み

本格的なカーボンマイナス、ゼロエミッションの達成に向け、都内全体の消費電力の削減を図るためには、夏や冬の外気による室内温度への影響を抑える断熱改修の促進に期待が寄せられている。そのため、今年度創設した既存住宅省エネ改修促進事業等を通じて、住宅政策の観点から、リフォームなどの機会を捉えて断熱改修を強力に促進されたい。

### ◎ コロナ禍における経済対策

感染拡大の影響で、休業や離職を余儀なくされた都民に対して、都としての直接雇用も含め、雇用・就業対策に全力をあげる。加えて、住居を失った人については、「東京チャレンジネット」をさらに拡充し、住宅確保支援されたい。【福祉保健局・産業労働局共管】

## ◎ 住宅確保要配慮者のセーフティネット

東京ささエール住宅（セーフティネット住宅）のうち、高齢者など住宅確保要配慮者のみが入居可能な専用住宅の登録目標 3,500 戸を令和 12 年度までに実現するため、わが党が提唱した不動産事業者向けにインセンティブの付与に加え、貸主にとっても取り組みやすいよう、支援策を充実されたい。さらに、現在取り組んでいる民間事業者等が行う空き家対策の取り組みを支援するモデル事業については、「東京ささエール住宅」の登録・供給促進に効果を上げており、更なる強化を図られたい。

特に、住宅確保要配慮者のみ入居できる専用住宅は、入居中の事故やトラブルのほか、空室リスクなど貸主に様々な不安があるとの不動産業団体からの意見もあり、登録を進めるには、その不安軽減を図ることが必要である。今後は、これらの取り組みに加え、要配慮者の入居支援や見守り等を行う居住支援法人との連携強化のほか、貸主にとって分かりやすくメリットのある支援策を検討されたい。

## ◎ 住宅確保要配慮者のみ入居できる専用住宅として公社住宅の活用を

セーフティネット住宅制度充実のため、今後、家賃低廉化補助の適用が可能となるよう、公社住宅を高齢者や障がい者等の住宅確保要配慮者のみ入居できる専用住宅として活用することが効果的であり、こうした取り組みが家賃低廉化補助制度（最大 4 万円）の設定自治体の拡大にもつながることから、今後、専用住宅としての積極的な活用を検討されたい。

## ◎ 都営住宅の自治会の法的な相談対応支援

都は、これまで都議会公明党の要望により、都営住宅の自治会が迅速に相談できる窓口の設置や、自治会が苦勞している住民同士のトラブルへの法的な相談対応など、自治会運営がより円滑にできる支援に取り組んできており、非常に好評であるが、そうした需要は、年々増しており、特に、弁護士相談では、予約がすぐに埋まってしまい、ほとんど利用できないという声が上がっている。そこで、広い会場で、自治会で共通する相談事例を弁護士が紹介し、対応策等について説明し、質疑等も行える場を設ければ、一度に多くの相談者がそうした情報を共有できるようになる。希望する自治会役員が懸案問題に少しでも早く対処できるよう、実施を検討されたい。

## ○ 住宅確保要配慮者向けの支援策について

都営住宅や公社住宅の高齢者や障がい者の居住者などが建替えなどに際して引っ越しを行う場合への対応を含めて、住宅確保要配慮者の居住の安定のため、長年の調度品を整理・処分する際や行政手続、買い物などでの負担が緩和されるよう居住支援法人への支援を強化されたい。

## 民間住宅

### ○ 耐震化助成の対象マンションの賃貸への拡大

個人や中小企業が保有する賃貸マンションの耐震化を促進させるため、都のマンション耐震化促進事業の補助対象を賃貸マンションにも広げられたい。

## ○ 災害時でも生活継続しやすい共同住宅（東京都LCP住宅）の普及

都では、災害時の自宅での生活を継続させやすくし、避難者の発生を極力抑えるため、エレベーターや給水ポンプの非常用電源の確保、防災マニュアルに基づく防災訓練・備蓄などに取り組む共同住宅を登録し公開する、東京都LCP住宅の登録・閲覧制度を実施している。今後想定される首都直下地震等の地震などへの備えを充実させるため、東京都LCP住宅の普及に努められたい。また、国の災害時拠点強靱化緊急促進事業を公社住宅でも活用し、非常用電源などを確保し居住者の生活継続と地域住民の受入に取り組むこと。

## 都営住宅・公社住宅等

### ○ コミュニティ活動や高齢居住者への支援について

公社住宅で、入居者同士や周辺地域とのコミュニティ活動のきっかけづくりや、高齢者の方などから寄せられるさまざまな相談に対応していくための専門スタッフとして、令和3年4月に「JKK住まいるアシスタント」2名を新たに配置したが、その活動を区部、多摩部の全域に広げられたい。また、同様の取り組みを都営住宅でも開始されたい。

### ○ 浴室の設備更新に関する居住者への計画周知

都営住宅の浴室設備については、都側で設置された昭和57年度以降の入居者とそれ以前の入居者との間に強い不公平感が生じていたことから、わが党の要望により、都営住宅での入居者が設置した浴室の設備更新について、都設置対応への切り替えが順次行われている。あわせて、故障した浴室設備についても、申込要件を設け、住戸ごとに都による更新を行っている。できるだけ早期に、今後の更新計画について、居住者への周知を進められたい。

### ○ 都営住宅での若年ファミリー世帯向けの期限付き入居の改善の周知

都営住宅の期限つき入居制度について、かねてからのわが党の要望に応え、現在10年を限度としている入居期間を、子どもの高校修了期まで延長するとともに、ひとり親世帯を新たに対象に加えるものとなった。今後は、子育て世帯にとって、より利用しやすい制度に改善するため、その内容が、現在の利用者や今後の利用を検討する都民に対し、確実に伝わるのが重要である。そこで都は、ひとり親世帯を支援する居住支援法人などへの周知を図るほか、若い世代がアクセスしやすいSNSなどを活用した情報発信などを強化されたい。

### ○ 若年ファミリー世帯向けの募集の増強

都は、わが党の提案に応え、若年ファミリー世帯向けの募集枠を含め住居を毎月200戸程度募集している。世帯員の構成や、親の年齢など、入居を希望する世帯の実情に即して入居資格要件の拡大を検討されたい。

### ○ 都施工都民住宅での高齢者住み替え制度の実施

公社一般住宅において長期居住高齢者の住み替え制度が創設されたが、都施工都民住宅は対象外となっている。公社一般住宅同様に住み替え登録制度を創設されたい。

### ○ 都営住宅等での宅配ボックスの設置促進

宅配ボックスの利便性を全都で推進する一環として、都営住宅・公社住宅・都民住宅での宅配ボックスの設置について、基本方針を決め、順次、推進を図られたい。

## ○ 都営住宅における買い物弱者対策について

近隣に店舗等のない都営住宅の高齢の居住者の方からは、買い物に行けず困っているとの声が数多くある。店舗事業の採算性、公有財産上の取扱いなど課題があるが今後の超高齢社会を見据え、買い物弱者対策としての店舗等の活用を推進されたい。

## ○ ウクライナ避難民への支援

2022年3月より、受け入れを開始した、ウクライナ避難民への都営住宅の提供を継続するとともに、孤立しないように支援されたい。

## < その他 >

都営住宅と公社住宅での省エネ対策の促進に向け、LED照明への切替え、太陽光パネルの設置など再生可能エネルギーの導入を強化されたい。 【財務局、環境局共管】



## [ 環境局 ]

### ◎ ゼロエミッション達成に向けた取り組み

#### (1) 既存住宅省エネ改修支援

本格的なカーボンマイナス、ゼロエミッションの達成に向け、都内全体の消費電力の削減を図るためには、夏や冬の外気による室内温度への影響を抑える断熱改修の促進や再生可能エネルギーの利用を一層進めていくことが必要である。そのため、住宅政策の観点から、リフォームなどの機会を捉えた断熱改修や、太陽光発電設備の設置を促す取り組みを拡充されたい。また、既存集合住宅でのEV充電器設置が進むよう補助制度を拡充されたい。

#### (2) 新築住宅省エネ対策支援

都は令和元年度から省エネ性能の高い住宅として都が独自に定めている東京ゼロエミ住宅に対し、建築費用の一定額を助成しているが、温暖化対策に対する環境意識も相まって、多くの申請があり抽選となった。今後、そのさらなる普及拡大を図るため、必要な予算の拡充と断熱・省エネ性能の向上につながる施策の構築を推進されたい。

また、新築住宅への太陽光発電設備の導入義務化に当たっては、初期費用だけでなく更新費用も含めた長期的な視点に立った考察を行い、支援を検討されたい。加えて、ZEVの普及に向けて充電設備の拡大策に一層努められたい。

### ○ 省エネに役立つ取り組みの推進

省エネルギーと低炭素化の促進を図るため、家庭や事業所においてエネルギー利用の効率化・最適化を推進されたい。特に、取り組みやすく省エネ効果が期待できる照明のLED化や、冷蔵庫やエアコンなど省エネ性能の高い製品への買替えなどを一層促進させるよう、東京ゼロエミポイントなど、支援を拡充されたい。

### ◎ 再生可能エネルギー電力100%化の牽引

RE100を目指す民間企業や都民の再エネ利用を牽引するため、令和2年度から実施している特別支援学校等の再エネ電力100%化の取り組みについて、対象施設をさらに拡大されたい。また、島しょ地域において防災性向上の観点から、再エネ設備を新たに設置し、都有施設で活用していくことも検討されたい。

### ◎ 多摩地域でのエコタウン構想の実現

廃棄物処理とリサイクルを進めるため、多摩地域にもスーパーエコタウン事業を展開するよう検討されたい。また、中間処理施設が不足しており、多摩地域でのエコタウン構想の実現には、都有地の活用だけでなく民間の力を活用するPFIやPPPを広域的に推進していく必要がある。都が中心となって推進されたい。

## ◎ 生物多様性の保全・回復について

今月カナダのモントリオールでのCOP15を受けて、生物多様性の保全・回復に関して日本の生物多様性国家戦略と連携しつつ、国をリードするような東京都生物多様性戦略を策定し、気候変動対策と同様に知事をトップとする執行体制を構築されたい。

また、都は都民や企業など様々な主体に広く、生物多様性の価値やその意義を伝え、生物多様性の保全・回復への具体的な行動促進を図られたい。

## < 持続可能な社会への変革のためのシステムの確立 >

### ○ 自然環境に負荷がかかる廃材のゴミ削減と3Rの推進

- ① プラスチックごみの軽減に向け、都が率先して実践するとともに、「プラスチック削減プログラム」を着実に推進し、広く都民や事業者が参画するムーブメントを企画、推進されたい。
- ② 廃プラスチックの発生を抑制するため、再利用の推進を図る予算の増強および熟回収を行っている区市町村向けに、リサイクル回収の促進を図られたい。
- ③ 「TOKYO海ゴミゼロアクション」を都が積極的に展開し、未来を担う子供たちの環境教育につなげていかれたい。
- ④ 建設局・下水道局が率先する模範的取り組みの成果を民間向けに広めるため、現状は廃棄されているコンクリート材の再生や、建設廃棄土の改良などの再利用を進める際のガイドラインを、環境局として確立し、支援を急がれたい。
- ⑤ 乳幼児の使用だけでなく、今後、高齢化によってますます増大する使用済み紙おむつのごみの減量化に向け、先進的なリサイクル事業の成果の検証を進め、都としての対応に効果的な手法を確立されたい。
- ⑥ 貴重な食料資源を無駄なく活用していくため、食品ロスの削減に向け、関係事業者等と連携し幅広い取り組みを推進されたい。
- ⑦ 各自治体における紙おむつの分別収集が進むよう、紙おむつのリサイクル工場が都内に立地できるよう都有地活用などで支援されたい。

### ○ ノンフロン対策の強化

フロンは、オゾン層破壊の原因から、近年は二酸化炭素の数十倍から14,800倍の温室効果があり、大きな課題となっている。まず、都庁みずからフロンの漏えい防止、そして、都内事業者のノンフロンへの転換の促進、フロン使用時の漏えい防止と機器廃棄時の指導強化、また、業界団体と連携した中小企業者へのアドバイス、意識啓発などに強力に取り組まれたい。

### ○ アスベストの飛散防止対策の実施

アスベストは、吸引による肺がん等の健康被害が明らかになり、現在ではその使用が禁止されている。しかし、都内にはアスベストが使用されている建物が数多く残っており、その解体のピークが2050年頃まで続く見込みである。都や区市がアスベストの飛散防止を徹底させるために、報告に基づく監視指導を効率的かつ効果的に実施すること。また、大規模地震では、建物被害が約19万棟にも及び、建材中のアスベストが飛散する恐れがあるため、災害時におけるアスベスト対策に万全を期されたい。

## ○ リチウムイオン電池の安全な回収ルートの構築

リチウムイオン電池は、スマートフォン等、様々な製品で使用され私たちの生活に広く普及している。一方で、強い衝撃を与えると発火事故を引き起こすおそれがある。都内で、清掃・リサイクル施設やごみ収集車両における発火事故が令和3年には1,743件も発生しており、その要因となっているリチウムイオン電池について、市区町村と連携し、分別収集の実施を促し、リチウムイオン電池の安全な回収ルートの構築を進められたい。

## ○ 都内低濃度 PCB の確実な処理

低濃度 PCB は 2027 年度までが処理期限となっている。これまで、1991 年以降に製造のコンデンサ絶縁油には、PCB は使用されていないとされていたが、今春、2004 年 3 月まで作られた絶縁油に低濃度 PCB 混入の可能性が明らかになった。これにより、都内でコンデンサを使用する事業者等が、事業に支障を来さないように、また PCB の処理に遅滞がないように都は施策を進められたい。

## ○ ユニバーサルデザインタクシーについて

ユニバーサルデザインタクシーの普及は、東京 2020 大会のレガシーともなる重要な取り組みである。これにより、誰もが利用しやすく、CO<sub>2</sub> 排出量の少ない都市交通が実現されることから、環境負荷の低減に向けて、さらなる普及や将来のユニバーサルデザインタクシーの ZEV 化なども視野に入れていく必要があるとされている。一方で、実際に必要としている利用者からは、乗車を拒否されるケースもあるため、事業者に対し運転手への指導・研修等の要請も強化しながら、今後とも、長期的視点に立って、環境にも優しいユニバーサルデザインタクシーの普及に努められたい。

## [ 福祉保健局 ]

### ◎ 第2子の保育料無償化

- ① わが党の要請に応え都は、国が実施する幼児教育の無償化に上乗せして0～2歳児の第2子の保育料の半額、第3子は無償化している。今後、「子どもをもう一人産みたいとの願いに応えるためにも、0～2歳児の第2子の保育料の無償化を図られたい。
- ② 都は、国が支援の対象外としている私立の認可外の保育園について実態調査を行い、今後の対応を検討されたい。特に、認証保育所などの質の高いサービスを提供している施設については、都独自の利用者負担の軽減を維持されたい。

【生活文化スポーツ局・福祉保健局共管】

### ◎ 高校3年生までの医療費無償化

都議会公明党が推進した高校3年生世代への医療費の無償化が決定し、その後、令和5年度から3年間、都が10分の10で区市町村を支援することが表明された。今後、4年目以降の財源や所得制限及び自己負担などの財政面の取り扱いについて、区市町村と協議を進められたい。

### ◎ 子育て支援

#### (1) とうきょうママパパ応援事業・東京都出産応援事業の充実

国においては公明党の主張を反映し、支援が手薄な0～2歳児に焦点をあてて、経済的負担軽減と伴走型相談支援を継続的に実施することが決定。妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない支援であるとうきょうママパパ応援事業と東京都出産応援事業との関係を整理して、引き続き都において事業継続できるよう取り組むこと。都は伴走型支援の先進自治体として国の政策を踏まえ、より一層の充実を図られたい。

#### (2) 産後うつ対策としての産後ケア事業の期間延長

- ① 新型コロナの影響で「産後うつ」状態になる人が以前の2倍以上に増えており、不安を抱える出産後1年以内の対象者に産後ケア事業の積極活用が必要である。しかし、産後ケア事業は区市町村により運営されており、事業の担い手も専門性が求められているため、従来の出産後4ヶ月までの利用で、利用枠が一杯になっている。保育ママや小規模保育室等の一時預かり事業に積極的に参加したい方々や、厳しい認定基準をクリアしたベビーシッターを活用する「ベビーシッター利用支援事業」なども活用し、産後の子育て家庭を支援されたい。
- ② 産後支援の担い手を確保するため、こうした専門性を有する人材の育成に取り組む区市町村を支援されたい。

#### (3) 助産師の活用と受診票使用時の償還払いの改善

- ① 自治体が妊婦に公布する受診票で公費負担による医療機関への妊婦健康診査の受診が可能となるが、助産所や都外医療機関の場合、受診票は使えず償還払いとなる。しかし、現行

制度上でも区市町村の判断により助産所でも償還払い不要とすることが可能であり、都内の事例もある。この取扱いが可能であることを都が広く徹底し、運用の改善を具体的に推進されたい。

- ② 都として、助産所での受診票を使用しての公費負担の受診を可能とするシステム改善について、DXの推進の成果として早期に実現されたい。

## ◎ 産後の子育て及び多胎児の子育て支援

- ① 近年特に顕著になってきた多胎児の子育ては、乳児期の授乳やおむつ替え、沐浴など首の座らない赤ちゃんを母親一人で育てるのは容易ではなく、ベビーシッター利用支援事業の都10割補助の継続、「とうきょうママパパ応援事業」の継続及び多胎児の育児経験者による相談支援事業などの多胎育児支援メニューの充実を図られたい。
- ② 外出時の公共交通機関における多胎児ベビーカーでの移動の困難さへの支援や、過重な教育費負担の軽減等、局横断的に統一方針を定め総合的な支援策を講じられたい。

【政策企画局・生活文化スポーツ局・交通局共管】

- ③ 多胎児の妊婦に必要な健康診査は、公費負担の14回の範囲に収まらない可能性があり、15回目以降の検診費用への支援を推進し、取り組み自治体数の点で進捗が思わしくない場合は、課題を分析し、必要な制度改善を図られたい。

## ◎ 児童相談体制の強化

- ① 特別区においては、令和2年度に世田谷区・荒川区・江戸川区の3区で、令和3年度は港区・令和4年度は中野区・板橋区と児童相談所の設置が行われているが、児童相談所では、一時保護や施設入所など、地域を越えた広域的対応が求められる場合があり、今後、都区の連携強化は一層重要性を増していく。都の児童相談所や子供家庭支援センターの強化を含め、悲惨な児童虐待の根絶に向け、この機を捉えて、東京全体で中長期的な視点から、児童相談所体制を強化されたい。
- ② 児童虐待の防止に向けて、児童福祉司、児童心理司等の専門資格を有する職員の確保と育成は急務である。都として目標を定め、計画的に体制整備を進められたい。
- ③ 児童相談所業務のDX化を進める上で、電話相談内容の自動文字化をすすめ、相談の効率化、取り組み内容の質の向上を図られたい。
- ④ 行政間の役割分担を明確に定め、連携の強化を図るとともに、自治体間・警察組織との間の情報共有を加速化するなど、対策を講じられたい。
- ⑤ 児童相談所が保有するビックデータを活用した様々な分析や、区児相の設置が進む中での円滑な相談事案の移管を可能とし、もって、多忙を極める児相職員の業務負担を軽減して、限られた人員の効率的配置が進むよう、現行のシステムの抜本的改善を図られたい。
- ⑥ 電話対応や窓口対応での情報交換が自動的に文字化され記録されるITCの導入などDX化を進めることによって、同様の効果を高められたい。

## ◎ 放課後等デイサービスの質の向上と報酬加算の底上げ

- ① 都はサービスの質の向上を導くべく、今年、令和4年4月から独自に設定した基準を満たす事業所に対し「都型放課後等デイサービス」としての補助金の上乗せを開始した。しかし、

約 1,000 を超す都内の事業所のうち 3 事業所に留まっている。補助要綱が施設の実態に合っておらず、応募がほぼ無いといってもいい状態である。人員配置や運営時間、送迎体制の要件などを見直し、利用者・施設側双方にとって有効な制度となるよう改善に努められたい。早期に運用の改善を図られ、もって、国の改定で生じた報酬減額がもたらす事業所の経営難、人材確保難を緩和されたい。

- ② 知的障害や発達障害のある児童・生徒が社会に参画する上で障壁となりがちなコミュニケーション上のトラブルを回避し、自らも被害から身を守る方法の習得など、保護者が求めるプログラムを提供できる事業所を選択肢に整える視点でも、サービスの質の向上に資する補助・誘導制度を検討されたい。

## ◎ チルドレンファースト社会の構築

「未来の東京」戦略では、その戦略の核の一番最初に「子供の笑顔のための戦略」を掲げ、子どもを大切にすることを最優先とする「チルドレンファーストの社会」の構築を掲げている。わが党の要請を受け、令和 2 年 9 月に「子ども未来会議」が設置され活発な議論がなされている。また、「こどもスマイルムーブメント」も幅広い主体の連携により子どもを大切にしている社会の機運が広がってきている。今後更なる推進を図られたい。【子供政策連携室共管】

## ◎ 東京都こども基本条例の具体化

令和 3 年 3 月に成立した「東京都こども基本条例」では、子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもの最善を最優先する理念を明記した。条例の内容を分かりやすく伝えるリーフを作成し子どもに知らせていくことや、子どもの意見表明や子どもの権利擁護の取り組みを区市町村とも連携し強化されたい。権利擁護に取り組む区市町村への補助を、「包括」ではなく単独補助として拡充されたい。【子供政策連携室共管】

## ◎ CDR（「予防の為に子どもの死亡登録検証制度」）の推進

2018 年に成育基本法、2019 年には死因究明等推進基本法が可決され、CDR の実施が明記された。これは、18 歳以下の子どもの全死亡例を対象に詳細な死因究明をし、その結果を登録したデータベースをもとに、個別の死因究明から環境要因や社会背景、精神心理的要因などを検証し、共通の危険因子や予防可能要因の抽出を進め、予防できる死から子どもを守る社会を構築していくものである。実施にあたっては、多職種の専門家や市区町村との連携が重要であり、都として実施体制の整備に向け、連携や役割分担など関係機関と検討を進められたい。

【子供政策連携室共管】

## ◎ 新型コロナウイルス感染症第 8 波へ備えて

### (1) 医療逼迫時の病床確保

- ① 第 7 波の感染拡大時には医療体制が逼迫、治療が必要な人が医療を受けられない状況下にあった。第 8 波以降は、経験を生かし、診療・検査医療機関を更に拡大すること。
- ② 災害やパンデミックなどの非常時において、一気に患者を収容できる規模の危機対応専

用病院または臨時医療施設を開設して、入院調整機能を強化されたい。

- ③ 新型コロナウイルス感染症の感染症法上での取り扱いの変更に加え、当分の間、ワクチン費用等の無料化については、特別な取り扱いとして維持するよう国に求められたい。

## (2) 自宅・宿泊療養患者へのきめ細かな支援

- ① 先端技術を活用して患者の健康状態をリアルタイムで把握し異常に即応できる体制を早期に確立されたい。
- ② 第7波においては宿泊療養への希望が多く、宿泊療養施設に入所ができない相談も多くあった。宿泊療養を希望する都民が円滑に施設に入れるように感染状況に応じた適切な受け入れ体制の整備に取り組まれたい。
- ③ ピーク時の入所調整の強化を図られたい。（申し込み回線の増強）

## (3) 重症化防止・中和抗体薬治療・クラスター対策

- ① 高齢者など重症化リスクの高い方の自宅療養における重症化防止対策において、速やかな入院調整を前提として、新型コロナウイルス治療薬等コールセンターの円滑な機能の発揮を促進し、往診での積極的活用を図るなど、想定されるあらゆる場面で「中和抗体薬」を速やかに投与できる体制を整備されたい。
- ② 高齢者施設、福祉施設、入院医療機関でクラスターが発生した際に、すみやかに医療支援チームを派遣できるよう、医師会と連携し、平時から体制を構築しておくこと。加えて、医療支援チームに所属する医師・看護師に対する代替要員等の支援も強化されたい。
- ③ 介護等を要する高齢者・知的障害者など用の臨時の医療施設は別枠で、随時開設されたい。また、平時からその備えに万全を講じられたい。

## (4) ワクチン接種の加速化

- ① 高齢者施設等入所者の5回目の接種を促進されたい。また、インフルエンザワクチン予防接種の補助を継続されたい。（ワクチンバスの重点的派遣）
- ② 65歳以上の高齢者へのインフルエンザ予防接種の自己負担額の補助を継続されたい。また、大規模会場での高齢者への新型コロナと、インフルエンザのワクチン同時接種実施を促進されたい。
- ③ 期限切れワクチンが大量廃棄されないことがないよう、期限切れ前での有効活用の促進を図られたい。

## (5) 検査体制の強化

- ① 行政検査・集中的検査・無料検査で、感染拡大に向けた検査体制を確保されたい。また、抗原定性検査キットの確保を行い、発熱外来で検査キットが不足する場合には、引き続き都のキットを配布されたい。
- ② 季節性インフルエンザの流行にも備えた両用の検査キットなどの充足と適宜な配布体制の整備を図られたい。

## (6) コロナ病床の確保とこれを支える専門スタッフの確保・育成

- ① 医療崩壊を防ぐためには、民間を含む都内病院全体での重症病床の増床が、急務の課題である。これを支える専門医療スタッフの確保を確実に進めるためにも、潜在看護師等の

掘り起しを図られたい。

- ② 過酷な現場で引き続き活動を続ける医療従事者に対し、特殊勤務手当の支給を継続されたい。

## **(7) 新型コロナ感染症の後遺症対策**

- ① 新型コロナ感染症の後遺症の医師・薬剤師等への研修会の開催
- ② 後遺症を診察・診断できる医療機関の充実と周知、医療機関を支援する体制の強化を図られたい。

## **(8) 医療機関等への支援**

都の医療機関等への物価高騰対策支援金については、令和 5 年度についても継続して実施するとともに、接骨院などの柔道整復師についても支援の対象とされたい。

## **◎ 重粒子線治療の推進と治療機器の早期導入**

重粒子線治療は、一般的な放射線治療よりも①治療効果が大きく②がん病巣にピンポイントで照射出来るので周囲の正常組織への影響が少なく③その結果として治療期間が短縮でき、治療と仕事の両立も期待出来る。そして、今年 4 月の診療報酬改定で、4 年ぶりに粒子線治療の保険適用の対象となる疾患の範囲が拡大された。

東京都立病院機構においては、粒子線治療を含むがん治療関連業務のノウハウを有する事業者と調査業務委託を 9 月 27 日に締結し、事業採算性の検証などの調査を進められているが、調査内容を年度内に取りまとめ、以下の取り組みにより、重粒子線治療を積極的に推進されたい。

- ① 効果の検証と進めるとともに、治療技術の習得者の育成を急がれたい。
- ② 保険適用の範囲が拡大されたことの周知を図られたい。
- ③ 地方独立行政法人東京都立病院機構での重粒子線治療機器の早期導入を実現されたい。

## **◎ 帯状疱疹ワクチン**

帯状疱疹は 80 歳までに 3 人に一人がかかると推定されている。帯状疱疹の原因は、子どもの頃に感染した水ぼうそうの水痘・帯状疱疹ウイルスであり、帯状疱疹には、予防ワクチンが有効であることから、ワクチン接種の費用助成を実施する区市町村への支援について、都の補助制度を新たに創設すること。また、帯状疱疹の予防や治療に関する情報を必要な方に周知する体制を整えられたい。

## **◎ 高齢者肺炎球菌ワクチンの接種**

コロナ禍において、WHOは「肺炎球菌ワクチンは新型コロナウイルスに効果はないが、肺炎など呼吸器疾患の予防のために接種を強く推奨する」として、一人でも多くの人が接種することが望ましいとしている。このため、現在 3 割しか接種していない、高齢者の肺炎球菌ワクチン接種率の向上のため、接種の無償化を実現されたい。



## ◎ 福祉施設や医療機関に対する都の物価高騰対策支援の継続

都内の福祉施設や医療機関は、資材や燃料、人件費の急騰に苦しんでいる。都は、第三回都議会定例会に上程・可決された補正予算で、物価高騰対策の補助金制度を立ち上げ、令和4年度内に申請を開始する予定である。物価高騰は、今後もしばらくの間、収まる見込みが立っておらず、令和5年度予算でも継続して実施されたい。

## ◎ 東京都立病院機構における緊急のコロナ対応

- ① 病床確保をはじめ医療提供体制の強化、ワクチン接種の円滑な促進、感染予防策の強化、経口治療薬の確保と積極的な活用を図られたい。
- ② コロナの「後遺症電話相談窓口」を全病院で設置し、相談者に寄り添った支援に取り組まれたい。
- ③ 後遺症について、医師会と連携し、立地地域ごとに、医療関係者に向けた研修の充実や医療機関相互の連携の強化に寄与されたい。

## ◎ 東京都立病院機構が特に担うべき医療の充実

- ① 救急医療・島しょ医療・がん医療・感染症医療・周産期医療・精神科医療などの行政的医療を、安定的かつ適正に都民に提供されたい。また、サービス向上を目指し、専門外来の充実等、都民ニーズに応じた適切な体制整備を図られたい。
- ② 拠点となる病院での女性生涯医療外来の充実をはじめ、他のすべての都立病院で女性専用外来を設置し、充実を図られたい。
- ③ がん治療について、副作用が少なく治療時間も短いため仕事とも両立が期待できる重粒子線治療が受けられるよう、導入に向けて検討を進められたい。

## ○ 都立病院機構におけるがん治療の充実

- ① がん診療について、集学的治療の実践や小児がん医療への取り組み、普及啓発等のさらなる充実に努められたい。
- ② 女性特有のがん対策として、プライバシー、アメニティ、アピアランスケアに配慮し、女性が受診しやすい専用スペースなどの環境を整備されたい。
- ③ 多摩総合医療センターのがん検査体制については、東京都がん検診センターの高度な精密検査機能と統合化されることから、精密検査の受診率向上と検査機能の強化を図るために、微小な病変でも発見できる「PEM」の導入や、内視鏡部門の都内有数の検査規模拡充などを図られたい。
- ④ 患者支援センターにおける就労支援や、社会保険労務士との連携による相談の充実などにより、がん治療と仕事の両立を支援されたい。

## ○ 都立病院機構における人材の育成と働き方改革の促進

- ① 独法化後も人材の確保が果たされるよう、年金や退職金等の取り扱いについては、独法化以前との激変緩和措置を適切に講じ、そのうえで意欲ある働き手がやりがいを感じられ

る魅力ある待遇を図られたい。

- ② 拠点病院である小児総合医療センターにおいて、地域の医療従事者育成の取り組みを推進されたい。
- ③ 「東京医師アカデミー」、「東京看護アカデミー」の取り組みにより、行政的医療を担う人材の確保・育成を図られたい。
- ④ 育児中等の医師が安心して働くことができる環境を整備するとともに、復職を希望する医師に対する研修実施に積極的に取り組まれたい。
- ⑤ 児童虐待事案の早期の発見・対応を可能とするため、独法後の都立病院において、研修会の開催と周知を強化されたい。
- ⑥ 医師の業務の一部を、専門的な知識や技術を持つ看護師に移管するタスクシフトや、医師事務作業補助者や看護補助者の導入などを進め、都立病院での働き方改革を図られたい。
- ⑦ 医師・看護師の働き方改革への対応後も、都立病院における休日・夜間における時間外診療の対応力の水準が下がらないよう、交替人員の確保、オンライン対応の活用の充実などを図られたい。

## ○ 都立病院機構における個別の課題への対応

- ① 小児総合医療センターは、「こども救命センター」として、小児重篤患者を24時間365日受け入れることで、多摩地域における小児の高度医療を担うとともに、今後も、都民が安心できる小児救急医療体制を維持されたい。
- ② 平成31年2月にアレルギー疾患医療拠点病院及び専門病院に指定された、小児総合医療センター・多摩総合医療センターをはじめ、都立病院におけるアレルギー医療の充実を図られたい。
- ③ 小児期発症の慢性疾患患者の成長に合わせ、良質な医療が継続できるよう小児総合医療センターを中心に、小児診療科から成人診療科への転科や、患者本人の自立への十分な支援を行われたい。
- ④ 健康寿命の増進と疾病予防の進展に向け、都立病院において、フレイル予防の基本に立ち還った取り組みを強化されたい。
- ⑤ 近隣の乳児院からの要請に基づき、適切な医療的ケアを推進するために必要な看護師の派遣に向け、支援の体制を強化されたい。
- ⑥ 入院中の患者のストレスや不便さの軽減に向け、患者用Wi-Fiを整備し、インターネット環境の整備を図られたい。
- ⑦ 患者や医療スタッフの心理的ストレスの緩和は、治療効果を挙げ、就労継続の上でも効果的である。ピアカウンセリングや傾聴に重きを置きながら病院や避難所などで実績のある有資格者等の活用を検討されたい。
- ⑧ 高精度放射線治療の治療計画の立案・検証・管理に必要な医学物理士を、都立病院で正式な職として位置付け、確保・育成に力を入れ、放射線治療効果の向上を図られたい。

## ◎ 食品ロスの削減に貢献する備蓄品の更新、民間努力への支援

- ① 2030年までの食品ロス半減を掲げる「食品ロス削減・東京方式」において、早期の目標達成を図るべく、国と連携して、事業者に対する要請と消費者への意識啓発を強化さ

りたい。

- ② 引き続き、賞味期限切れ間近の災害備蓄食料について、「福祉保健局災害救助用物資の寄附基準」に基づく積極活用、「災害救助用食料の有効活用事業」に基づく社会福祉法人やボランティア団体等への寄附の促進と、希望団体等に情報が届ける周知と都民への取り組み内容の積極的PRを図りたい。
- ③ 民間企業・商店等が取り組む食品ロスの削減に繋がる様々な既存・先進の取り組みの活発化に向けて、包括補助方式以外の手法にも目を向けて効果的な支援策を検討されたい。

【福祉保健局・環境局共管】

## ◎ 動物の保護機能つきの愛護センターの早期整備

都の動物愛護相談センターの新たな整備が急務となっているが、やむを得ない動物の殺処分をなくすためにも、保護機能がついたセンターを新たに整備されたい。動物の保護については、獣医系大学などとの連携も図られたい。

また、獣医師会や関係する公益法人や民間企業等との連携のもと、都民の憩いの場としてアミューズメント性を持たせるなど、子どもからお年寄りまでが集い、動物との暮らしの中で常に関わりを持つ施設となるよう、恒久的施設として整備されたい。

都は新たな動物愛護相談センターの整備を進めるため、令和4年度に専門家による検討会を設け必要な検討を進めてきたが、それを踏まえ、令和5年度は整備に向けた基本計画を策定されたい。新施設は動物の保護機能付きの共生拠点となるよう取り組みを進められたい。

## ○ 保育人材の積極的な確保・育成

- ① 保育の待機児童の解消を図る区市町村事業を、広く柔軟に支援されたい。
- ② 今後、定員充足率が低くなった場合でも既存の保育所等の安定的な継続運営を支援するため賃借料補助事業の都負担を継続されたい。
- ③ 認可・認証保育所・認定こども園・家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育などを、幅広く推進し、多様な保育ニーズに迅速・的確に対応されたい。
- ④ 宿舍借り上げ支援事業は、保育士の確保に欠かせない。しかし、本事業は令和4年度で終了予定であり、保育事業者や保育士の間には不安が増大し、採用活動にも影響が出ている。令和5年度も本事業を継続し、人材確保の取り組みを支援されたい。

## ○ 幼児教育・保育の質の確保

妊娠から子育てまでの一貫した伴走型相談支援と経済的支援が手薄とされる出産前後と0～2歳児までの子育て世代が孤育てに陥るのを防ぐために全自治体で実施。専業主婦も定期的に利用できる保育制度の創設をめざすこと。

## ○ 認可外保育施設利用料の継続

認可外保育施設利用支援事業は、事業の廃止に伴い、軽減措置を終了すると表明している区市町村も多い。事業廃止された場合、認可保育所の保育料との差がさらに拡大し、認証保育所への入所が減少する恐れがあり、待機児童解消への影響も懸念される。引き続き、多様な保育ニーズに対応していくため、事業を継続されたい。

## ○ 子どもの貧困対策

- ① 子どもの貧困対策について、実態をより詳しく把握するとともに、教職員などの指導体制の充実、子ども食堂や学習支援を行うNPOの活動支援など、対策を強化されたい。
- ② 現在、子ども食堂には都から区市町村を通じた補助金が出ている。物価高騰の影響により、子ども食堂への緊急的な支援として、運営費の補助金を増額されたい。

## ○ 送迎バス

頻発する子どもの送迎における事故を防ぐため、幼稚園、保育園、障害児通所施設、小学校などの送迎バス等に対し、国が行う安全装置への支援だけでなく、研修費用など、都独自に上乗せを行い、パッケージで支援できるようにされたい。

## ○ ヤングケアラーへの支援

- ① ヤングケアラーについて、社会全体の認知度を高めることは重要。都と区市町村、介護、医療等の関係機関が一体となって取り組まされたい。
- ② ヤングケアラーの相談支援体制を拡充されたい。

## ○ 受験生チャレンジ支援貸付事業の活用の促進

- ① わが党の提案で合格後の返済免除制度がスタートし、その後もわが党の要望を受けて制度の継続と拡充が果たされてきた受験料と塾代貸付の「受験生チャレンジ支援貸付制度」について、令和5年度以降も継続し、更なる運用の改善を図られたい。
- ② 受験時の生徒や家庭に限らない周知対象の拡大や、塾や子どもの健全成長に取り組む支援団体等へPRの促進、連帯保証人を不要とした運用改善の周知など、徹底した広報宣伝により活用の促進が果たされるよう、不断に手法の検証と改善に取り組み、効果を挙げられたい。
- ③ 区市町村の窓口経費に対する補助を継続されたい。

## ○ 全国版ドクターヘリの災害時での活用

令和3年度に導入したドクターヘリについて、現在、近隣県と連携を図り、相互乗り入れや運航方法等について基本協定の締結を進めているところであるが、今後は、救急医療だけでなく、災害時の傷病者の搬送・救命にも他県と連携して取り組めるよう早急に推進されたい。

## ○ 東京都医療的ケア児支援センターの設置

新たに設置された「医療的ケア児支援センター」における相談支援や情報提供などの支援に関わる人材養成に必要な予算の充実を図られたい。

## **< 障害者児・者の生活を守り、社会参加を促進する >**

### ○ 重度障害児・者を受け入れる施設への支援の増強と就労支援

- ① 重度障害者の受け入れに積極的な障害者グループホームへの「障害者施策推進区市町村包括補助事業」による都独自加算、「障害者グループホーム体制強化支援事業」による経費補助、「障害者（児）施設整備助成」による特別助成や加算の利用状況を調査して課題を分析し、必要に応じて「包括」を単独補助事業化するなど、補助の更なる利用の拡大に繋がる改善を実施されたい。

- ② 重度障害者が就労中に訪問介護を使えないため困難に直面している。通勤や職場での支援を実施している区市町村が少なく、在宅での就労には制度が対応していない。都は国に強く改善を求めるとともに、現行で可能な支援について検討を図られたい。
- ③ 「障害者施策推進区市町村包括補助事業」の国報酬に上乗せした運営費の補助や都の家屋借り上げ費等助成により、短期入所用のグループホームが未設置である区市の解消状況、及び、他区内の施設利用のための利用制限（一泊しか利用出来ない等）の改善状況を調査して分析し、必要に応じて「包括」を単独補助事業化するなど、より効果的な補助制度に向けた改善を図られたい。
- ④ 医療的ケア児や重症心身障害児を積極的に受け入れる拠点施設について、レスパイト機能の拡充と都内各区市への最低一か所ずつの設置に向け、現行の「障害者（児）ショートステイ事業（病床確保）」、「障害者（児）施設整備助成」による特別助成、上乗せ補助による状況改善の効果を具体的に把握して課題を分析し、さらに効果的な補助制度への見直しを図られたい。  
また、実態調査の内容を分析し、早急に新たな施策の立案に反映されたい。さらに、医療的ケア児への支援に関心のある看護師の育成策を都事業として確立されたい。加えて、医療的ケア児については、保護者が福祉タクシーを利用する場合があります、経済的な負担となっている。医療的ケア児の通学手段の適切な確保と保護者負担の軽減を図られたい。
- ⑤ 不足する看護師の確保対策として、都立療育センターでの短期入所数の定員数の履行と特別支援学校への派遣要請への対処状況の進展において、「重症心身障害児施設における看護師確保対策事業」による講座・説明会・研修会が果たしている効果を、令和3年度から令和4年度にかけての推移を具体的に把握し、さらに効果的な対策の充実を図られたい。
- ⑥ 短期入所の施設整備では、令和3年4月1日時点の16施設・143床の状況からの推移分を具体的に把握し、新型コロナウイルス感染症対策への留意が引き続き必要であることを前提に、さらに効果的な対策の充実を図られたい。
- ⑦ 拠点の複数化を目指す区市に対する都支援のあり方については、高い看護技術を持った看護師を「受入促進員」として配置する事業を実施状況や「障害者（児）施設整備助成」による特別助成で、拠点の複数化を実現できた区市の状況を把握し、を行うことを通じて、さらに効果的な対策の充実を図られたい。
- ⑧ 学齢期及び学齢期後の知的障害児・者に対し、良好な対人関係やマナーや社会生活におけるスキルを身に着ける機会の充実を、放課後デイサービスや通所事業所において図られたい。その際には質の確保が重要で、令和4年度から都が設置している福祉・医療・教育の専門家からなる検討会の成果の発揮を早急に図り、支援の在り方の基準・ガイドラインの確立とその普及徹底と、活用に必要な都の取り組みを立案されたい。

## ○ 聴覚障害の早期発見のための取り組みの普及

- ① 平成31年4月から都内全区市町村で公費負担制度を導入されており、今後は、聴覚障害の早期発見と治療改善の進展が重要である。特に、保健・医療・福祉・教育の連携の促進、言語聴覚士の活用の促進、都が令和4年度に設置した協議会を通しての検査後の診断、治療、療育、教育に至るまでの一貫した支援の充実を図られたい。
- ② 難聴児と保護者に対する相談や情報提供や、地域の支援関係者への研修の充実に向け、都の中核的な役割の確立を急ぎ、効果を発揮されたい。

## ○ 障害者への虐待を未然防止するための取り組みの強化

- ① オンライン等を活用し、コロナ禍でも「障害者虐待防止・権利擁護研修」の受講者数の拡大、一度切りではない定期的な受講制度の普及を推進されたい。
- ② 閉鎖的な環境を放置して虐待に繋がることが無いよう、環境改善の状況を調査し、個々の事例に対し具体的な改善を求められたい。
- ③ 「強度行動障害支援者養成研修」の継続的实施と最新の知見を反映した研修内容への不断のバージョンアップを図られたい。

## ○ 障害者向けの各種手当の継続と拡充

- ① 心身障害者(児)医療費助成制度・難病医療費助成制度・心身障害者福祉手当については、国の動向にかかわらず、心身障害者医療費助成制度による重度の身体障害者、知的障害者、精神障害者向けの医療費の自己負担分の一部を助成を含め、令和5年度以降も維持するとともに、物価高騰に応じた増額、対象の拡大を実現されたい。
- ② 難病医療費助成制度においては、国の指定難病に移行した疾病を含めて、従来は対象であった軽度者向け助成の再開を実現するとともに、物価高騰に応じた増額を実現されたい。
- ③ 心身障害者(児)医療費助成制度、心身障害者福祉手当制度の利用者は、新規適用の際の年齢要件は65歳未満であるが、新規の透析導入患者の平均年齢は69.4歳であり、この点に照らしても、70歳未満の障害者まで対象に加えられたい。

## ○ 精神障害者が利用できるグループホームの拡充

- ① 精神障害者の高齢化や合併症を併発する障害者が増加し、グループホームの供給不足が進み入居待ち者が増えている。「障害者施策推進区市町村包括補助事業」による、国報酬に上乗せした運営費補助や新設又は増設した場合の家屋借り上げ費等助成を、令和5年度以降も維持し、物価高騰に応じた増額を実現されたい。
- ② グループホームの増室状況の推移を調査して分析し、必要に応じて「包括」を単独事業化するなど、より効果的な補助制度に向けた改善を図られたい。

## ○ 児童発達支援センターの拡充

- ① 児童発達支援センターによる支援を必要とする患者数の増加に対し、十分な対応ができる施設の整備、事業の拡充を図られたい。
- ② 「障害者施策推進区市町村包括補助事業」による初期費用支援、「障害者(児)施設整備助成」による特別助成、未設置区市町村における整備費の上乗せ補助、「児童発達支援センター地域支援体制確保事業」による専門職員の確保・育成の効果を調査して分析し、必要に応じて「包括」を単独事業化するなど、より効果的な補助制度に向けた改善を図られたい。

## ○ 知的障害者の本人の意向を尊重する意思決定支援の強化

障害者本人の意向や希望に沿ったサービス提供の推進向け、親なき後への安心も含め、施設と在宅の相違に関わらず、様々な生活の場面で、本人自らが不利益を回避しながら判断や選択を適正に行える環境を整えるため、関係者の課題認識を都が調査分析し、支援スキルの向上を図られたい。

## ○ 成年後見

- ① 本人意思を尊重しない成年後見のトラブルは、家族等が後見人となる場合などに比較的多く報告されている。都は、家庭裁判所を連携し、判断能力が十分でない方の状況に合った後見人候補者を推薦するマッチング機能の充実を推進されたい。
- ② 本事業を推進する区市町村への包括補助については、効果を検証して分析し、必要に応じて「包括」を単独事業化するなど、より効果的な補助制度に向けた改善を図られたい。

## ○ 東京都盲ろう者支援センターの活用の促進と機能の充実

- ① 盲ろう者でも支援センターの利用に結び付いていない事例があり、潜在的な盲ろう者の掘り起こしについて、効果的な取り組みを検討されたい。
- ② 潜在的な盲ろう者や高齢化した盲ろう者などの場合は、アウトリーチ支援が必要であり、人員体制の充実を図られたい。
- ③ 盲ろう者は、支援者の活動なくしては買い物、通院などを含め社会参加、生活の維持が困難である。支援費の増額を図られたい。

## ○ 公共施設のトイレに大型ベッドの設置を

- ① 公共施設のトイレへの大型ベッドの設置促進を図るため、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」における「望ましい整備」事例への登載を契機に、令和4年度から開始された、公共トイレへの介助用大型ベッドを設置する区市町村への支援を、令和5年度以降も維持し、物価高騰に応じた増額を果たすと共に、設置推進の効果を具体的に把握されたい。
- ② 区市町村の進展状況を比較し、遅れている区市町村への対策を、丁寧に意見を聴取し、検討されたい。

## ○ 前広便座の活用促進・標準化

人工肛門のオストメイトの方が、腰の高さに関わらず、身に着けるパウチから排便するためには、高さ調節ができない汚物流し台よりも前広便座の方が使いやすい場合がある。特に背の低い方にそうした声が多い。前広便座は健常者に与えるデメリットは見当たらず、女性の採尿の際にも使い勝手よい。むしろ、標準仕様化を検討すべきである。都は、当事者等の声を大切にしながら、標準化も視野に入れながら、活用の普及を図られたい。

## ○ 既存施設でのバリアフリーの進展

- ① バリアフリー化というと新築の建造物での対応が目立つ。しかし、すべての建造物が老朽化を経て建て替えられるのを待っていたのでは、いつまでも街のバリアフリー化は完成しない。新設・既存に関わらず、「多数の者が利用する施設を所有し又は管理する者に対し、整備基準への適合努力義務」が課せられており、その実現のためには、努力義務を理由に現状の追認に終始しない新たな取り組みが必要である。包括補助の仕組みを見直し、より効果的な補助制度への改善を図られたい。
- ② 一定期間の事前通告を経ても改善が進まない「多数の者が利用する施設」を対象にした公表制度も検討されたい。

## ○ 杖ホルダーの設置推進コートフックの低い位置への設置推進

杖が倒れた場合、しゃがみ込みが困難な方には拾い上げるのは一苦勞であり、公共トイレにおける杖ホルダーは、使用者にとって必要不可欠な設備である。今後、設置促進に向け、事業者に対し、その必要性を強く推奨され、活用しやすい補助制度への変更を検討されたい。また、コートフックは通常高い位置に設置されており、高齢者や障がい者など手が届かない場合がある。誰でも利用できるよう低い位置への設置を推進されたい。

## ○ 口話の自動文字表示機器の窓口への設置促進

聴覚障害者や外国語使用者にとって、行政や各種の民間の接客窓口での日本語での説明は、かなり高いコミュニケーション上のハードルとなっている。その壁を越える手法が、双方の口話を自動的に文字化し、その場で表示するICT機器であり、すでに活用が始まっている。都は包括補助の仕組みで区市町村を支援しているが、現状では進展はあまり期待できない。障害者や合理的な配慮は法的に当然の義務とされており、単独補助化を有力な選択肢として取り組みの強化を図られたい。

## < 医療人材の確保と医療連携の強化 >

### ◎ 医師・看護師不足が深刻な分野・領域での対策の強化、効果的な医療連携の推進

- ① コロナ禍では、地域医療の充実ぶりに比較しての地域医療の拠点となる総合病院や特殊な対応を要する小児科、産科、麻酔科、救急、外科などの診療科目での医師・看護師の不足が露呈した。また、訪問事業を含めた夜間・休日の医療ニーズが増大化しているが、需要増に応じ切れていない。専門団体による研修への増額や待遇改善支援、休眠有資格者への復帰支援が必要である。そのため従来からの「医師奨学金制度」、「医療勤務環境改善支援センター」での支援、「病院勤務者勤務環境改善事業」、「看護職員地域確保支援事業」、「東京都ナースプラザ」による情報発信や看護職員の再就業・定着に向けた奨励金制度などの効果が、どう人員確保に結び付いているかを調査して分析し、より効果的な取組への改善を図られたい。
- ② 在宅療養支援窓口の整備を図る区市町村と、医療資源、特に回復期や慢性期の医療機能を担う中小病院との間の連携の強化に向けての、「入退院時連携強化研修」、200床未満の医療機関に対する看護師又は社会福祉士等の配置支援、在宅療養支援窓口取組推進研修などの令和5年度以降の継続実施を図られたい。
- ③ 難病患者について、早期診断から地域での療養生活まで支えるネットワーク体制の充実に向け、難病診療連携拠点病院及び難病医療協力病院の機能の充実、かかりつけ医医療機関への最新の難病治療情報の提供、拠点病院における研修事業を令和5年度以降も実施されたい。
- ④ 医師・看護師の働き方改革への対応を積極的に支援するとともに、その対応と並行して、都内の訪問系を含める医療機関における休日・夜間における時間外診療の対応力の水準が下がらないよう、交替人員の確保、オンライン対応の活用の充実などを図られたい。
- ⑤ 都として、バイオシミラーの利用促進により、医療費の適正化を図られたい。

## ○ リハビリテーション支援センターの指定増

二次保健医療圏ごとに一か所とされている「地域リハビリテーション支援センター」について、複数箇所設置を可能とされたい。そのため、設置要件を見直すべく、「東京都リハビリテーション協議会」等における検討の進捗を急がれたい。



## ○ 専門的な精神科治療と連携した垣根の低い女性や若者向け相談窓口の活用と普及

- ① 精神疾患の発病者の多くは25歳までに発症しており、早期の治療により、回復も早く軽症で済む可能性が高い疾患とされている。海外では、早期の相談と治療で成果を上げているが、日本では対応が遅れている。そうした中、都内では大学・国・民間医療機関との連携による先進事業の成果をベースにした、女性や若者向けの垣根の低い相談窓口が注目を集めている。都は悩みを抱える人々が早期に活用できるよう、こうした事例を広く周知されたい。
- ② 同種の取組が継続的に実施されるよう、都としての安定的な補助制度を構築されたい。

## ○ 自殺予防対策の強化

- ① 民間団体等のへ支援の充実と若年層での自殺予防対策の強化に向け、「地域自殺対策強化事業」において、コロナ禍対策を契機に引き上げられた若年層を含む相談事業での補助率の引き上げを、令和5年度以降も継続するとともに、事業の拡充を維持することも引き上げ要件の対象に加え、充実を図られたい。
- ② 心に悩みを抱えた若者との結びつきをケアする垣根の低い相談機関と、専門的な精神科医療との連携を強化する補助を新設されたい。

## ○ SNS相談体制の充実

- ① ネットトラブルや自殺防止の相談、若者総合相談、いじめなどの教育に関する悩みに対応するため、令和3年度に拡大された相談対象や相談実施時間の拡充について、さらに充実を図るとともに、電話相談のほか、専門的な精神科治療機関と連携する垣根が低く、若者や女性に抵抗感が薄い対面での相談窓口の紹介や丁寧な引継ぎに努められたい。
- ② 自殺対策に取り組む区市町村への支援を強化されたい。

## ○ 若年性認知症対策の強化

若年性認知症患者への一層の理解促進と患者の居場所づくりの充実に向け、令和5年度以降も「若年性認知症支援事業」の一層の充実を図られたい。

## ○ 若年被害者の支援の本格実施

困難を抱えた若年女性の自立を図るSNS相談や夜間の見回り等のアウトリーチ、一時的な居場所の提供等について、令和5年度以降も一層の充実を図りながら継続されたい。

## ○ ひきこもり支援の強化

- ① 「切れ目のない支援」等の必要性について、令和3年8月の「東京都ひきこもりに係る支援協議会」からの提言の具現化に向け、多職種専門チームの区市町村にいける活用状況を照査して分析し、より積極的な活用を目指して運用等を改善するなど、身近な地域における相談体制の充実を図られたい。
- ② ひきこもり経験者によるピアカウンセリングにおいて、2年以上の訪問支援を実施するなど、継続的支援を推進されたい。東京都ひきこもりサポートネットにおけるピアオンライン相談でも、担当を決めるなど支援の継続性を重視されたい。
- ③ 発達障害も原因となるひきこもりの固定化や長期化の回避など、発達障害の早期発見・早支援の充実や成人期での「切れ目のない支援」を広く総合的に推進するため、局横断的な専門職の連携を強化するとともに、区市町村による主体的な支援拠点整備が進むよう、財源と

なる区市町村包括補助事業については効果を調査して分析し、必要に応じて「包括」を単独事業化するなど、より効果的な補助制度に向けた改善を図られたい。

- ④ 今後のひきこもり支援の中では、コンタクトパーソンづくりを新たな支援策の柱として捉えた検討を図られたい。また、ひきこもり当事者が自己肯定会を取り戻すきっかけの一つとして、元当事者や元当事者の家族の話を聞くことが効果的である。促進を図られたい。さらに、高校卒業後から40歳までの間には法定の歯科健診がないため、糖尿病や心疾患などの早期発見が遅れる可能性がある。かかりつけ歯科医の有無の調査の実施後、対策の再検討を図られたい。
- ⑤ 児童虐待の早期発見に向けて、歯科医師会が実施する調査に協力されたい。

## ○地域療養体制の強化

- ① 高齢者用の在宅療養体制の強化を図るべく、「認知症高齢者グループホーム整備促進事業」、「地域密着型サービス等整備推進事業」などの都事業の効果を検証し、在宅療養支援窓口や訪問看護ステーションの充実を図られたい。
- ② 認知症グループホーム、ケアハウス、小規模多機能拠点など的高齢者用の地域密着型施設の需給バランスの推移を調査・分析し、目標数を立てて、整備を進められたい。
- ③ ICTやロボットなどの活用を積極的に進めて、医療・福祉人材不足の改善、障害当事者等の負担の緩和や活躍の促進を図るべく、補助額の増額や対象の拡大、申請負担の緩和を図られたい。
- ④ 先進機器の活用を福祉施設で進めて、実際の就労現場での有効性を確認、推奨する事業を整え、他局と連携して、就労先での支援機器導入の拡大を推進されたい。
- ⑤ 特別養護老人ホームの入居待機の現況を区市町村別に調査して分析し、より効果的な補助制度等への見直しを進め、待機状況の改善を図られたい。
- ⑥ 地域の必要数を超えた整備に同意する区市町村への支援の増強を図られたい。
- ⑦ 賃金増や交通利便地域などでの開業の促進など、介護人材不足の緩和に役立つ補助制度の確立を図られたい。

## ○ 認知症と老々介護のレスパイト・地域包括ケア

- ① 患者・要介護者とその家族への支援やその負担の緩和につながるレスパイト利用が可能な施設数の増強や社会的に補助・代行する仕組みを強化されたい。そのための都事業の効果を具体的に検証し、取組の一層の充実を図られたい。
- ② 認知症が重症化しても家族のもとで生活できる認知症グループホームへのニーズは高いが、特別養護老人ホームと比べて利用料が高く、空きがあっても経済的な理由で入所が進まない。都内の区市町でも家賃や食費の助成が実施されているが、広まっていない。都は、「認知症高齢者グループホーム整備促進事業」の効果を具体的に検証し、補助を含めた対策の見直しを進められたい。
- ③ 老老介護の中で介護をする方が病気等になった場合、要介護者の受け入れ先として、介護老人保健施設のショートステイを活用したレスパイトケアが実施されるようになったが、空き状況が少ない。引き続き、老健ショートステイ空床情報検索システムの介護保険事業所等への周知を図るとともに、介護老人保健施設のショートステイ用ベッド数の増強を、目標値を定めて推進されたい。都事業の効果の具体的な検証も進められたい。
- ④ 若年や高齢を問わず、MCIを含めた認知症患者とその家族を支える体制を強化し、相談

体制の充実に努められたい。

- ⑤ チェックリストを活用した普及啓発や、認知症検診に取り組む区市町村を支援するなど、早期診断・早期対応の取り組みを一層推進されたい。
- ⑥ 現行の都事業の効果を検証し、充実に図られたい。

## ○ 歯科健診の活用

- ① 高校卒業後、40歳までの間、法定歯健診がない。20代30代から定期的な歯科健診や予防処置を継続的に受診できるよう取り組みを進められたい。
- ② 児童虐待の早期発見・対応のために保護児童の口腔内実態把握について支援されたい。
- ③ 口腔機能が衰えるオーラルフレイルや筋肉の量が減少していくサルコペニアについては、東京都歯科医師会と連携してフレイル予防に取り組まれたい。

## ○ がん対策の充実

- ① 東京都がん対策推進計画に基づき、新たながん治療の開発、がん登録、がん教育、小児・AYA世代のがん対策、緩和ケア、ピアカウンセリング、がん患者の就労支援などをさらに強化されたい。外見の変化を補うアピアランスケアについて、ウィッグや乳房の補装具などの購入費用の助成に取り組む区市町村へ支援されたい。
- ② 女性の健康週間等を活用し、女性のがん対策の普及啓発を図られたい。
- ③ 小児がんや難病などの子とその家族が笑顔でいられる居場所として「東京こどもホスピス」の設立に向けて関係団体等と連携し、都として支援策を図られたい。
- ④ 建設国民健康保険組合などが実施する生活習慣病予防対策事業や、アスベスト疾患を含むがん対策事業への財政支援を拡充されたい。
- ⑤ AYA世代のがん対策として、相談支援の充実、小児総合医療センターでのAYA世代がん相談情報センターの充実、生殖器機能の温存治療費助成の周知、療養生活への総合的な支援体制の充実について改善を図られたい。
- ⑥ 国民健康保険料は、コロナ禍における受診控えの反動や医療需要の高い高齢者人口の拡大により、今後、一定の期間、急伸が予想される。その抑制に向け、都は最大限の努力を図られたい。併せて、健康寿命の増進に向けた取組内容と予算確保の強化を図られたい。

## ○ 心臓弁膜症対策と都民への啓発

- ① 近年、心不全の要因の一つである心臓弁膜症が増加しており、健診段階で発見できる聴診が確実に行われるための啓発活動に加えて、職場や学校教育現場での啓発活動も必要であり、充実されたい。
- ② 罹患状況の実態把握、調査研究を行うほか、診断治療を促進する機器の開発支援、リハビリの体制拡充に取り組まれたい。

## ○ バイオシミラーの使用促進

- ① 医療費の適正化に資するバイオシミラー（生物によって生産される物質に由来する医薬品）の導入を都民に分かり易く説明し普及啓発に取り組まれたい。
- ② 都におけるバイオシミラーの使用数量、調剂量、調剤率は全国平均を大きく下回るとの指摘がある。早急に改善策を講じられたい。

## ○ 不妊検査・不妊治療、不育症検査・不育症治療体制の充実

- ① 不妊検査、不妊治療費の助成について、令和4年度より国の保険適用が実現しているが、

『東京都不妊検査等助成事業』においては、令和5年度以降も引き続き都の助成対象とし、経済的負担の軽減の充実を図られたい。

- ② 特定不妊治療については、保険適用により先進医療とされた治療については、都として新たな助成制度を創設したが、引き続き取組を進められたい。
- ③ 妊娠はするものの流産や死産を繰り返す症状である不育症については、すでにスタートしている不育症検査費助成制度の充実とともに、治療費助成制度の創設に取り組まれたい。

## **○ MTBI（軽度外傷性脳損傷）への対応**

- ① MTBIに関しての都内の医療機関への周知内容に差異が生じないように、「高次脳機能障害支援普及事業」に基づく情報収集や、高次脳機能障害拠点病院による知見を活用して、都の「医療保健政策区市町村包括補助事業」に基づく区市町村ごとの周知の取組に対し、最新の情報提供に努め、周知の積極化を促されたい。
- ② 「医療保健政策区市町村包括補助事業」の効果を調査して分析し、必要に応じて「包括」を単独事業化するなど、より効果的な補助制度に向けた改善を図られたい。MTBIに関して、都内の高次脳機能障害拠点病院による、同一医療圏内の医療機関に対する啓発支援のため、都独自にMTBIに関する啓発資料を作成されたい。

## **○ その他の予防接種による健康維持の促進**

- ① 定期予防接種後、がん治療などによって麻疹や風疹での予防接種で得た免疫が消失・低下する場合がある。都は区市町村を通じて再接種の費用を補助しているが活用が進んでいない。課題を分析し、施策内容のブラッシュ・アップを図られたい。
- ② 子宮頸がん（HPV）ワクチンの効果・安全性への評価が再認識され、公的な接種勧奨が再開（2021年11月26日）されている。接種の促進に向け、正しい知識の普及に努め、都が責任をもって接種率の向上を図られたい。
- ③ 不安視から子宮頸がんワクチンの接種勧奨の差し替え期間中に接種を見送った世代への支援の強化と、副反応時に関する相談体制の充実を図られたい。

## **○ アレルギー疾患医療の連携強化**

アレルギー疾患を抱える都民が地域で質の高い治療やケアを受けられるよう、アレルギー疾患医療拠点病院等を中心として、標準的治療を提供する地域の医療機関と円滑に連携できる体制の整備を図られたい。また、高度なアレルギーの専門知識と指導技術を持ち、患者を継続的に支援できる看護師、薬剤師などの医療従事者の資質向上を進められたい。

## **< 豊かな高齢社会を実現する >**

### **○ 介護人材の裾野の拡充**

- ① 介護業界の担い手不足の解消に向け、奨学金返済相当額の手当支給などの人材の確保・育成を図る都の現行事業の一層の増額と対象の拡大を図られたい。
- ② 区市町村介護人材対策事業費補助金では、介護未経験者向けの資格取得支援、インターンシップから就業から定着までの一貫支援等の拡充を図られたい。
- ③ 補助金の拡充や申請負担の緩和やICT等の先進的情報の積極周知を進め、介護現場のDX化や働き手の身体的負担の緩和を図り、賃金増を導く事業の充実と合わせ、具体的な数値目標を掲げて担い手不足を改善されたい。

- ④ 都事業の充実により利用者サービスの質の維持・向上を確保する環境を整えつつ、過度にマンパワーに頼りがちな傾向を改善し、国に対しても、働き手人口の減少と高齢者人口の増大という現状に即した配置基準の見直しを求められたい。

介護業界の担い手不足の解消に向け、人材の確保・育成を図る事業を拡充されたい。介護保険法施行当時に実施されていた、一般都民向けの無料または低廉費用による資格取得研修が、区市町村で幅広く復活されるよう、助成を実施されたい。

## ○ 望ましいケアハウスについて都方針の明確化と

### 望ましいサービス運営を導く補助への改善を

ケアハウスは、従来は軽費老人ホームと総称されていたものであるが、福祉施設であるのか、一般賃貸住宅であるのか不明確な状態に置かれている。その最たるものが、建替え経費の捻出方法で、一般賃貸の敷金にあたる保証金は、入居者の故意または過失による損害の補修にしか充当できず、建替え経費等の経年劣化の経費は、主に、家賃にあたる入居費から捻出すべきが政府見解である。しかし、多くのケアハウスは老朽化が進み、建替えは間もなく現実の課題となるが、建替え経費を入居費から捻出するとなると、軽費老人ホームの名に値しない一般賃貸と差異の無い高さの入居費となる。都は、急ぎ現状を調査して分析し、必要な対策を遅滞なく検討され、実施されたい。

## ○ 衝撃緩和型の畳床への取り換えなどの介護保険住宅改修の効果的な活用の促進

- ① 介護保険での住宅改修給付の一つに室内で転倒した際に、衝撃を吸収し、骨折に結び付きにくくする工夫が施された畳床への変更も対象に追加されている。J I S規格も取得しており、品質保証の信頼性も高い。しかし、フローリング材への変更が先行して周知されていたため、認知度は低い。介護保険非該当の高齢者の住まいでも、都の包括補助の活用により、区市町村制度を通じて適用可能である。都は、今後、分かりやすい絵図や都ホームページでの周知を通じて、区市町村担当者等へ周知を徹底されたい。
- ② 包括補助については、活用状況を調査して分析し、より効果的な補助制度への変更を検討されたい。

## ○ 本来目的に適うフレイル対策の普及

- ① 健康寿命の増進と疾病予防の進展に向け、介護予防・フレイル予防に係る「支援強化事業」、「普及啓発事業」、さらにはコロナ禍に即した「新しい日常における介護予防・フレイル予防活動支援事業」の効果についてデータ化を進めて具体的に分析・検証し、もって、介護保険料や健康保険料の抑制につながる効果的な事業へとバージョンアップを図られたい。
- ② 介護予防・フレイル予防事業の現場での取り組みについて、具体的なガイドラインを定めるべく、都の研究機関、民間事業者、区市町村と連携し、区市町村事業の効果や効率の向上を導かれたい。
- ③ 対象となる包括補助については効果を調査して分析し、必要に応じて「包括」を単独事業化するなど、より効果的な補助制度に向けた改善を図られたい。

## ○ 災害時への備えの万全化

- ① 現に避難所に指定されている、あるいは、災害弱者への支援拠点的な役割の発揮を期待されている官民の福祉・医療施設については、非常用電源の確保と大規模水害時にも水没しな

いたためのハード面での工夫、被害発生時のBCPの作成などについて、万全に支援を強化されたい。また、「水防法等の一部を改正する法律」の施行により、義務化された洪水時の避難確保計画の作成についても、医療機関等を支援されたい。

- ② 民間の高齢・障害福祉施設に対する非常用自家発電設備の整備等に要する経費補助、災害や施設内感染発生時を想定した避難等の対処訓練の実施、BCPの策定、消火器等の必要な設備の確保、受電配電施設などでの水没回避策の実施状況などについて、都事業等による効果の現状を調査して分析し、数値目標を掲げて改善を進めるとともに、補助・支援の施策の充実を図られたい。
- ③ 特に、災害時に要援護者の避難の拠点となる福祉避難所と、それに準じた機能の発揮が期待される社会福祉施設については、災害派遣福祉チーム（DWA T）及び災害福祉支援コーディネーターの設置等により、都が構築する「東京都災害福祉広域支援ネットワーク」の実効性を高め、備蓄品などの災害対応の実態調査を早急を実施し、災害発生や感染拡大時に都として派遣する福祉専門職の確保、日常的な訓練など、必要な支援策の検討を進められたい。
- ④ 福祉避難所に指定されている施設については、都として、支援の具体化を急がれたい。
- ⑤ 福祉避難所における要配慮者の生活を支援する人員の育成、近隣自治会や支援団体との協力体制を整備の現況を調査して課題を分析し、区市町村の事業に対するガイドラインの明示やハード・ソフト支援を含む都の経費補助の充実を図られたい。
- ⑥ 高齢者・障害者施設等の防災対策強化のため、スロープの新設、非常用発電装置の屋上や水没しない階層への移転、止水板等の設備の確保等に対する、「高齢者施設等の防災・減災対策推進事業」の活用状況などを含め、都内の各施設改善状況を調査して課題を分析し、都の財政支援策のバージョンアップを図られたい。
- ⑦ 要配慮者の個別避難計画の作成及び作成した計画を活用した避難訓練の実施などに取り組み区市町村への支援を図られたい。

## < 健康づくり対策の充実を図る >

### ○ 受動喫煙対策の推進

- ① 「東京都受動喫煙防止条例」及び「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」に対する都民・都内事業者・在勤者・訪都者による理解の浸透を急がれたい。
- ② 屋内外での受動喫煙被害の事例が未だに散見される状況にある。そうした状況を都が積極的に把握し、プッシュ式に、区市町村による公衆喫煙所の整備や民間事業者による喫煙室の設置を促進されたい。
- ③ 禁煙希望者に対する、「医療保健政策区市町村包括補助事業」によるニコチン依存症治療事業を、令和5年度以降も継続し、同事業を活用しての区市町村による禁煙外来の医療費等助成の効果を調査して分析し、必要に応じて「包括」を単独事業化するなど、より効果的な補助制度に向けた改善を図られたい。
- ④ 電話やSNSによる相談事業の充実を図るとともに、卒煙リーフレットや禁煙啓発リーフレットを活用した啓発事業の担い手の拡大を図られたい。

### ○ 救急・災害医療を確立する

- ① 災害時の広域停電等の際に命におよぶ危険のある在宅人工呼吸器利用者への蓄電池を含む非常用電源確保では、「医療保健政策区市町村包括補助事業」の効果を調査して分析し、必要に応じて「包括」を単独事業化するなど、より効果的な補助制度に向けた改善を図られ

たい。

- ② 難病患者に対する支援では、補助率 10/10 の「在宅人工呼吸器使用難病患者非常用電源設備 整備事業」を令和 5 年度以降も継続されたい。
- ③ 未活用の医療機関を調査し、課題を分析し、補助制度工夫に活かされたい。
- ④ 災害拠点連携病院の自家発電機への燃料供給について、ガスの中圧管では国や都の補助制度が病院敷地内でのガス管敷設にしか適用できない。最寄り中圧管から病院敷地までの工事を補助の対象とする改善を実施されたい。
- ⑤ 一般病院においても災害時には、近隣住民から、災害拠点病院や災害連携拠点病院と同じような対応が求められる。都が作成した B C P 策定ガイドラインに基づき、各一般病院に対し B C P の策定を急がせるとともに、課題を調査し、必要な支援策の検討を図られたい。
- ⑥ 策定された B C P が災害時に効果的に機能を発揮するための課題の調査と支援策の検討を急がれたい。
- ⑦ 災害発生時に、区市町村が医薬品を自力調達できない場合の都の補完策の充実、「災害時薬剤師班活動ガイドライン」を踏まえた実践的な図上訓練の充実を図られたい。
- ⑧ 区市町村や災害救助の関係団体が、避難者等が必要とする医薬品を現地で迅速に調剤することができる、移動災害調剤薬局（モバイルファーマシー）の導入を進められたい。
- ⑨ 都が指定する救命救急センターは、10 年ぶりに令和 4 年度内に増える 2 か所を含め 28 か所である。今後も要請件数は増える傾向になり、対応力の強化に向け、更なる新規の指定も視野に、運営費補助の拡充の点も含め、整備に万全を図られたい。

## ○ 動物の虐待防止体制の構築

- ① 国の法改正により、動物虐待に対する厳罰化がなされたが、都において効力ある虐待防止のための体制を、警視庁と連携して構築されたい。動物愛護に関する普及啓発を強化するとともに、動物ポリスのような具体策も実現に向けて検討されたい。
- ② 獣医学の専門家との連携を強化されたい。

## ○ 動物愛護の推進

- ① 災害時のペットの同行避難を促進するべく、「災害時における動物愛護管理対応マニュアル」の内容や避難所等で必要なケージ等の備蓄等の包括補助事業等について、飼養の責任者である飼い主への周知を強化し、避難場所の運営責任を担う区市町村と連携した促進策の検討を急がれたい。
- ② ケージ等の備蓄に係る補助については、包括補助の仕組みでの現状の備蓄等の推進状況を調査して分析し、必要に応じて「包括」を単独事業化するなど、より効果的な補助制度に向けた改善を図られたい。
- ③ 都立・区市町村立公園等を活用しての「待て、来い」訓練などの飼養動物への日常的な訓練の推進について、建設局等とも連携し、福祉保健局としても、必要な支援を図られたい。
- ④ 行き場を失った犬・猫などの動物を保護する施設として、都の動物愛護相談センターが一定の機能を発揮しているが、交通利便性の上で都内で複数個所の設置が必要であり、増強を図られたい。
- ⑤ 相談、動物の一時保護に取り組む区市町村への補助については、現時点での効果を調査して分析し、必要に応じて「包括」を単独事業化するなど、より効果的な補助制度に向けた改

善を図られたい。

- ⑥ 動物の譲渡を進めるため、都が独自に毎年 11 月を譲渡促進月間に定めて譲渡事業の強化を図っていることのPRを強められたい。
- ⑦ 区市町村にも時期を揃えての取組の強化等の協力を求められたい。
- ⑧ 東京都動物情報サイト「ワンニャンとうきょう」への登録譲渡団体の譲渡会情報の掲載を広くPRすると共に、ボランティア団体等と連携して動物の譲渡あつ旋などに取り組む区市町村補助について、包括補助の枠組みでの現状の取組状況を調査し、必要に応じて単独の補助事業化を検討されたい。
- ⑨ 譲渡会場として、都有施設の活用を進められたい。
- ⑩ 動物の譲渡活動に取り組むボランティアへの都率先の支援を強化されたい。
- ⑪ 高齢化社会の進展にあわせた動物愛護施策として、飼養動物と一緒に入居できる介護施設設置への支援策を講じられたい。
- ⑫ 当面の代替策として、地域のボランティア等と連携した活動を行うための共生型スペースを施設内に確保するための「特別養護老人ホーム等整備費補助」の効果を検証し、必要に応じて、さらに有効な促進策を検討されたい。
- ⑬ 施設内にスペースを設けることが可能であっても、人員的にボランティアとの連携が必要である場合への対策として、ボランティア団体等と連携して動物愛護に取り組む区市町村への包括補助については、現状の効果を検証し、必要に応じて、単独の補助事業化を検討されたい。

## ○ 更生保護施設の建替え等、施設整備費補助の制度を創設を

刑務所及び少年院を出所した人たちに住まいと食事を提供し、更生と自立を促す施設である更生保護施設の老朽化が課題となっているが、施設の財政状況が非常に厳しく建替えが困難になっている。都は、更生保護施設に対し運営費補助を行っているが、施設整備費補助についても制度を構築されたい。

## ○ 老朽化した更生保護施設の建て替えへの補助

都内 19 か所設置されている更生保護事業法に基づく更生保護施設は、都内で 19 か所設置されており、老朽化が進み、今後、次々建て替えの必要に迫られていく。しかし、国補助は建替え経費の半額を補助であり、残余は自己資金や寄附頼みとなるが、賄えるかどうか先行き不透明である。全国では、運営者負担を補う補助が 12 件で実施されているが、都には制度がない。都は急ぎ補助制度に創設されたい。

## ○ タクシー券の有効活用の促進と電子化への対応

- ① ドアツードアでの移動が可能なタクシーの利用は、身体に不自由を感じる高齢者、障害者、妊婦などにとって、社会生活を円滑に営む上での効果的な手段である。都は今後、様々な施策を通じて、公共交通の一つであるタクシーの利用を、移動の際に合理的な配慮を必要とする都民に向けた支援手段の一つとの認識を深め、区市町村の財政力により左右されにくい単独補助事業化も含めて、効果的な補助制度の創設に向け、具体的な検討を開始されたい。
- ② 一部の区市町村が行っているタクシー券の支給事業において、紙のタクシー券ではなく、電子化を望む声が聞かれている。サービスを提供する側も利用する側も共に有益な取組であるが、切り替えには、広範な範囲で足並みを揃えて行うことが費用対効果や認知度の向上の



点でも必要である。都は積極的に区市町村の意向を調査して、効果的な支援の在り方を検討されたい。

### ○ ケアリーバーへの支援

児童養護施設や里親家庭などの社会的養護を経験したケアリーバーに対する家賃補助の期間を現行の1年から4年に延長されたい。

### ○ 民生・児童委員の年齢要件の緩和

民生・児童委員の年齢要件は、75歳未満の者を選任するよう努めることとされている。しかし、健康で意欲のある推薦希望者については、この要件に緩和等を検討されたい。

### ○ 生理の貧困への支援【各局共管】

誰でも生理用品にアクセスできるようにするために、都立学校の女性用トイレへの設置を引き続き継続する他、東京都の公共施設のトイレに生理用品を設置することを検討されたい。また、備蓄品の更新の際には、必要な人に届くよう支援されたい。

### ○ シルバーパス

- ① 今後もシルバーパスについて、高齢者の社会参加や健康増進に資する目的から、制度の継続を図られたい。
- ② コロナ禍での感染予防を引き続き維持するため、シルバーパスの一斉更新については、令和5年度も、更新案内の郵便発送を維持されたい。

## [ 産 業 労 働 局 ]

### ◎ 都内旅行事業者のコロナ禍からの回復支援

国のコロナ対策での観光支援策では、対象を個人がネットで直接申し込む旅行が中心で利用者が法人である旅行を補助から外している。そのため、地域の中小企業や地縁団体等が企画する旅行を主な営業内容とする都内の中小旅行事業者は国事業の恩恵に浴していない。都は国内旅行に対してバス代金などの一部を支援する事業を行っているが、引き続き国に対し補助制度の改善を求めるとともに、その実現までの間、国制度の不足点を補填する都独自の補助を実施されたい。

### ◎ コロナ禍を克服し 経済を再生

#### (1) 制度融資の新たな展開

中小・零細企業のウィズコロナ、ポストコロナの新たな事業展開や経営の安定化を資金面から支えるために、コロナ対応に係る資金繰りの円滑化、CO<sub>2</sub>削減などの取り組みなど、様々な課題に解決に向けて融資を充実されたい。

無利子・無保証料の制度融資は、わが党の要望により令和3年3月まで継続実施された。現在は、コロナ第6波への備えを進めるとともに、ウィズコロナ、ポストコロナの出口を探りながら経済を前に進めるべき時である。中小企業と従業員の雇用が守られるよう、国や経済の動向・中小企業への感染症の影響を見極めながら、改めて同様な措置を講じることも含め、必要な措置を図られたい。

#### (2) ポストコロナに向けた企業支援

ポストコロナに向けて、企業が自社を改革できるよう、収益の向上・収益基盤の確保に向けて必要な支援を行い経営力強化を図られたい。

### ◎ コロナ禍対応の各種支援メニューと申請要件に関する周知及び期間等

これまでの知見を活かして、都民及び事業者に寄り添い、さらに的確に対応をされたい。

### ◎ 中小企業のファクタリング等資金調達の多様化の推進

売掛債権を第三者へ売却して運転資金を調達する、「ファクタリング」という手法を装った闇金融業者により、法外な手数料や違約金を請求される被害に遭う中小企業が出ている。これを守るため、まずは、被害の実態を把握した上で中小企業に注意喚起するとともに、ファクタリングなどの新たな金融手法を活用した資金調達の多様化を進められたい。

### ◎ コロナ禍からの回復に必要な人材確保への支援

都内中小企業・店舗では、コロナ後の需要増に対応するべく求人に入れているが、困難に直面している。そこでマッチング機会などの既存支援策の充実に加え、求人広告や求人サイト等への登録などの経費への補助を創設されたい。

## ○ テレワークの推進について

テレワークを新型コロナウイルス感染症防止のための緊急避難的な一過性のものとするのではなく、促進・定着に向けて、「働き方改革」や「ビジネス革新」、「人材の有効活用」、「危機管理」「地域振興」というテレワーク戦略ビジョンを踏まえ、テレワーク東京ルールに沿った企業の創意工夫ある取り組みを広く発し、今後、様々な場所でテレワークを実施できる環境の整備が進むよう支援されたい。

テレワークはメリットがある反面、自宅にWi-fi環境がないなどの声もあり、必ずしも誰もが対応できる状況ではない。すでに進めているテレワーク機器等の導入助成や、多摩地域において職住近接のモデルサテライトオフィスの整備、さらに備品設置等に要する経費や、利用企業が負担する借上費用の一部支援等をさらに進めるとともに、テレワークを進め難い業種に対し、定着に向けテレワークの導入を後押しし、継続されるように企業を支援されたい。

## < 中小企業振興のための施策を推進する >

### ○ 経営力の強化と人材確保の支援

- ① 都内産業の持続的発展や雇用の拡大を図るため、起業や創業など、生産性向上等に対する積極的な支援策を講じるとともに、医療関連機器やロボット技術などを活用した新製品の創出を後押しするなど、中小企業の新たな事業分野への参入を支援されたい。
- ② 東京の魅力ある製品の販路拡大に向け、販売やPRに係る経費の助成やマーケティングのアドバイスなど、効果的な支援に取り組まされたい。また、販路を海外に開拓しようとする都内中小企業の取引拡大を図るため、海外展示会への出展や知的財産の保護・活用など、さらなる支援策を講じられたい。
- ③ 中小企業の経営基盤の強化に向けた相談対応、ITやIoTの導入、新製品や新技術の開発と販路拡大、付加価値の増強、生産性の向上への支援などについて、専門家派遣による課題分析と助言を含めて、拡充を図られたい。
- ④ SDGsを重視したサプライチェーンの変革やESG投資の急拡大、またDXやGXなど中小企業の持続的成長のため新たな課題解決に寄与する中核人材確保ができるよう地域金融機関や経済団体等の関係機関等と連携し、人材マッチングを行う新たな態勢を構築されたい。
- ⑤ 小規模零細事業者をはじめとする中小企業が、経営基盤の強化を着実に進めていくことができるよう、専門家派遣事業を引き続き実施されたい。

### ○ 金融支援の拡充

- ① 事業転換型・業態転換等の支援融資、東京プラスサポート等の拡充を図られたい。
- ② 中小企業の資金繰りが円滑に行われるよう、引き続き金融支援の充実を図るとともに、ABL制度のさらなる利用促進を図り、中小企業の資金調達の多様化を推進されたい。

### ○ 効果的な事業承継の推進

- ① 中小企業の事業承継や再生を支えるための相談対応、専門家派遣による課題分析と助言、良質なM&Aへのマッチングの支援などを増強されたい。
- ② プレ承継に取り組むメリットの周知を図り、プレ承継に取り組む企業を増やすとともに、プレ承継自体の支援内容を強化されたい。
- ③ 平成30年度に、国が整えた事業承継税制の活用を図る上で必要な、自社株式の評価額算

定に向けた支援や、「特例承継計画」の策定に向けた支援を新たに開始されたい。

- ④ 中小企業の災害時の事業継続と、迅速な復旧を可能とするBCPの作成とBCMの実効性の向上を支援し、工場・倉庫・作業場・受変電施設設備・事務室の耐震性と水害対応力を高める支援などの助成金を増強されたい。

## **○ 優れた技術力の継承支援**

歴史的に優れた技術力を誇ってきた都内の鍍金業界においては、老朽機器への更新時期の到来に加え、社会的に要請される環境性能の高い機器への更新を余儀なくされる企業が増えており、「躍進的な事業推進のための設備投資支援事業」などを活用した支援を増強されたい。加えて、産技研事業を通じて、IoTの活用などによる新技術の実用化、利用の促進を図られたい。さらに、用水型企業の特性から上下水道料金の減免を拡充されたい。

## **○ 創業支援の拡充**

- ① 国内外への事業展開を図るスタートアップ企業に対し課題解決に向けた伴走型の支援に取り組むとともに、知的財産を活用するノウハウを持たない企業に対し必要な後押しを図られたい。
- ② 女性、若者、高齢者の起業・創業に向けた支援について、地域金融機関による融資の強化を含めて、増強を図られたい。加えて、大学や都立高校での起業家教育への協力を拡充されたい。
- ③ 起業を学び、人脈を広げていくために、相談や企業手続きを進め後押しをしていくTOKYO創業ステーション（東京、多摩）のさらなる周知と支援策の拡充をされたい。
- ④ 女性、若者、シニア向けに創業・経営ポート、創業支援の低利融資を実施している取り組みを周知拡充されたい。

## **○ 宿泊施設のバリアフリー化**

宿泊施設のバリアフリー化について、改正条例に基づく新たな宿泊施設の建設や改修が具体的に進むよう、客室設計の発注者であるホテルのオーナー企業などに対し理解の促進を図り、条例改正の実効性を高められたい。

## **○ 建設・土木人材の確保・育成支援**

- ① 建設現場で求められる施行管理の資格試験制度の改正による受検機会の拡大を踏まえ、現場における着実な施工管理の確保とともに、現場で働く技術者のキャリアアップにもつながる資格取得を目的とした職業訓練を拡充されたい。
- ② 東京のインフラ整備に不可欠な建設人材の新規入職者を確保するため、職業能力開発センターにおける職業訓練をさらに拡充されたい。
- ③ 若年の建設技術者を確保し、その育成にもつながるよう、早期に責任ある立場で現場管理に従事することが可能となる施工管理技士制度の改善を、国に要望されたい。

## **○ 地域の賑わいの増進に貢献する経営力の強化**

- ① 地域のコミュニティの中核としての役割を担う商店街に対しては、経営者の高齢化や後継者難をはじめとする課題の解決など、商店街の活性化に資する事業を一層推進されたい。特に、若者や女性などによる出店への支援を充実されたい。また、デジタル化を支援するため

専門家の派遣についても検討されたい。

- ② 若者・女性・高齢者などがより利用しやすく、でかけやすい店舗や商店街への転換を進めるための支援を拡充されたい。
- ③ 商店街チャレンジ戦略支援事業等における補助金の申請・交付・精算実務については、都と区市町村担当者との間で考え方に齟齬を生じないように、しっかりとした意見交換の場を設けるとともに、商店街担当者に対しては、会計の専門家の実務指導や相談等の支援体制を構築されたい。
- ④ 少子高齢化社会で、都民が支えあい生活していくために必要不可欠な商店街。その未来に挑戦していく商店街の取り組みを後押しされたい。
- ⑤ 食品製造関係の中小企業や店舗などに対して、引き続き食品衛生法の改正を踏まえたHACCP（危害分析重要管理点）認証の取得に要する取り組みを支援されたい。
- ⑥ 島しょ地域の、島ごとに異なる持ち味を生かした商品の開発と、発信力の強化と販路の拡大を支援されたい。
- ⑦ 東京ESGプロジェクトの具体化や画期的なDXの推進などにかかわる、首都・東京のけん引力となる中小企業の取り組みに対して、必要な投資を支援されたい。

## ○訪日外国人への観光対応力の強化

- ① 訪日外国人の旅行者誘致につなげていこうとする地域の主体的な取り組みに対し支援を充実されたい。また、治安の良さを生かした夜間観光を推進するとともに、出会いの機会を提供する観光ツアーなど、島しょ地域の観光客誘致を進められたい。
- ② 多言語タブレットのタクシー車内への設置について、量的拡大を支援されたい。
- ③ 福島県を対象にした被災地応援ツアーを、外国人を参加者とする取り組みの増強も含めて、継続されたい。

## < 生産基盤を強化し、農林水産業を振興する >

### ○ 都市農業支援

- ① 令和2年、都市農地貸借円滑化法が施行され貸借の実例も増えてきた一方で、果樹や樹木等がある土地を野菜畑に転換する際の樹木の撤去費用が課題である。こうした課題も踏まえ、生産緑地の貸借を促進する支援策を講じられたい。
- ② 都市農地の保全に向け、生産緑地を活用し、シニア層が技術指導を受けながら農作業に取り組めるセミナー農園や、農業者に施設栽培やICTなどの活用を提供するインキュベーション農園の整備に取り組まれたい。
- ③ 特定生産緑地制度の活用に向けて、周辺住民の理解の促進と農業者自身の意向を踏まえた対応が進むよう、区市および農業者団体との連携を強化されたい。
- ④ 新しい法整備や税制改正を踏まえての後継者の確保・育成や、参農希望者とのマッチング、就農後の定着などに向け、6次産業への対応を含め、支援を増強されたい。
- ⑤ 令和4年より、都内での農地所有者が特定生産緑地を廃して、土地を他用途に売り払うことが起きることが危惧される。都外からの移住も含めて都内で就農を希望する者は多くいるが、自身で営農を続けられない高齢者は貸与した農地が新たな就農希望者から、万一にも戻らなくなることに不安を持つ方が多くいるようである。現行の法制化において、この心配は杞憂であることを示し、所有者に良く周知して安心してもらうとともに、顔が見え安全・安心な農地の貸借関係が円滑に進むよう環境を整備していくよう努められたい。

- ⑥ 東京産食材の消費拡大に向けて、より消費者が購入しやすくなる流通システムを検討されたい。
- ⑦ 東京農業の継続と発展のために、農業経営の多角化と島しょ地域の支援体制を構築されたい。
- ⑧ 適切な未利用都有地を農地活用し、新たな就農希望者の就農定着に向けた後押しをされたい。また、農業の多様な担い手の育成を支援されたい。
- ⑨ 東京農業の担い手確保のため、気軽に農業に触れる機会を積極的に提供し、農業に関心を持ってもらう中で、就農へいざなう取り組みを進められたい。

## ○ 多摩部と島しょ地域の林業

- ① 50年、100年先の長期を見据えた森林・林業の将来像の実現に向け、多摩・島しょ地域の森林整備や林業の担い手の確保・育成、多摩産材の利用促進などの取り組みを区市町村とも連携しながら進められたい。
- ② 6次産業的な視点から、多摩産材の利用促進を図るべく、事業者ならびに業界団体が取り組む販路拡大への支援を増強されたい。 【関係各局】
- ③ 多摩産材などの国産木材の利用拡大に向けて、木材を活用した中規模以上の建築物施工に対し積極的な措置を図られたい。また、住宅における木材利用を促進させるための支援策を実施されたい。
- ④ 林業の生産性の向上や業務の効率化のために、先進技術の活用支援を行われたい。
- ⑤ 適切な森林整備を促進するために、所有者不明森林の把握を加速されたい。
- ⑥ シカの苗木の食害や皮むき被害等の軽減を図るため、実態を把握し、対策を強化されたい。

## ○ 資源に恵まれた漁業支援

- ① 都内、島しょ地域の漁業者が直面する燃油の調達費用の負担増の緩和を、積極的に図られたい。加えて、都内漁業の振興を支えるために必要な家族や女性従事者による活動への支援を開始し、漁業経営の改善に向けた取り組みへの支援と、島しょ地域を含む都内漁業産物、加工産物の本格的なPR活動を開始されたい。
- ② 金目鯛などの主要魚種の水産資源について、漁業者と良く連携して持続的利用を推進されたい。
- ③ 海洋環境の変化や漁業者のニーズに応じて、栽培漁業センターの施設の機能強化を図られたい。

## ○ 脱炭素化に向けた具体的な施策の実施

ゼロエミッションの実現に向けて取り組む都内の中小零細企業の持続的な成長を後押しされたい。水素ステーションの導入、燃料電池バス導入、充電設備の導入を強力に推進し2030カーボンハーフを実現されたい。併せて、グリーン水素の実用化を推進されたい。

## ○ 就労支援の強化

東京しごとセンターの改修を機に、高齢者のみならず、ヤング、ミドル層についても、東京しごとセンターで、職業訓練ができるよう機能強化を図られたい。また、職業能力開発センターを順次、建て替えと設備の更新を行われたい。併せて、女性デジタル人材育成を強化し、幅広く質の高いスキルアップ支援を行われたい。

## [ 中央卸売市場 ]

### ◎ 事業者支援と賑わいの創出

- ① 新型コロナウイルス感染症の長期化に加えて、エネルギーコストや物価上昇などの影響を受けている事業者が市場を取り巻く環境変化に対して柔軟な対応を行えるよう、十分な支援に努められたい。
- ② 新型コロナウイルス感染症の長期化に加え、エネルギーコストや物価上昇などの影響が懸念される中でも、卸売市場が安定的に運営されるためには、市場業者自身が市場の活性化に向けた取り組みを確実に進めることが重要である。都は、市場業者の経営強靱化に向けて、迅速で寄り添った支援を実施されたい。
- ③ 中央卸売市場条例が令和2年6月に改正され、様々な規制が緩和されたが、生鮮食料品等を都民に安定的に供給する基幹的インフラとしての役割は、確実に果たさなければならない。そのために、取引の活性化を図る一方、公正な取引がしっかりと維持されるよう環境を整備されたい。
- ④ 豊洲市場については、多くの方々が訪れたいくなるよう、今後も国内外に対してその魅力を広く発信されたい。また、豊洲市場が科学的に安全であることをより分かりやすく都民や事業者、地元区に伝えていくための取り組みを実施されたい。
- ⑤ 都が契約している豊洲市場6街区の賑わいの施設建設、千客万来事業等について、都と事業者の結んだ基本協定が履行され、都民や地元区に影響を及ぼすことがないように、都は万全の態勢で取り組まれたい。
- ⑥ 冷却に多くのエネルギーを費やす中央卸売市場において、環境負荷の低減を図る冷媒化の取り組みが進むよう、事業者に対する支援策を実施されたい。また、食肉市場の冷凍庫等のフロン漏洩対策を強力に推進されたい。
- ⑦ 安全で安定的に運営できる卸売市場を実現するために、施設の必要な拡張・改良等に取り組まれたい。特に、高温多湿等の環境下で「と畜解体作業」が実施される食肉市場においては、衛生対策とともに、人的な安全性が高まるようハード面の安全対策を講じられたい。
- ⑧ 東日本大震災の被災地はいまだ復興の途中にあり、被災地の一次産業の現場からは、大消費地である東京に対して、大きな期待が寄せられている。震災から10年以上が経過したが、引き続き被災産地を支える取り組みを進められたい。
- ⑨ 中央卸売市場は都民生活に欠かせない社会的なインフラである。日々の事業運営の基盤となるキャッシュフローを重視した経営が必要であり、健全な市場財政の確保に努め、引き続き、公共的な役割を十分に果たされたい。

## 【建設局】

### ◎ 大規模水害時における広域避難の取り組み強化

都では、想定し得る最大規模の降雨を用いた浸水予想区域図を、都内全14区域で改定・公表しているが、できるだけ早期に区市町村がこれを基にハザードマップを作成し、住民に周知できるように、必要な支援等を実施されたい。併せて、災害時の都民への情報提供のため、河川監視ライブカメラの拡充を進めるとともに、インターネットのアクセスが集中して情報が得られないケースが増えているので、こうした事態にも十分対応できる災害情報の提供を図られたい。また、インターネット環境をもたない高齢者等のため、防災ラジオ等の受信設備の普及を区市町村と連携して進められたい。

【総務局共管】

### ◎ 調節池の増設・河川改修・貯留幹線の整備推進

地域の特性に合わせて、調節池などの増設をはじめ河川の改修（護岸整備や河床掘削）や下水道施設（貯留幹線の整備）等の水害対策を全力で進められたい。また、荒川第二・第三調節池が完成するまでの間、上流域のダムだけでなく、既存の荒川第一調節池についても、利水容量の一部の事前放流を行うことで、治水機能を増強していくことができることから、国と連携しこの地域の安全性の向上に取り組まれたい。併せて、多摩地域の河川強化についても、河道の蛇行区間や狭隘箇所等の局所改良によるボトルネック解消や湾曲部の護岸の強化を進めるほか、洪水時の川の流れに支障がないよう樹木の伐採や堆積土砂のしゅんせつも適切に実施されたい。また、小河内ダムの治水機能を発揮させるため、多摩川水系治水協定が締結されており、これを十全に機能させるため、国と都の連携、そして流域区市町村への情報提供に万全を期されたい。

【水道局・下水道局共管】

### ◎ 盛り土の崩落による土砂災害の未然防止のための条例制定

都には盛り土の崩落を防ぐ規制条例がない。このため、都議会公明党としても危険な盛り土を調査し、都における規制の必要性を実感し、都に対して関係局で検討会の設置を求め、都は、関係6局で盛り土のあり方検討会議を設置し、法令上の課題や国の動向の把握に努めてきた。その中で令和4年度に国は盛り土規制法を成立させた。都は、この法律に基づき、令和6年度を目途に規制区域の指定に向けて基礎調査をすることになった。関係局と連携を強化し、指定を推進し、国に対して、必要な支援を求めるとともに、都においても、早期の条例制定に取り組まれたい。

【建設局、環境局、産業労働局共管】

### ◎ 大規模水害時における排水計画の実現

東部低地帯において、大規模水害時に早期に復旧復興を図るためには、速やかな排水により浸水を解消することが重要である。都では、国や関係局で構成する「大規模水害時の排水作業準備計画検討委員会」を設置し、今年の8月に東京都における排水作業準備計画を策定している。大規模水害が発生した際に、これらの計画に基づく排水作業が速やかにできるよう、排水ポンプ車



の確保や配置、堤防上等での実地訓練排水機場を確実に稼働させる体制整備などを含めて、引き続き、国や関係機関、地域の自治体との連携を図られたい。

## ◎ 調布市内陥没について

地表面陥没については、陥没箇所周辺において地盤状況などを確認するための調査や重点的な監視が実施され、さらに、地盤調査中に空洞が確認されたことを受けて、調査範囲を拡大し、十メートル程度の深さまでの地盤状況を把握する物理探査などが行われたと聞いているが、引き続き都は、国土交通省と高速道路株式会社に対し、域住民の皆様への丁寧な説明、そして地上の家屋への対応について、強く要請されたい。

### < 中小河川の改修都市の治水対策や高潮防御対策を強化する >

#### ○ 治水対策としての護岸と調節池の整備

集中豪雨による溢水被害など都市型水害を早急に解消するため、中小河川の護岸や調節池などを重点的に整備されたい。さらに、近年頻発する時間50ミリを超える局地的かつ短時間の集中豪雨にも対応できるよう、治水の目標整備水準を引き上げた中小河川の「整備方針」に基づく対策を一層推進し、水害の早期軽減に向けた河川整備を推進されたい。

#### ○ 高潮防御対策

- ① 高潮や地震時の水害から東部低地帯を守るため、護岸や防潮堤の整備など、高潮防御施設や江東内部河川の整備を積極的に進めるとともに、東部低地帯の河川施設整備計画(第二期)に基づく水門や堤防等の耐震・耐水対策を着実に実施されたい。
- ② 耐震性の強化による安全性向上や水辺の賑わいの創出による美しい景観形成のため、隅田川などにおいて、スーパー堤防やテラスの整備などを積極的に推進されたい。

#### ○ 土砂災害の未然防止策の推進

- ① 今般の災害を教訓に、都は土砂災害警戒区域等の指定を早期に完了させるとともに、緊急性の評価フローに基づき、避難所や福祉・医療施設が存在する地域などを優先し、砂防事業を強力に実施されたい。
- ② 土砂災害のおそれのある箇所について、警戒区域等指定による避難体制の整備と、区域内に存在する要配慮者利用施設を守る砂防事業を早急に進められたい。
- ③ 区部と多摩部を問わず、中小河川における豪雨対策を強化されたい。

### < 緑豊かな都市づくりを進める >

#### ○ 公園用地の地盤改良と緑のネットワーク

- ① 都が管理する公園等の広域避難場所については、多くの避難者に対応するための設備等の整備を進めるとともに、都、管理委託事業者および区市が連携して応急活動を行う体制を整備されたい。また、都が管理する広域公園等の広域避難場所のうち、地震による液状化の可能性が高い公園等については、地盤改良等の措置を講じられたい。
- ② 緑の拠点である都立公園の整備促進を図るとともに、緑のネットワークを形成する道路や河川護岸の緑化を推進し、緑豊かな成熟した都市の実現を図られたい。なお、都民の街路樹への愛着が増すような取り組みを引き続き行われたい。

## ○ ユニバーサルな街づくり

- ① 歩道のバリアフリー化や視覚障害者誘導用ブロック設置など、高齢者や障害者等にやさしいまちづくりを進められたい。
- ② 「公共交通移動円滑化基準」に適合したユニバーサルデザインタクシーの導入促進を図るため、また、ユニバーサルデザインタクシー導入を促進し、主要ターミナル駅等において、誰もが乗降しやすい環境を整えるため、後ろ乗り専用や横乗り専用等の車両の相違にこだわらずに乗車できるよう、歩道上のガードレールの開削等を進められたい。

## < 道路交通対策・橋梁の整備を図る >

### ◎ 東京外かく環状道路（関越～東名間）について

令和2年10月に発生した調布市での陥没・空洞事故について、都は事業者に対し、住民の不安払拭に向け、緩んだ地盤の補修や補償を含め、丁寧な説明やきめ細やかな対応を確実に行うことを要請されたい。また、大泉及び中央ジャンクション側のシールドトンネル工事について、取りまとめた再発防止対策等を確認しながら掘進作業を開始したと聞いているが、引き続き、再発防止対策等の確実な実施、住民の不安払拭に向けた丁寧な説明ときめ細やかな対応を行うよう都から事業者へ要望されたい。

### ○ 道路整備の推進

- ① 都市の骨格を形成する幹線道路、地域幹線道路及び山間・島しょ地域の振興を図る道路の整備を、積極的に推進されたい。特に、整備の遅れている多摩地域については、東西・南北方向の道路を重点的に整備されたい。
- ② 防災上、整備効果の高い、木密地域における特定整備路線の整備を促進されたい。
- ③ 道路交通の円滑化と踏切事故の解消を図るため、道路と鉄道の連続立体交差事業を推進し、開かずの踏切の早期解消を図られたい。
- ④ 「東京都自転車通行空間整備推進事業」を着実に推進し、誰もが安心して自転車を利用できる環境を整備すること。

### ○ 無電柱化と道路拡幅の推進

道路の無電柱化や歩道の整備を積極的に推進し、美しい都市景観と安全で快適な歩行空間の創出を図られたい。また、無電柱化を面的に拡げるため、区市町村道に対する支援を行われたい。

【都市整備局共管】

### ○ 道路の暑さ対策の推進

国と連携し、引き続き都道や都道に接続する国道について、国との連携も深めて、遮熱性舗装などの対策を推進されたい。

## [ 港 湾 局 ]

### ◎ 防災対策の推進

- ① 地震・津波・高潮による災害から都民の生命や財産、首都機能を守るため、水門・排水機場・堤防・防潮堤等の耐震強化及び防潮堤の嵩上げ等の気候変動への対策など、海岸保全施設の整備等を積極的に推進されたい。また、震災時における港湾物流機能の確保のため、岸壁や橋梁などの耐震対策及び道路の無電柱化を推進されたい。
- ② 東京港無電柱化整備計画に基づき、未着手の緊急輸送道路の無電柱化を、スピード感をもって整備されたい。

### ◎ 東京港の機能強化

- ① 東京港の機能強化に向けて、船舶の大型化や増加する貨物に対応するため、ふ頭の整備と再編を推進されたい。
- ② 円滑な物流ネットワークの機能を維持するために、東京港、臨海地域のトンネル・橋梁大規模改修工事を行い、費用対効果の高い長寿命化に取り組まれたい。
- ③ 東京港の脱炭素化を推進するため、ブルーカーボン生態系の創出等に取り組まれたい。

### ○ M I C E ・国際観光拠点化の推進

- ① 臨海副都心において、M I C E ・国際観光拠点化を推進されたい。また、引き続き、広域幹線道路等の基盤整備を行うなど開発を着実に進められたい。
- ② 東京国際クルーズターミナルを拠点とした、国際観光振興に貢献できる客船誘致に取り組まれたい。

### ○ 魅力ある海上公園づくりの推進

- ① 環境先進都市・東京として、東京の海を復活させ、多くの生き物が生息し、都民が水に親しめる魅力ある海上公園づくりを推進されたい。
- ② 東京2020大会のレガシーを担う海上公園の整備を推進されたい。

### ○ 舟運の活性化

- ① 水辺にある観光資源と連携した舟運ルートを開発を行うとともに、舟運の活性化を積極的に図られたい。
- ② 水辺に立地する観光資源等をつなげる水上交通ネットワークの形成を図られたい。
- ③ 東京ベイエリアの夜間景観を創出し魅力を伝えるために、運河エリアの建物や橋梁など代表的な6地区でのライトアップの後押しを行い、統一感、面的な広がり、線のつながり等のライトアップや、社会運動のシンボルカラーであるアウェアネスカラーライトアップなどの取り組みを推進されたい。
- ④ 水辺を生かした魅力的な都市空間を創出するために、環境に配慮した上で、お台場海浜公園内や新設される有明海浜公園などのライトアップに取り組まれたい。

## ○ 東京ベイエリアの更なる発展

- ① DXや5Gなどの先端技術を活かして、東京ベイ eSG プロジェクトにもとづく、快適かつ賑わいのあるまちづくりを推進されたい。
- ② 臨海副都心地域の都市基盤をの整備を図られたい。
- ③ 広大な臨海部において、環境負荷も少ない自転車通行空間を積極的に整備し、自転車の活用を促進されたい。

## ○ 島しょの振興

- ① 離島住民の生活の安定や産業の振興、交通利便性や安全性の向上を図るため、島しょの港湾・漁港・空港・海岸保全施設等の整備、無電柱化の推進等の防災対策を推進、離島航路・航空路補助の充実に努められたい。
- ② 小笠原諸島における航空路の開設に向け、都の取り組みを促進されたい。
- ③ 離島航空路線における便数の確保について、八丈路線は現行の3便体制を維持されたい。また、その他の路線についても便数の確保について、配慮されたい。

## ○ 伊豆諸島海上貨物運賃補助金交付事業の拡充

コロナ禍の影響に加え、物価・燃油高騰が島民生活に打撃を与えており、これまで以上に島内産業の振興が求められている。都は、海上貨物運賃補助金交付事業を行い島民生活の安定に資する取り組みを行ってきたが、補助対象貨物は「生鮮物」に限られている。一方、都は、島の魅力を最大限に発揮できるよう、島酒などのPRやブランド化を積極的に支援しているところであり、こうした地域資源、特産品などの「加工品」についても海上貨物運賃補助金交付事業の対象とされたい。

## ○ 小笠原諸島生産物貨物運賃補助金交付事業の拡充

コロナ禍の影響に加え、物価・燃油高騰が島民生活に打撃を与えており、これまで以上に島内産業の振興が求められている。都は、海上貨物運賃補助金交付事業を行い島民生活の安定に資する取り組みを行ってきたが、補助対象貨物は「生鮮物」に限られている。

一方、都は、島の魅力を最大限に発揮できるよう、島酒などのPRやブランド化を積極的に支援しているところであり、こうした地域資源、特産品などの「加工品」についても海上貨物運賃補助金交付事業の対象とされたい。

## [ 交通局 ]

### ◎ 鉄道車両の安全対策の強化

本年8月、小田急線の車内で乗客10人が男に切りつけられ、10月には京王線車内で男が乗客を切りつけ放火するという事件が相次いで発生した。車両更新等にあわせて地下鉄車両内への防犯カメラの導入を進めているが、計画を前倒しし迅速に防犯カメラの設置に取り組むとともに、テロや事件の未然防止に向けて必要な安全対策を可及的速やかに講じられたい。

### ◎ 鉄道駅のホームドア設置促進

鉄道駅のホームドア設置は、都が整備費補助を実施している乗降客10万人以上のJRの大規模駅においてさえ整備率は5割にも満たない実態にある。鉄道を通学手段とする特別支援学校の児童生徒は毎日、命に及ぶ危険にさらされている。利用者10万人未満の駅にも補助の拡大を図り、整備を促進されたい。また、都営地下鉄の駅ホームの安全対策について、ホームドアや内方線付き点字ブロック、多国語による案内誘導放送、文字情報の掲示などの対策を講じられたい。地下鉄浅草線全駅のホームドア設置について、計画通りに施工されたい。

### ○ 都営地下鉄の快適性の向上

- ① 地下鉄については、防災対策の充実に向け、ハード面はもとより、SNSを活用した運行情報の発信など、ソフト面の安全対策も講じられたい。
- ② 地下鉄乗換駅などにおいて、エレベーター、エスカレーター等、高齢者や身障者等に優しい設備の整備を進めるとともに、誘導チャイムやサービス介助士の充実などのソフト面のバリアフリー化にも積極的に取り組まれたい。
- ③ 地下鉄駅のトイレの洋式化や、温水洗浄便座の設置など、さらなる快適性の向上に取り組まれたい。加えて、オストメイト用設備を備えたトイレの整備を推進されたい。
- ④ 地下鉄やバスの施設や車内における多言語対応等案内表示の充実を進めるほか、地下鉄駅におけるコンシェルジュの配置拡大など、世界からの観光客を迎えるために必要な施策を推進されたい。
- ⑤ 地下鉄の女性専用車両の導入は、相互直通運転各社との調整のほか、他の車両の混雑を生むことが課題とされてきたが、コロナの影響により、利用者は3割程度の減となっており、残念ながら、今後についてもコロナ禍前には戻らないとの想定がある。こうした機に、都営地下鉄における女性専用車両の拡大に取り組まれたい。都営大江戸線への女性専用車両導入にあたり、痴漢対策を進められたい。
- ⑥ 男性用トイレ内にある簡易型車いす使用者用個室に、サンタリーボックスを設置されたい。また、杖ホルダー等について、全駅のトイレや券売機付近等に設置されたい。

### ○ 都営地下鉄にかかわる災害対策

- ① 大規模水害の発生時に浸水被害の拡大を抑えていくためには、同じ地下鉄である東京メトロとの連携を図られたい。
- ② 駅出入口、通風口などの地上部での対策を検討・実施、防水ゲートなどトンネルを経由し

た地下部の浸水拡大防止策、また、ビルや地下街など、接続した多くの地下施設箇所からの浸水も十分に想定されることから、東京メトロだけでなく、他社施設等との地下鉄ネットワーク全体での減災も早期に図られたい。

- ③ 大規模水害発生の可能性が高まった場合の、地下鉄利用者の安全確保や早期運行再開に向けた取り組みを着実に図られたい。
- ④ テロやミサイルなど武力攻撃事態等において、爆風等から国民を保護するための措置として、国民保護法に基づき、既存のコンクリート造り等の堅牢な建築物のほか、地下街、地下駅舎などの地下施設を緊急一時避難施設として指定された。現在、都営地下鉄では本年5月に55駅、9月末に2駅の計57駅が指定された。今後とも総務局と連携し、万が一の安全を守る対処を適時進められたい。

## ○ 都営バスの快適性の向上

- ① ドライブレコーダーを有効に活用するなど、都バスの安全対策の充実を図られたい。また、老朽化したドライブレコーダーの更新を着実に進められたい。
- ② すべての乗合バス車両をノンステップバスとするほか、フルフラットバス導入に向けた取り組みを着実に実施されたい。また、バス停留所に上屋・ベンチ等を整備するなど利用者サービスの向上を図るとともに、ソーラーパネルの設置を推進されたい。
- ③ 多国語による路線周辺情報の表示と案内放送の推進を図られたい。
- ④ 次の停留所を案内する装置を、バス車内の中央の天井に本格的に設置していかれたい。
- ⑤ 赤字路線であっても必要な路線はしっかり維持をしつつ、路線網をより便利なものにしていかれたい。また、今後利用者の増加につながりそうな需要の芽があれば、それをしっかりと捉えて、路線を増強していかれたい。
- ⑥ 有明アリーナのオープンに伴い、バスが利用できないというトラブルが生じている。その一例として、大規模な来場者による混雑で、妊婦やベビーカーで乳幼児健診健診に向かう母子がバスを乗れないなどライフラインとして機能しなくなる事態が起きている。この様な路線は適宜増強を行いお客様のニーズに応えるとともに、都営バスの収支の改善に務めるよう運営をはかれたい。また、有明アリーナはもとより、今後その他の東京2020オリパラ大会のレガシー施設が多く稼働していくことになる。大規模な集客が予想される場合で路線バスにて機動力が補えない場合には、交通局は他の交通機関への誘導案内や貸し切りバスの利用など、政策連携団体の「はとバス」も活用して、強く施設側に解消を働きかけられたい。

## ○ 都営バスでの双子ベビーカーの広報強化

都営バスにおいて、双子ベビーカーを折りたたまずに乗車できるようになり、利便性が向上されたが、こうした取り組みを、他の乗客にも理解をいただくために、周知広報に努められたい。また、今秋、双子ベビーカーとともにバス停で乗車を待っていた方が、乗務員の認識不足等により、2台にわたって都営バスに乗車できなかったトラブルに合う事態が生じた。このようなことが二度と起こらないよう、局内全般への徹底も図られたい。

## [ 水道局 ]

### ◎ コロナ対策としての水道料金の支払い猶予

コロナ対策として水道料金の支払い猶予を年度末まで行うが、今後の社会状況を見極めた上で、令和5年度においても支払い猶予や、使用料の多い事業者の減免期間の延長を検討されたい。

### ◎ 震災対策の強化

- ① 災害時等において、断水被害を効果的に軽減させるため、重要施設への供給ルートの耐震継手化を優先的に推進されたい。
- ② 私道内給水管整備や水道施設の耐震化を着実に実施されたい。
- ③ 断水の範囲や復旧状況等を地図情報で提供するなど、発災時の水の確保について、都民にわかりやすく伝わるよう取り組まれたい。
- ④ 水道が使えない状況を疑似的に体験するなど、水道の大切さを再認識してもらい取り組みを推進されたい。
- ⑤ 迅速に水の供給を行うため、給水車を増車されたい。

### ○ 水源対策の強化

水源の確保について、利根川水系及び荒川水系における新規水源の開発促進を、国に強く働きかけられたい。また、原水の水質保全対策を、積極的に推進されたい。併せて、水道水源林の適正管理に取り組み、水源地域の保全に努められたい。

## < 配水管施設の整備と着実な維持管理 >

### ○ 給配水管の耐震化工事の安定的な発注体制の整備

- ① 近年（平成 28, 29 年度）、給配水管の耐震化工事は急激な単価増による発注量の減少が続き、事業者は経営の先行き不安に直面した。今後、「東京水道経営プラン 2021」に掲げた主要な施設整備である私道内給水管整備事業について、2031 年度までの 470 km の整備目標の達成を確実に図られ、これに必要な事業費を十分に確保し、また発注量の平準化もに努めて、事業者の経営安定化をはかられたい。加えて、多摩地域での進捗の遅れを取り戻し、多摩格差の解消も含めて予算の増強を図り多摩地区の工事発注量を増加されたい。
- ② 都水道局は、配水管の耐震継手化や塩ビ製水道管の耐震化、私道内給水管整備等の耐震化事業を進めているところである。しかし、都内には、未だ耐震化されていない管、継ぎ手化でない管、昭和時代の管が残って使用されており、今後もこれらの工事も若手を含む水道管工事技術者が担う必要がある。そのため、現在使用しているダクタイル鋳鉄管について、配管技術を学べる実習、施工方法や継手構造などの現在の管だけではなく、過去使用していた管の特徴や布設年代などの内容を盛り込んだ研修も充実させて、工事事業者の技術力向上をはかるよう支援をされたい。

## [ 下水道局 ]

### ◎ コロナ対策としての下水道料金の支払い猶予

コロナ対策として水道料金の支払い猶予を年度末まで行うが、今後の社会状況を見極めた上で、令和5年度においても支払い猶予や、使用料の多い事業者の減免期間の延長を検討されたい。

### ◎ 調節池の増設・河川改修・貯留幹線の整備推進

地域の特性に合わせて、調節池などの増設をはじめ河川の改修（護岸整備や川底深化）や下水道施設（貯留幹線の整備）等の水害対策を全力で進められたい。

### ◎ 「樋門」の開閉遠隔操作と「逆流浸水被害」「内水氾濫」対策

わが党の要望により、出水期を前に「樋門」の遠隔操作化が可能となった。今後は、大雨時に、河川から下水道への水の逆流を防ぐための樋門を閉められなかったことによる「逆流浸水被害」、そして「樋門を閉めたことによる内水氾濫」が再発することのないよう、樋門の操作状況等について、構築された都、区の自治体間等の連携による情報共有の仕組みを活用し、リスクを事前に知らせ、わずかな時間でも被害を軽減する手立てを施せるよう、住民へも確実に情報が届くよう取り組まれたい。

【建設局・下水道局】

### ◎ 東京の快適な水環境創出について

世界に開かれた環境先進都市であるスマートシティの実現へ、東京の中心地に、水と緑の回廊・快適な水環境を創出されたい。そこで、玉川上水や河川水を活用した外濠・神田川・日本橋川の恒久的な水質改善に向けて、早期に着手できるよう検討されたい。

### ○ 震災対策の強化

- ① 近年の豪雨被害等も踏まえ、1時間50ミリ降雨への対策の推進に加え、甚大な被害が発生した市街地における雨水整備水準を、1時間75ミリにレベルアップした施設整備を実施するなど、浸水対策を強化されたい。
- ② 震災時においても必ず確保すべき下水道の機能を確保するため、下水道施設の耐震対策を推進するなど、震災対策のさらなる強化に取り組まれたい。
- ③ 施設の老朽化に対応しつつ、機能の高度化を効率的に図る再構築事業を、計画的に推進されたい。

### ○ 水害対策の強化

都市強靱化に向けた取組として、都は本年7月に『「都市強靱化プロジェクト（仮称）」の策定に向けた論点』中に、地震発生後の台風時における水害対策として、「下水道施設の耐震・耐水化等」を初めて明記した。今後、都は津波被害に対する高さではなく、大型台風時の高潮など最大級の浸水に対応可能な耐水化を早急に行い、下水道機能の確保し、甚大化が危惧される浸水



被害の軽減に努められたい。

### **○ 公共用水域の水質改善**

東京湾など公共用水域の水質をより一層改善するため、合流式下水道の改善や高度処理施設等の整備を推進されたい。

### **○ ビルピット排水対策の強化**

民間においては、臭気発生を抑制するビルピット対策に対する技術開発の取り組みもあり、民間技術の活用も参考にする等、臭気の発生抑制と安全対策のため、一層のビルピット排水対策の推進に取り組まれたい。

## [ 教育 庁 ]

### ◎ 高校段階までの一人1台端末を活用した学びへの取り組み

- ① 小・中学校から一貫した、一人1台端末を活用した学びの体制を確保するため、都教育委員会は高校段階においても、端末には、マルチタスクに対応する高い性能を備えるとともに、教えやすさ、学びやすさへの配慮が必要である。こうした機能を備えた、一人1台端末を活用した学びが可能となるよう、引き続き体制整備を図られたい。
- ② また、区市町村教育委員会に対しは、ICT支援を1校一人の配置を可能とする補助を継続されたい。
- ③ ICT端末を活用し効果的な授業が実施できるよう、活用例の周知や、授業で活用するアプリの開発など、ソフトウェアの充実に取り組みされたい。

### ◎ 避難所のさらなる整備促進

- ① 最近の気候変動に伴う被害は、これまでの予想を超えており、災害時の避難所ともなる公立の学校体育館、武道場、市民センターや公民館の体育室の空調整備は急務である。引き続き、補助制度を継続すると共に、都立高校の体育館施設の空調設備設置等と併せて整備を促進されたい。
- ② 北海道胆振東部地震や台風15号の強風による大規模な停電の発生を踏まえ、都内にある約1,400か所の福祉避難所の多くを占める社会福祉施設全般について、非常用電源装置を早期に整備されたい。また、災害時に重要な機能を果たす空調設備の熱源については、電気のほか、災害にも強いLPガスの活用も有効である。都教育委員会はLPガスの活用も積極的に進められたい。
- ③ 都立学校の避難所指定について、区市町村と連携して取組をすすめ、緊急時に近隣住民が安心して避難できる体制を構築されたい。

### ◎ 学校トイレの洋式化

トイレの洋式化については、児童・生徒の健康の確保、災害時の避難所としての機能を向上させるため、区市町村立小中学校への補助制度の継続と、都立高校の整備を進められたい。また、手洗いの自動水栓化やバリアフリー化を推進されたい。

### ◎ ミキサー食の導入と人工呼吸器の取り扱いの改善

#### (1) ミキサー食の導入

口から食事を摂れない胃ろうや、食べる機能が弱い児童・生徒に対して、都立の特別支援学校で必要とする児童・生徒に対しては、給食にミキサー食を導入されたい。

#### (2) 人工呼吸器の取り扱いの改善

都立特別支援学校における人工呼吸器の取り扱いについて、看護師が操作できるよう、施策を

講じられたい。また、医療的ケア児が、保護者の付添いなしで専用車両乗車が可能となるような体制の拡充を進められたい。

## **○ 冬場の乾燥対策**

冬場のコロナ対策では乾燥が大敵。一方、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」では、延べ床面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上の事務所等や同 8,000 m<sup>2</sup>以上の学校が湿度管理の努力義務の対象となっている。しかし、学校施設では、湿度管理機器が故障しやすいことなどから励行が遅れがちであり、対応が図られていない。今後は、改築や大規模改修での標準仕様化に取り組むとともに、全校での喫緊の暫定対策として、後付け加湿器等へも補助されたい。

## **○ 教員数を減らさない必要な人材確保**

特別支援学校において、教員数を減らすことなく、生徒・家族の安心につながる外部専門家、介護職員の増強を図られたい。

## **○ 教育機会の確保**

夜間中学校や通信制中学校への人的、財政的支援を行い、都民の貴重な学びの機会を確保されたい。

## **○ 医療的ケアを要する児童・生徒の通学バスに同乗する看護師の確保**

- ① 医療的ケアを要する児童・生徒の通学バスに同乗する看護師を確保するため、近隣の訪問看護ステーションからだけでなく、病院、社会福祉施設等からの看護師の派遣が可能とするため、委託契約の対象範囲の拡大を図られたい。
- ② 都が看護師を直接雇用し、通学バスへ同乗するためには、勤務単価の増額が必要であるため、早期に増額されたい。
- ③ 校外活動参加時の保護者の付き添いによる負担をなくすため、付き添いの看護師を増員されたい。

## **○ 人工呼吸器使用の医療的ケア児の引継ぎに係る付き添い期間の短縮**

人工呼吸器を使用する医療的ケア児の通学から学校生活まで保護者の付添いをなくすための支援の中で、医療的ケア児の「ケア」の仕方を保護者から学校に引き継ぐため、保護者による付添い期間が長期間に渡る傾向がある。ガイドラインの改正を機に医療的ケア児のケアの引継ぎに係る保護者付添い期間を一層短縮化されたい。

## **<教員の資質向上・処遇の改善・教職員の確保等を図る>**

### **○ 教員及び代替教員の確保**

教員確保に向け、大学3年生への選考実施や処遇改善等を検討されたい。また、代替教員の十分な人数を確保するとともに、それに向けた公正な選考方法を早急に改善されたい。また、補充に際して活用する代替名簿については、ITCを活用し早期に採用に繋がるよう改善に取り組まれたい。さらに、教員希望者に対する採用の早期通知の実施と、校長推薦による臨時教員の資格付与についても検討を図られたい。

## ○ 教員以外の人材の積極活用

- ① 管理職の事務負担を減らすため、補助員の採用・配置を強化されたい。
- ② 小学校における英語の専科教員の採用・配置を進めて、教員全般の負担の緩和を図られたい。
- ③ 部活動を支える外部人材の身分の安定を図り、人材の確保と活用を進められたい。  
また外部指導員による、部活動の引率などが可能となるよう検討を進められたい。
- ④ 退職教員の現場復帰を通して、現職教員の負担を緩和する制度の安定的な運営を図られたい。現場復帰にあたっては条件の見直しをおこない、復帰しやすい仕組みを検討されたい。
- ⑤ 都立特別支援学校の寄宿舎指導員について、標準法定数の確保に努めるとともに、今後、退職等の動向を見極めながら計画的に採用選考を実施されたい。

## ○ ヤングケアラーの支援

教職員がヤングケアラー研修により認識を深めるとともに、早期に発見し、福祉分野等への支援につなげる仕組みを構築されたい。

## ○ フリースクール等に通う不登校児童・生徒支援調査研究事業の継続・拡充

コロナ禍の影響もあり、不登校児童・生徒が増加傾向にある。都は、フリースクール等に通う不登校児童・生徒及び保護者の支援ニーズや進路、活動内容などを把握するため調査・研究を行い、協力者（保護者）へ調査協力金を支給する事業を行っている。この事業は、今後の教育施策を推進していくために重要な事業となるため継続・拡充されたい。

## ○ いじめの未然防止と早期発見

- ① いじめ総合対策第二次を着実に推進し、いじめの未然防止と早期発見、早期対応に努め、夜間、休日における相談体制の充実や、学校に配置したスクールカウンセラーなどの専門家を活用した取り組みを進めるなど、実効力のある総合的な対策を講じられたい。
- ② かけがえのない子どもの命が失われることがないように、自殺予防対策を徹底されたい。
- ③ 有害な電子情報やSNSによるネットトラブルから子ども達を守るため、情報モラル教育を推進し、ネットの正しい利用の仕方などについて啓発を図られたい。
- ④ 不登校及び中途退学者対策や児童虐待の防止を強化するため、不登校特例校の設置促進、校内体制の強化やスクールソーシャルワーカーの配置拡充、福祉事務所などの活用を進め、十分な配慮に努められたい。
- ⑤ 公立小・中学校及び都立高校において、弁護士によるいじめに関する出張授業を実施するための予算措置を講じられたい。
- ⑥ 児童・生徒のいじめや自殺などの減少・根絶に向け、教職員やスクールカウンセラーが、児童・生徒のメンタルヘルスの問題に気づく能力を高めるための研修教材の作成と研修を実施されたい。

## ○ 法教育の推進

本年4月から18歳成人の施行にあたり、高校3年生在学中に裁判員に選出される可能性がある。そこで、早い段階から発達に応じた法教育を、今以上に推進されたい。

## ○ PTAについて

各学校において、PTAの扱いが著しく異なることから、PTAの扱いに関するガイドラインを作成し、周知されたい。

## ○ 日本語を母語としない子どもの教育の充実

- ① 日本語指導を必要とする全ての児童・生徒が充実した教育を受けられるよう、指導体制を確立されたい。
- ② 日本語を母語としない子どもの教育に関して、都として多岐にわたる業務をワンストップで受け止め、各担当部署と連携し、政策を作る権限をもつ専門部署を設置されたい。
- ③ 日本語学級が設置されていない全区市町村に向け、設置要綱を周知し、未設置地域の解消を図られたい。
- ④ 在京外国人枠をもつ都立高校をさらに増やされたい。併せて、都立高校の入試難易度がわかる制度を構築されたい。
- ⑤ 在京外国人入試でも、取り下げ・再提出ができるよう日本語を母語としない生徒の都立高校入試制度を改善されたい。

## < 校舎・施設等を整備する >

### ○ 都立高校の空調整備の3年以内の完了

都立高校については、特別教室等の空調配置を早急に進められたい。また、老朽化したセントラルヒーティング形式の空調は猛暑期に機能が果たされていないため、早急な更新など対策を図られたい。

### ○ 都立高校の普通教室の暑さ対策

都立高校において、老朽化が進んで機能が十分発揮されない全館空調方式の設備の改修を早期に進められたい。

### ○ 公立小中学校の空調整備等の推進

- ① 公立小中学校における特別教室や調理室、体育館などの空調整備が進むよう支援されたい。また、支援にあたっては、リースの活用も含めた柔軟な対応を行われたい。
- ② 公立小中学校の空調整備を迅速に行うため、設計費、断熱工事費、電源設備の改善費、島しょ地域での塩害対策費も補助対象とされたい。
- ③ 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業など諸施策を推進するとともに、小中学校施設における非構造部材の耐震化や、安全性に問題のある塀の撤去・再設置が確実に進むよう支援されたい。

### ○ 避難所に指定されている場合の給水管等の対策

避難所に指定されている都立学校および区市町村立学校への給水管の耐震化と応急水栓の設置の促進に向け、予算を増強されたい。  
【各局共管、特に水道局】

## [ 人事委員会事務局 ]

### ○ 障害種別に配慮した職員採用選考

都の職員採用選考においては、障害種別に応じた配慮を一層推進されたい。

## [ 会計管理局 ]

### ○ 新たな公会計制度の活用促進

都が全国に先駆けて導入した新たな公会計制度について、引き続き国や他自治体との連携による情報共有・発信に取り組まされたい。

## [ 警視庁 ]

### ◎ 認知機能検査及び高齢者講習について

高齢者の運転免許証の更新に必要な認知機能検査や高齢者講習について、75歳以上の講習短縮のほか、受講場所の増加や指定教習所の受け入れ枠の拡大を進めるなど混雑緩和を図られたい。また、認知症検査については、病院検査による診断書提出も可能とすることや、タブレット端末を導入した検査の実施も推進されたい。さらに、高齢が原因とみられる自動車運転事故が目立っていることを踏まえ、運転免許証の返納の推進をはじめ、適切な対応を進められたい。

### ○ 特殊詐欺等の犯罪抑止と被害防止対策の推進

特殊詐欺被害をうけやすい高齢者世帯への、訪問による防犯指導や広報啓発活動、金融機関等との連携による被害防止対策を推進されたい。

### ○ 交通事故防止対策の推進

高齢者や児童への交通安全対策を推進するとともに、悪質・危険な交通違反の取締りなど、交通事故防止対策を推進されたい。

## [ 東京消防庁 ]

### ○ 消防体制の強化

大規模震災時や激甚化する自然災害における迅速な救助活動を可能とする車両及び資器材等の整備を図り、さらなる消防体制の強化に努められたい。

### ○ 救急活動体制の強化

- ① 救急隊の増強及び救急相談センターの充実により、通報から救急隊の現場到着までの時間を短縮できるよう努められたい。
- ② 救急活動体制を強化するため、救急隊の増強及び救急相談センターの充実に努められたい。また、医師の確保策を講じられたい。
- ③ 所定の役割を終えた救急車の都内二次医療機関等への譲渡を促進されたい。

【福祉保健局共管】

## [ 議会局 ]

### ○ 情報発信のバリアフリー化の一層の進展

- ① 東京都議会の模様を報じる映像においては、ライブ映像や録画を問わず、手話ができない聴覚障害者にも適切に情報伝達を図られたい。
- ② 手話画面を設ける場合は、手話部分の映像が大きく画面に映るよう工夫されたい。
- ③ 補聴器利用者に向け、ヒアリングループ（旧称：磁気ループ）の設置徹底を図られたい。